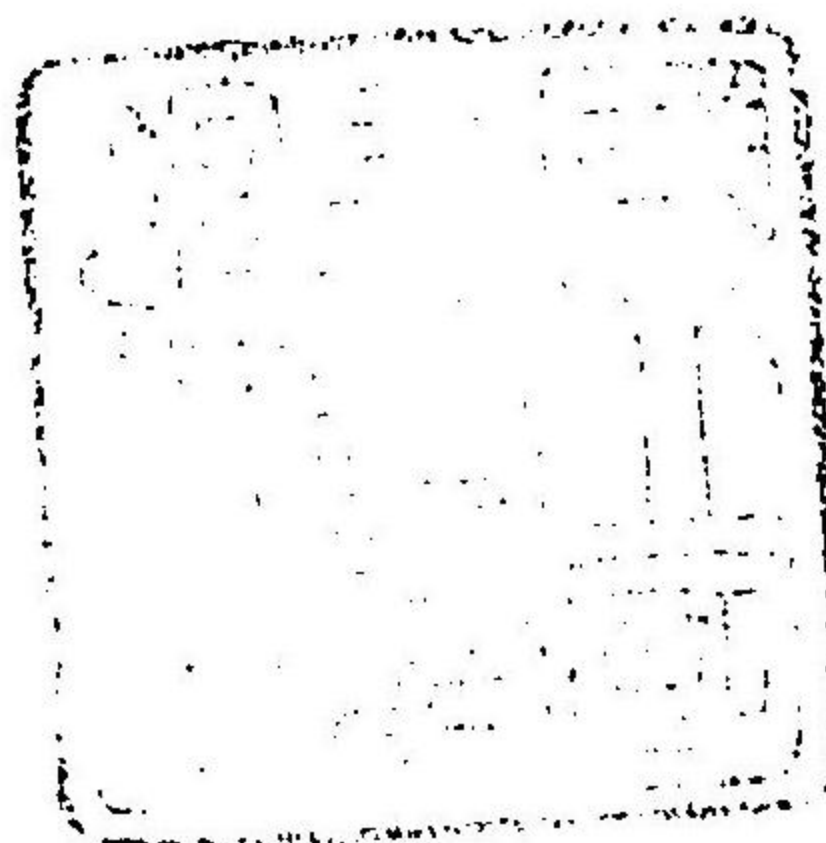


米國 ジョン・ダブリュー・バルジエス 著

# 比較憲法論

日本 高田早苗 譯  
吉田巳之助

323.1  
468409  
T



468409





Very sincerely yours  
John W. Burgess. Dec 9, 1907



## 原序

予二十年前始めて「ヘーゲル」の『歴史哲學』 *Philosophie der Geschichte* を讀み心私かに以爲へらく他日書を著す事あるも必ず之が序を作るとを爲さじと爾來今に至て尙ほ此心を翻すとなし然りと雖も今本書を公にするに當りて一言自から辯せざるべからざるものあるを覺ゆ其理他なし古來政治學に關する著書既に尠からざるに今敢て淺學を省みず復び之に關する著述を試むるの僭妄を犯す一なり予の畏友二人此書を作すに於て無上の助力を與へられたるを記せざるべからざる二なり。

「ギョテ曰く人は書を著はす前世故に老ふるを要すと眞に然り、著書以て世に問ふ豈容易ならんや、則ち學者若し書を著はさん



と欲せば必ずや前人未發の理を闡くか、否らざれば前人其一端を叩て而して未だ全豹に及ぶ能はざりしものを闡明する所なるへからず、故に政治學の畛域に於て今新たに書を著はさんご欲せば必ずや新事を説き新説を立つるか、否らざれば説明の法に於て一層の確的を示すか、若くは其鹽梅に於て一層の適正を得るもの無くんばあるべからず、予は平生實に此の如く思へり、故に本書を世に問ふのとは幾度か之を躊躇して自から決する能はざりき、予は敢て本書に於て前人未發の理を闡けりとは言はず、書中或は説明の法に於て歸納の法に於て前人に一步を進めたるものあらん、然れども其の果して適正確的なるや否は之を讀者の判定に待たざるべからず、但だ若し本書に多少の特色ありとせば夫れ比較研究の方法

か寔れ從來自然科学の方面に於て頗ぶる成果を見たるの方法にして予今敢て之を政治學及法理學の方面に應用したるものなり、勿論比較研究の法を政治學に適用したるは予を以て嚆矢と爲すに非ず、獨逸の公法學者は既に此法を用ゐつゝあり、唯だ英米佛に在りては此法や新奇にして「ボートミイ」「フライス」「ダイシイ」「モーゼス」及「ウルソンの數子」僅かに此耕境に鋤犁を入れたるのみにして大に之を開拓すべきの餘地甚だ廣きを見る。予の本書を著はしたるは則ち更に進て此方面の荆棘を刈り榛蒙を拓かんごするに在り、而して其勞の多く空しからず多少斯學界に裨補あるべきを信ず、大方の君子之を可すや否。本書を著はすに當り予の學友にして又同僚なる教授「マンロ」スミス博士(Pro. Dr. Munroe Smith)は其繁劇の身を以て原稿の全部



を閲讀せられ之に最も有益なる批評忠告を加へられたり。予は概ね博士の忠告批評に聽從したるを告白すると共に深謝の意を表せざるべからず、又予の舊學生にして知友なる「ロバート、ウェール」博士(D. Robert Weil)が全書の目録、索引等を作り参考書目を校訂し予に非常の助力を與へられたるは予の銘記して永く忘れざる所なり。

千八百九十年八月

ジョン、ダブリュー、バルジエス識

## 比較憲法論 例言

一、本書は米國「コロンビヤ」大學政學部長兼史學、政治學及國際法教授「ジョン、ダブリュー、バルジエス」博士(John W. Burgess, Ph. D., LL.D.)の名著 Political Science and Comparative Constitutional Law を翻譯したるものなり。「バルジエス」博士が英米獨佛の制度に明かにして特に獨逸國法に精通し、最新の英獨學派を折衷して之を代表するの碩學なるとは、斯學に通ずるもの、夙に知る所なり。

一、本書は上下二編より成り、其の論ずる所、政治學の原理に始まり英米獨佛憲法の得失比較に終はる。其要目を擧ぐれば上編に於て政治學の根基たる民族、國家より英米獨佛憲法の成立を詳論し、下編に於ては右四國の政體、政府、立法機關、行政首



長等に關する理論と實際とを細説す。其の説く所、實に政治學及憲法論の大綱細目に涉りて遺漏なきものと謂ふべし。

一、本書の原名を直譯すれば政治學及比較憲法論なり。然れども本書の特色は英米獨佛四國憲法の比較研究に在り。故に曩きに早稻田叢書に於て政治學及比較憲法論と題せるを改めて單に比較憲法論と稱す。蓋し其名簡にして其内容に合ふを思へばなり。

一、國法の比較研究は既に獨逸に於て頗る熟せりと雖も、英米に於ては本著者の外「ブライス」「ダイシー」及「ウルソン」等の二三子あるに過ぎず。中に就て「バルジス」博士最も該博斬新の稱あり。是れ吾人が經世七大名著の一として本書を選定したる所以なり。蓋し近年學術の普及と共に各種の書籍盛に出版せら

れ、從て有益の著書間、之れ無きに非ずと雖も政治學の著述にして見るに足る可き者は殆んど皆無と謂ふ可く、翻譯書の如きも其類多からず。而して經世七大名著の第一編「ウルソン」氏政治汎論と本書とは、英文を以て著作せる政治學中の白眉なれば、斯學に志すの徒を益すること思ふに尠少ならざらん。而して政治汎論は専ら記述的歴史的にして、この書は比較論評を旨とするものなるを以て、二者相俟つて讀者を益す可きこと勿論なり。又同じく七大名著の一なる「グウドノオ」氏比較行政法は、本書の姉妹作とも稱す可きものにして、其著作は本書を補充すべき目的に出でたるに外ならず。讀者須く對照參考するを要す。

一、卷末に附せる歐米憲法正文は、素と我衆議院事務局の翻譯



に係る。原書が讀者參考の便を謀り、獨佛米諸國の憲法正文を載せたる例に倣ひ、附録として掲ぐることをせり。

明治四十一年二月

譯者識

# 比較憲法論

## 上卷目次

### 第一編 政治學

#### 第一卷 民族

- 第一章 民族の定義……………一
- 第二章 現今歐米二大洲に於ける民族の分配……………七
- 第三章 民族の有する政治上の性質……………三二
- 第四章 自然人種及政治地理并に民族固有性格に關する上來の觀念よりして、實際の政策を論ず……………四五

#### 第二卷 國家

- 第一章 國家の理想及實想……………五八



第二章 國家の起源……………七二

第三章 國家の形體……………八七

第四章 國家の目的……………一三三

第三卷 英吉利、亞米利加合衆國、獨逸、及

佛蘭西、憲法の成立

第一章 英吉利憲法の成立……………一二五

第二章 合衆國憲法編成史……………一三七

第三章 獨逸帝國憲法編成史……………一五三

第四章 佛蘭西憲法編成史……………一七七

第二編 比較憲法論

第一卷 憲法上に於ける國家の機關

第一章 英吉利憲法上に於ける國家の機關……………一九四

第二章 合衆國憲法上に於ける國家の機關……………一九九

第三章 獨逸憲法上に於ける國家の機關……………二二七

第四章 佛蘭西憲法上に於ける國家の機關……………二三五

第二卷 個人の自由

第一章 個人の自由の理想、泉源、内包及擔保……………二四四

第二章 合衆國憲法上に於ける個人の自由……………二五八

第三章 日耳曼帝國憲法上に於ける個人の自由……………三五九

第四章 憲法上に於ける個人的自由の學理上の地位及

其真正の關係……………三七一

下卷目次

第三卷 政府の組織

第一部 政府の形骸



第一章 政體の標準……………一

第二章 標準の應用……………二八

第二部 立法部の組織

第一章 合衆國政府の立法部の構造……………六二

第二章 英吉利政府の立法部の構造……………八七

第三章 日耳曼帝國立法部の構造……………一四

第四章 佛蘭西立法部の構造……………三九

第五章 立法部構造の比較研究……………一五六

第六章 英佛立法部の權力……………一九八

第七章 合衆國聯邦議會の權力……………二〇〇

第八章 日耳曼帝國立法部の權力……………二五二

第九章 立法權に關する亞米利加合衆國及日耳曼帝國兩憲法の比較……………二七一

第三部 行政部の組織

第一章 大英國の國王……………二七六

第二章 國王の義務及權力……………二九三

第三章 合衆國政府行政部の組織……………三二五

第四章 大統領の權力……………二七五

第五章 日耳曼帝國憲法上に於ける行政部の構造……………四〇〇

第六章 皇帝の權力……………四二〇

第七章 佛蘭西政府行政部の構造……………四三八

第八章 佛蘭西大統領の權力及義務……………四四六

第九章 行政主長を比較的に研究す……………四六七

第四部 司法部の組織

第一章 合衆國に於ける司法部の組織及權力……………四八九

第二章 英吉利政體に於ける憲法的裁判所……………五一五

第三章 日耳曼帝國憲法上に於ける法廷の組織及權力……………五二九



第四章 佛蘭西憲法に於ける司法部の組織及權力……五三六  
 第五章 司法部の比較研究……五四〇

各國憲法正文

比較憲法論上卷

米 國 ジョン・ダブリュー・ハルジェス 原著

法學博士 高 田 早 苗

共譯

吉 田 巳 之 助

第一編 政治學

第一卷 民族

第一章 民族の定義

民族即ちネーション(Nation)といふ語は人種學上の語にして人種學的概念を言明す。此語は拉丁語のナショナル(National)より出て、元來生産、血族等の關係を示す語なり。然るに近世に至り之を政治學上の語として普通に用ゆることゝ爲り、殊に英佛米の公法學者は之を濫用すること最も甚しきに至れり。獨り獨逸學者は較言語例の區別を明かにし、其の用法一層正確にして科學的なり。即ち獨逸學者は民族といふ語義を其の元來の人種學上の語義に近く之を用ひ、政治學の上に於ては



他の語を用ゆるなり。今予輩も亦た其の擧に倣ひ、予輩の胸中に於て此語の眞義を確定し、唯た其の意義にのみ之を用ひ以て思想と言語との紛亂を避けんとす。

因て今ネーション即ち民族の定義を下すこと左の如し。

『民族とは自然の一地域内に住する同類の人種をいふ』

然れども此定義には多少の非難を容るべし。何となれば此定義の如き民族は最も完全に存在する民族にして事實に於ては殆ど何地に於ても發見する能はざるなり。則ち實際は地域の範圍人種の範圍よりも廣きことあり、或は人種の範圍地域の範圍よりも大なることあり、或は又地域の範圍明劃を欠くものあり。又人種の同類なるを示すに必要なる原素の往々欠乏するもの無きに非ず。

且此定義は一層の解説を要す。自然の地域とは高山、大河、森林、沼澤、氷海、其の他の障礙物に依り他地方との交通困難なる一區域を云ふ。同類の人種とは同一の言語、文學、口碑、歴史并に善惡に關する同一の習慣及び思想を有する人々を云ふ。而して同類の人種を組成するには同一の言語を有するを以て第一要件とす。言語同一なれば習慣及び思想も從て同一なるべければなり。茲に注意すべきは同類

の人種を組成するの要件中に同一の血族と云へる條件を算入せざること是なり。勿論血族の同一は民族の組織に大勢力を及ぼすは明かなりと雖も、然れども之に依らずして民族は尙ほ發達するを得べく、又血族の異なるが爲めに起る所の障害を排斥して發達すること往々にして之れあるなり。古昔に在りて同一の血族は同一の言語を生じ同一の社會を發生したるは疑を容れずと雖も、移住、征服、婚姻等より生じたる血族の混和は大に此勢力を減し、地域の接近及び交通は之に代て同一の言語及び同一の社會を生ずるの要素と爲るに至れり。近代に於ては重なる一血族の指導の下に諸血族が爲す所の政治上の結合は往々にして一民族發生の結果を見ることあり。されば民族は元來自然と歴史との産物なりと雖も政治的結合は大に其の發達を助け政治的分離は之を遅延せしむるや疑を容れざるなり。又宗教の如きも古昔に在りては民族を組成するの一大要件なりしが近世に至り信教自由の主義行はるゝに及んで其の勢力は大に減少して民族發達の一大要素たる能はざるに至れり。

思ふに自然の地域に同類人種のみ住居する場合、即ち完全なる民族存在する場合



若くは完全に近き民族存在する場合には民族は乃ち政治的組織を成して茲に國家の成立を見るは必然の現象なりとす。然れども此外尙ほ政治組織の成立する場合あり。抑も一民族發達して政治組織を爲すに至るまでは多くの階段を経ざる可らず、從て國家を成立せしむるが爲に關係する所の勢力は一にして足らず、或政治組織の如き實に其中互に敵視する數民族を包有することあり。而して數民族を同一國內に包有するは予が後段説明する所によりて一層明瞭なるべきが如く專制政體に多く見る所なり。史に稱す煥帝フランシス二世は嘗て其の國に駐在せる佛國公使に謂て曰く「朕が人民は同一種族に屬せず、而して是れ却て至幸なり。彼等は同時に同一の疾病に罹ることなからん、若し佛國に於てせんか一旦疫癘の流行するに當りては、人民は一時に其の災を蒙らん。余は匈牙利人を伊太利に置き、伊太利人を匈牙利に置く、是を以て隣保相警め互に相和親することなくして寧ろ相嫌忌す、其の反對の感情よりして秩序を生じ、其の相互の怨恨よりして一般の平和成る」と。國家の發達して民主政體を組織するに至るや、民族の同一は最も其の勢力を表はす、而して民主政體の發達に此同一民族の必須の要件たる所以

は後章を待ちて之を説明すべきなり。數民族を包含する一國家にして各民族の感情及思想發達し、彼我の差異愈明確なる時は政治組織の分裂を生じて國家の解體を來すの危険なきに非ず。然れども同一地域内の民族同一ならずと云ふの一事にては必しも此危険を生せず。但だ之が爲め往々中央集權の制度を生ずるに至る。此事に關しても尙ほ後章に説く所あるべし。

次に總ての民族悉く皆政治的能力を有するやと云ふに、之を有する者と有せざる者とあり。民族の中或は言語技術宗教を創作する爲に其の材能氣力を費したるものあり、或は其の材能薄弱にして此等技術宗教等の發達をも遂ぐる能はざるものあり。此等民族は皆政治組織を爲すの材能なきものなり。政治上の材能に最も富むものをアリヤン民族とす、アリヤン民族の中に於ても亦差別の存するあり。即ち亞細亞洲に留まりたるものは一の眞國家を創造したるとなく、歐羅巴洲に移住したるアリヤン民族の中ケルト民族は殆んど國家を組織したるとなく、希臘民族も其の材能薄弱にして言ふに足らず。獨りチニートン民族は材能に富み、



全世界に其類を見ざる所なり。是を以て各民族は必ず國家を組織せざる可らずとの結論を爲すを能はざるを知るべし。されば若し歴史にして吾人を欺かずんば自から政治組織を爲す能はざるの民族が政治組織の才能に富める民族に服従するの一事も亦彼の國家の組織と同じく世界文明の進歩の上に最も必要なりと謂はざる可らず。予は信ず此方法に依らざれば亞細亞亞弗利加に於て到底政治組織を見る能はざるべきを。勿論斯る場合に征服者たる民族は服従者たる民族の言語、文學、技術、宗教及び無害の習慣を保存せざる可らず、唯だ法律と政治との上に於て正義にして便宜なりと思惟する所を實行すべきのみ。最後に同一民族が地勢上二個以上の邦國を成すものあり。英米二國人及び西班牙、葡萄牙人と南亞米利加人の如き是なり。而して其の結果個々特殊の材能性質を發達するに至るを見るなり。

以上述る所に依り讀者は民族即ちナション(nation)と國家即ちステート(state)とを言語及思想の上に於て區別するの如何に必要なかを知るべし、即ち前者は専ら人種學上の語として之を用ひ、後者は全く政法學上の語として用ひざる可らず。

## 第二章 現今歐米二大洲に於ける民族の分配

民族の分配を論するに當りては二個の肝要なる區別あり。一は異種の民族が地域を異にして分配せらるゝものにして、一は異種の民族が同一地域内に住居するもの是なり。此二種の分配より生ずる政治上の結果は甚だ相異なるを以て吾人は豫しめ此區別を明知するに非ざれば政治學研究の上に混雜を來たすの憂あるべし。

然れども民族分配の事は廣く世界に涉りて之を論せず、唯だ歐米諸國に就て之を説くべし。其の理他なし、既に前述せる如く獨り歐羅巴及び北亞米利加のみ科學的研究に材料を供するに足るべき政治組織の發達を爲したればなり。

### 第一節

今ま夫れ天然地理の所説に據りては吾人が歐羅巴と呼ぶ所の地方に於て自然の地域を成すもの九個あるを見るべし。予は歐羅巴大陸と云はず、何となれば歐羅巴は眞に亞細亞大陸の北西半島たるに過ぎざればなり。且余は歐羅巴の中に不烈頭諸島を包含せんと欲すればなり。抑も此等の地域は一も完全ならず、而して



て其の境界廣袤等亦一様ならざるなり。

第一 其の中に就て最も完全なる區域を成す第一を南西の半島とす。該半島は東は地中海に南は地中海シブラルタル海峡及び大西洋に北はピヌケイ灣及びピレニース山に界し東經二度西經九度北緯三十六度より四十四度に位して殆ど二十三方方哩を占むる方形の地域なり。

第二 第一に次て完全なる地域は北海及英吉利海峡と大西洋との間に横はれる島嶼にして東經二度西經十度北緯五十度より五十九度に至る地面の殆ど三分の二を占むる十二万八百三十二方哩の地域なり。此地域が完全なる自然の區域を成すに最も欠くるの點は四方に位せる一島が他の數島より十哩若くは數十哩の幅員を有する海峡の隔つる所となること是なり。此欠點は其自身取て大どするに足らざるも他の數多の障礙の爲めに政治上の結合發達を妨ぐることも少からず。

第三 南は地中海及びピレニース山に西は大西洋に北は英吉利海峡及び北海に東はアルプス、ジュラ、ボッゲス、アルデネス諸山に境し東經六度西經二度北緯四十四度より五十一度の間に横はり、二十二万方哩を有する地域是なり。此地域に於け

る欠點はリージュ市より北海に至る北東部に於てミューズ河を除くの外は東西部を區別する自然の境界なきに在り。現今政治學者及び地理歴史學者等は通例河川を以て自然の地域の境界と爲すに足らずと見做せばミューズ河ありと雖も自然の境界と爲すに足らず。否河川は彼我を阻隔するの境界と爲るよりは却て之を連接するの通路と爲るものなり。故にリージュ市より北海に至る界線は全く人為的にして自然の境界と爲すに足らず。却て北海及バルチック海の南岸の地と英吉利海峡に沿ふて南西に走る一帯の地との間に於ける通門と爲るものと謂ふべし。

第四 中央半島即ち北北東及び北西はアルプス山に、東西南の三方は地中海に界し東經七度より十八度に至り北緯三十七度より四十七度の間に横はり、十一万六千方哩を有するの地域なりとす。此地域は第一長さ七百哩以上幅殆ど一百哩にして長さど幅と相應はざるを以て第二アペナイン山脈の爲めに東西二部に縦斷せらるゝを以て自然の地域として大に欠くる所あり。此地域に住する民族は他の點に於て大に便宜を有するにも拘らず、此等の欠點の爲めに頗る其發達を妨



害せらるゝを免れざるなり。

第五 東半島即北はバルカン山脈に接し他の三方は海を以て圍まる。東經十九度より二十七度に至り北緯三十七度より四十二度の方に横はり、十萬方哩を有するの地域なりとす。

第六 北半島にして東經五度より二十五度に至り北緯五十五度より七十度に至るの間に横はり、三十萬方哩を有するの地域なりとす。

第七 西はアルデネス、ボスグス、ジュラの諸山に南及南東はアルプス、カーベシアン山に北は北海及びバルチック海に、東はグラコー市よりバルチック海に達するの線を以て境とし、東經六度より十九度に至り北緯四十六度より五十四度の間に横はり、三十萬方哩を有するの地域なりとす。

第八 北北西及北東はアルプス、カーベシアン山に、東は黒海に、南はバルカン山に、南及び南西はカーニツク、アルプス山に境し、東經十二度より二十七度に至り北緯四十二度より四十九度の間に横はり、二十八萬方哩を有するの地域なりとす。

第九 南西はカーベシアン山に、西はバルチック海に、北はアークチック海に、東は

ネアドルスク、ウラル山及びカスピアン海に、東はコーカサス山及び黒海に境し、東經二十二度より六十度に至り北緯四十五度より七十度の間に横はり、二百萬方哩を有する地域なりとす。

自然の地勢上より歐洲全土を觀察し來たれば以上の如く九個の地域に大別するを得べし。北亞米利加大陸は歐羅巴州の三四倍の廣袤を有すれども自然の地勢より之を分ては僅かに三個の地域あるのみ。(一)アブラシヤン山脈と大西洋の間に横はる地域。(二)東はアブラシヤン山脈及び大西洋の北部に北はアークチック海に、南はメキシコ灣に、西及び南西はロッキーマウンテン山脈に境するの地域。(三)ロッキーマウンテンと太平洋の間に横はるの地域なりとす。此三地域は皆山脈を以て縦斷せらるゝが故に其の氣候の互に異なること歐洲に於ける各地域の氣候の差より一層甚しとす。従て其の地域を區別するにも歐洲に於けるよりは一層氣候に重きを置かざるを得ず。今氣候の上より北亞米利加大陸を區別すれば六個の地域と爲すを得へし。

第一 東はメキシコ灣及びカリビヤン海に、西は大太平洋に接し、西經八十二度より



百十五度に至り、北緯十度より三十度に位し、八十七萬五千方哩を有する高地とす。  
 第二 アパラシヤン山脈と大西洋の間に横はり、西經六十度より八十五度に、北緯二十五度より五十度に位し、四十萬方哩の面積を有する地域是なり。

第三 東はロッキーマウンテン山脈に、西は太平洋に界し、北緯三十度より五十度に至り、西經百十度より百二十五度に至るの間に位し、八十六萬五千方哩の面積を有するの地域是なり。

第四 第三の地域と東西の界を同ふし、北方に走るの地域にして西經百十度より百六十五度に、北緯五十度より七十度に至り、八十萬方哩の面積を有するもの是なり。

第五 ミシシッピ及びミズリ二河の大廣原にして東はアパラシヤン山脈に、西はロッキーマウンテン山脈に、南はメキシコ灣に、北はグレートレイクス湖に界し、其の大部は北緯二十九度より四十八度の間に位し、北境に於て西經七十五度より百十度の間を占め、南部は較く狭くして西經八十五度より百度の間に位し、面積百七十五萬方哩を有するの地域是なり。

第六 第五の北方ロッキーマウンテンの東に位し、北緯四十九度より八十度に至り、西經六十度と百十五度より百四十度に至り、面積殆ど三百萬方哩を有する廣漠無邊の地域是なり。

### 第二節

更に歩を進めて前節に列擧したる自然の地域上に民族が如何に分配せらるゝかを觀察して自然の地域と民族の種類と相應するや否を調査すへし。

先づ歐羅巴洲より觀察を始めんに、第一の地域には三個の民族住居す、西班牙人千七百萬人、葡萄牙人(五百萬人)、バスク人 Basques (四十五萬人)の三民族是なり。此三民族は各々其地方を異にし、第一は本部に、第二は西海岸一帯の地に、第三は北境の狭部に住居す。此三民族の外南部一半の地方にモレスコー人 Morecos (六萬人)あり。西部地方には三四千の黒人あり。此外五萬許のツプシー人 Gypsies ありて全地域に漂住す。右主なる三民族の中獨り第三即ちバスク人のみ原種を保存し、他の二民族は皆混合人種なり。即ち第一西班牙人はアイベリヤ人、ケルト人、羅馬人、ゴッス人、アラニ人、スウェーデン人、パンダル人、ムール人、亞刺比亞人、猶太人の混合人



種にして第二葡萄牙人は羅馬人スウキービ人、ムール人の混合人種にして後ち猶  
 太人及び佛蘭西人も之に混合したり。

第二の地域には明瞭なる二個の人種住居す。英吉利人及びケルト人は是なり。此  
 地域に於ける西島の大部及び東島の極西部と極北部にはケルト人主として之に  
 住し。其他は英吉利人主として之に住居す。然れども主としてケルト人の住す  
 る地方にも多少英吉利人を混じり主として英吉利人の住する地方にもケルト人の  
 幾分か之に混住するは勿論なりとす。右二民族の中原種を保存するものはケル  
 ト人にして英吉利人はもとチニートン人にケルト人及び羅馬人種を混合したる  
 ものなり。英吉利人は漸くにしてケルト人を呑化するの傾向あり。現今二民族  
 の數を比較するに英吉利人は殆ど三千四百萬にしてケルト人は殆ど三百五十萬  
 なり。

第三の地域には少くとも六個の民族之に住居す。即ち佛蘭西人(三千六百萬)、ウ  
 ルーン人(Walloons)(四百五十萬)、チニートン人(二百萬)、ケルト人(百二十五萬)、バスク  
 人(十五萬)、伊太利人(十二萬五千)是なり。内佛蘭人は此地域の大部分を占め、其の他

の民族は境界に接するの地方に住居す。即ちバスク人はピレニウス山脈に沿ふ  
 一帯の地方に住居し。ケルト人は西半島、外部一半の地に住居し、ウァルーン人及び  
 チニートン人は北東部に、伊太利人は極南東部に住居す。六民族の中バスク人、ケ  
 ルト人及びチニートン人の三民族のみ大體に於て先づ純種の民族と稱するを得  
 べく、其の他は皆混合人種なりとす。即ち佛蘭西民族はアイベリヤ人、ケルト人、羅  
 馬人及びチニートン人(フランク人、バルガンデ人及びノルマン人)の混合人種に  
 して、ウァルーン民族はケルト人、チニートン人及び羅馬人の混合より成り、此地域  
 に於ける伊太利人も亦たケルト人、チニートン人及び羅馬人の混合人種なりとす。  
 第四の地域は地理上の形勢と民族の分配と殆ど相一致するを見る。則ち此地域  
 には伊太利人のみにして多少の他種なきに非ざるも少數にして殆んど言ふに足  
 らず。伊太利人はケルト人、羅馬人、チニートン人、希臘人及びサラセン人の混合し  
 て生したる民族にして現今殆ど三千一百萬人あり。則ち北部に於てはチニート  
 ン人、其の主族と爲りてケルト人及び羅馬人を混合して伊太利民族を作り、中部に於  
 ては羅馬人主と爲りてケルト人及びチニートン人を合せて之を作り。南部に於



ては希臘人とサラセン人と混合して之を作り後ち佛蘭西人及び西班牙人之に加はるに至れり。

第五の地域即ち歐羅巴の東半島の地には數多の民族住居す。希臘人(三百萬人)、土耳其人(百五十萬人)、スラツプ人(百五十萬人)、アルバニア人(百七十五萬人)即ち是なり。希臘人は半島の極南及び其の東部一半とエージヤン海、マルモラ海及び黒海の沿岸に住居し。アルバニア人は半島の西部一半即ち極南を除き北境に達するまで地方に住居し、半島の中央には南スラツプ人住居し、此スラツプ人とマルモラ海及び黒海の沿岸に住する希臘人との間には土耳其人々に住居す。右四民族の中土耳其人及びスラツプ人のみ純種の民族と稱するを得べく、他の二民族は混合人種なり。即ち希臘人はヘレン人を主としてスラツプ及び土耳其人の混合より成り、アルバニア人は希臘、エビロート及びイリ、ヤ人の混合民族なり。且つスラツプ人も此地域に於ては多少のチュートン人種を混入するものゝ如し。

第六の地域には主としてスカンデナヴィヤ派のチュートン人々に住す、其の數殆ど七百萬人あり。但た半島の頸部より其の股部に至る中央一帯の地に殆ど二萬五

千の芬蘭人及びラフランド人の住するあるを以てチュートン人は其の住地の點より自然東西二族に分かれたり。此分離の半島の政治上に重要な影響を及ぼしたる所以は後段に於て觀察する所あるべし。

第七の地域には種々の民族あり。其の主なるものは日耳曼派のチュートン人にして其の數殆ど六千萬あり。西南境の地方には佛國種ウァルーン人三百七十萬許あり。東部には一千万以上のスラツプ人あり。北部の半島には二百二十五萬のスカンデナヴィヤ種のチュートン人あり。斯くの如く各民族の主として住居する地方は異なれりと雖も、又互に多少相混住するは固より免れざる所にしてスラツプ人の住處にもチュートン人あり、チュートン人の住處にもスラツプ人の混住するは勿論なりとす。

第八の地域にも數多の民族あり。西部及び北西部には百六十萬のチュートン人あり。北部南部及び東南部には一千万のスラツプ人あり。中部には一千二百萬の匈牙利人あり、東部には二百五十萬のルーマニヤ(Rumans)人あり。此中匈牙利人及びルーマニヤ人は混合人種なり。匈牙利混合民族の主なるものはマダヤル



人にしてチユートン、スラップ及びルーマニヤ人之に混合す。ルーマニヤ混合民族の主なるものは羅馬人なり。ルーマニヤ人は第二世紀に於てトラジヤン帝がダシヤ州に移したる羅馬殖民の子孫なりしかスラップ人と混合するに及て多少其の羅馬風を變化するに至れり。

第九の地域には百二十種の民族ありて四十種の言語を使用するほどなれば民族の多きことは第一に位す。茲に其の重なるものを擧ぐれば中部には七千五百万内外のスラップ人あり(スラップ人は中部に限りて殆ど四周の地方に瀰蔓す)。西邊にはチユートン人殆んど二百萬、猶太人三百萬、リザニヤ人(Lithuanians)二百五十萬、チユーズ人(Slavs)一百萬あり。北部には芬蘭人二百萬あり。東部には芬蘭人百五十萬、韃靼人二百萬、カルマツク人十萬あり。南部には高加索人二百萬、韃靼人一百萬、ルーマニヤ人七十萬あり。若し此地域にアイオンゲイト以下のダニユール河沿岸の地を加ふる時は以上の民族の外に三百萬のルーマニヤ人、百四十萬のスラップ人及び五十五萬の土耳其人を加へざるべからず。此地域の北部に住するスラップ民族は中部及び南部に住するスラップ民族の如く純種にあらず。

即ち北部のスラップ人は日耳曼種及びスカンデナビヤ種のチユートン人と芬蘭人とを混するなり。以上此地域に於ける民族の雜多なることは此地方の政治上に莫大の影響を及ぼす所以は後段に説明すべし。

余輩は是より北亞米利加大陸に就て觀察を下すへし。但し本書の目的は北米の全地域に就て詳説するを容さず。故に東西兩大洋に接し北緯三十度より五十度に至る地方に住する民族を觀察して已まんとす。既に前段に於て説きたる如く此地方は北米に於ける第二、第三及び第五の地域を包含するものなり。人種の上より之を觀る時は此三地域に住する民族は著しき區別を存せず。即ち三地域の何れに於ても主族は混合したるチユートン民族なり。斯くの如くチユートン人の混合といひ主族といふも其の意味に幾分の制限を附せざるべからず。第一チユートン人の各支族は未だ全く充分に混合したるにあらず。即ちアングロ、アメリカン人、日耳曼人及びスカンデナビヤ人は未だ全く其の血液を混化したるものにあらず。此等の民族は此三地域に於て各、其の住處を劃して住居するものにあらず。又アングロ、アメリカン人は其の數最も多ければ他のチユートン人の支



族を併呑するを得へく、從て此等民族の間に人種の競争の恐るべきもの起るへしとも思はれず。然れどもアングロアメリカ人は他族を併呑するの際自然多少の變化を來たすべきは免かれざる所にして現に是まで他族の爲に幾分の變化を蒙ふりしなり。第二此三地域には以上チユートン人の外格別の民族あり。其の數の最も大なるものは黒人種なり。現今黒人種の數は七八百萬あり、其の八分の七は第二及び第五の地域に住み其の全人口の殆ど三分の一を占む。此黒人は殆ど他人種と結婚せず、偶まこれあるも甚た少數にして殆ど記するに足らず。故に黒人種と他人種と混化の望は殆ど之れなきなり。其の數の黒人種に次くものはケルト人なり。此民族は一地方に孤居するにあらずして各地方に散居す、アパラシヤン山脈の東の地域の都會には特に多しと爲す。此三地域に住するケルト民族は其の地に生れたる純粹の人種を除き外國生のケルト人のみにて現今少なくとも二百萬人あり。ケルト人とチユートン人も亦た容易に混合同化せず、勿論黒人と白人との如く甚しきに非ず。此三地域には又殆ど十一萬の蒙古人あり、其の二十分の十九までは第三の地域に住す。白人の之と雜婚混化せざるは黒人と混

化せざるか如し。此外七萬人許の印人ありて三地域の各處に散居す。又別に二十五萬の印人人は特別の人種として特別の人種組織を爲し、第三地域及び第五地域の西部に住居す。又此三地域の各南部には頗ぶる多數の羅馬人種あり、此等の民族は外國生に非ずして始め此地方に殖民したる西班牙人及び佛國人の子孫なり。此民族は容易にチユートン人種と雜婚同化するの風あり。但し此民族は他の民族の思想及び制度の上に影響を及ぼすは勿論なりとす。

今右三地域の人口を合算する時は殆ど六千三百萬なり。而して一千八百二十年前此地域に住したる白人及び其の純粹の子孫を亞米利加人種とすれば死生を比例して現今一千八百九十年其の數は二千九百萬を越えざるべし。又千八百二十年以來此地域に移住したる白人の數は殆ど一千五百萬あり。此移住者の殘存するもの及び其の子孫等を合して現今二千五百萬あり。之に外國生のチユートン人及びケルト人等八九百萬を合すれば現今此地域に住するものは前記の如く六千三百萬と爲るへし。右チユートン人及びケルト人の比例は甲は二分一にして乙は三分一なりとす。此比例は右移住時代に於ける殆ど一定の比例なり。以上



説く所に因て之を觀れば此地域の民族は甚だ世界的の性質あるものと謂ふべし。即ち其の大部分に就て之を言ふ時は種々の民族の混合より成り彼我感通混化するの性質あるものなり。而してチュートン人種の英吉利族は常に其の根本的の民族たり。但し黒人印人等の如き混化し難き民族をも包含するは既に前述するか如きなり。而して此地域に住する民族の性質斯くの如きより其の政治法律の進歩に重大の影響を及ぼしたる所以及び今尙ほ及ぼしつゝあることは後段に於て更に詳説する所あるべし。

### 第三節

今歐洲及び北米に於ける政治區劃を檢する時は其の地理上の區劃及び民種上の區劃と殆ど相伴へるを見るべし。此政治地理民種上の區劃の精密に相一致せるものは即ち完全なる國家にして近世政治組織の最も強固最も完全のものとする。此關係を離るゝこと益々大なれば其の國家の強固は漸次減少するものにして凡て國家の制度及び組織に關して起る所の各種の問題は皆此關係に淵源するものなれば之を明細に知了するは蓋し政治學及比較憲法を研究せんとするものの一

目も忘るへからざる所なり。

歐洲に於ける地理區劃の第一に位するものを西班牙及び葡萄牙とす。葡萄牙は殆ど三萬三千方哩の面積を有し西班牙は十九萬八千方哩を有す。此二國間には別に自然的障壁あることなきも其の民種に至りては稍相異なる所あるを以て政治上二國として分立す。然れども其の民種上の差異甚しからざるを以て純然たる二個獨立の政治組織を成すの必要なく唯だ聯邦政府を成せば充分なるべし。特に其の地理上の境界を欠くの點より之を觀るも聯邦制度を以て一國を成すの益、至當なるを見るなり。但し茲に注意せざるへからざるは西班牙に於ける民種の一一致が其の北部にバスク民族の住居するによりて徹しく完璧を缺きたるに在り。然れども其の數僅かに四十五萬人にして葡萄牙の人口は五百萬に西班牙は一千七百萬なれば別に重要な影響を及ぼすの憂なかるべし。

第二の地域には英蘭蘇格蘭及び愛爾蘭の三國ありて其の地理區劃と政治區劃とは殆ど相一致す。但し此等の國は地理上の連鎖充分なりといふを得ざるも其の不備は敢て之をして別に一地域を成すに至らしめず。其の全面積十二萬八百三



十二方哩にして二種の民性の存するを見る。即ち英吉利人種及びケルト人種にして各其の住國を異にし其の數英吉利人種は三千四百萬にしてケルト民族は三百五十萬なり。從來内國政治上の紛議は動もすれば此關係より起因せり。歐洲に於ける第三の地理區劃は佛蘭西白耳義の二國及び和蘭の一部より成る。内佛蘭西の面積二十萬四千九十二方哩白耳義一萬一千三百七十三方哩和蘭の占むる所四千六千方哩なり。されば此等の諸國間には自然的の障壁あることなく又民種區劃も政治區劃と精密に一致せりといふを得ず。佛蘭西は其の東方沿海の地にワルーン北部半島部にケルト人百三十五萬許。ピレニース山嶺及び其の北方谷地にバスク人十一萬五千許。南端部に以太利人十二萬五千許の住居するものありて總計三千九百萬許の人口を有し。白耳義は人口六百萬之を總括してワルーン人と稱するも其のブラッセル以南及び南部は佛蘭西種に富み其の以北及東部は獨逸種多く之を概言すれば其の一半は佛種にして他の一半は獨逸種なりといふべし。

第四の地理區劃は政治及民種區劃と最も善く一致す。唯た北部に於て民種及地

理上の以太利と政治區劃上の以太利と相合同せざるを見るのみ。即ち以太利に於て民種上の區劃はアルプス山谷地に達するも政治上の區劃に於ては其の山麓に止まる。例へばルガノ地方に於けるか如し。之を概言するに第四の地域其全面積十一萬五千方哩ある中以太利十一萬四千五百方哩を占む。而して以太利民族の佛蘭西瑞西及び埃太利に屬するもの殆ど五千萬に及ぶなり。今單に地理區劃及び民種上の基點より立論して之を觀れば以太利の國家が其の發達の緒に就きたるまでの年所極めて長かりしは稍奇異なる感を起すべし。之を説明するには宗教及び外來の政略に倚らざるを得ず。

第五の地理區劃は希臘及び歐羅巴土耳其より成り希臘は二萬五千方哩土耳其は七萬五千方哩の面積を有す。而して第八地域の中五千方哩の地は名義上土耳其に屬す。故に此二國間には自然的障壁を欠き且民種區劃と政治區劃と相一致せざるなり。希臘は希臘民族の全軀を統轄せずして却てモンアの北方に於て國の西半部に許多のアルパニア種を含有し全人口二百二十萬人中此アルパニア人十七萬五千人の多きありといふ。之に反して歐羅巴土耳其は希臘民族の一部と南



方スラップ民族の一部及びアルバニア族の一部とを有し、東部及び南部には希臘民族あり。中央部にはスラップ民族、南西部にはアルバニア族ありて土耳其民族は希臘民族及びスラップ民族の間に介在せり。其の人口希臘民族百二十五萬、他は各百五十萬人とす。此他地理區劃の北方に位せる一帯の地も亦た名義上土耳其の版圖に屬し、其の人民は主としてスラップ人に屬し、大凡四百萬あり。斯くの如き状態なれば此國が民種上甚だ戒心すべき地位に在るは論を要せず。而して其の政治上の分裂を來たすも遠きに非ざるべし。

第六の區劃は政治上及び地理上共に全く相一致せるものにして、那威、瑞典の二國は其の半島の頸部に於てトルネア及びタナの兩河に由りて露西亞と界するの外、悉く海によりて他の諸國と相隔離し、其の面積二十九萬四千一百八十四方哩、瑞典十七萬九百七十九方哩、那威十二萬三千二百五方哩なり。其の人民は殆ど皆北方チュートン種即ちスカンデナビヤ種に屬し、唯だ二萬五千の芬蘭人及びラブラント人ありて半島の頸部より股部に達する一帯の地に住し以てチュートン人種を東西の二族に區分するあるのみ。左れば此民種上の狀勢は大に國政の發達に

影響し二國を驅りて雙立國の組織を取らしめたるは勢當さに然るべき所に於て、少なくとも之を幫助するに於て力ありと謂ふべし。而して大陸チュートン人種の北方支族は單に瑞典及び那威の國內に住するのみならず、丁抹人も民種上瑞典人及び那威人と同一種内に屬すべきものなりとす。現今瑞典及び那威の人口は殆ど七百萬なりとす。

第七の地理區劃は政治及び民種區劃と一致せず。其の大部を占むるは日耳曼國(二十一萬一千百三十五方哩)なりと雖も、其の他丁抹ルキセンブルク、瑞西和蘭の四分の三、埃太利帝國の四分の一及び露西亞の一部(一萬五千方哩乃至二萬方哩)も亦た之に屬し、而して日耳曼國中グイスチュラ以外なる東普魯西亞の地(一萬五千方哩)は、本區劃外に逸出せり。民種及び政治區劃も大に相異りて、北西南及南東部に於ては全日耳曼民族を獨乙帝國内に包括すること能はず。却て東部及び北東部に於ては、許多のスラップ人を包有せり。斯くの如く獨乙帝國と丁抹和蘭、瑞西埃太利及び露西亞との間には自然の地理上の限界あることなく、現時獨乙帝國内には殆ど五千萬の人口を有すれども、其中三百萬はスラップ人とワロン人及び



佛蘭西人とに屬し十六萬はリザニヤ人十五萬はスカンデナビヤ、チユートン人にして日耳曼人は四千四百萬人なりとす。丁抹は人口二百萬殆ど北方チユートン人より成り、和蘭は此區劃内に住するもの三百五十萬にして概ね日耳曼人なり、瑞西は同しく二百萬人中其の五分の四は日耳曼種其の四分の一は佛蘭西人なりとす。又埃太利帝國臣民の千四百萬人及び露國人民の三百萬人は共に此區劃に屬すべきものとす。

第八の地域に於ては政治區劃大に地理區劃及び民種區劃と相異りて此内に埃太利帝國の三分の二、セルビヤの全部及び一千八百七十八年の伯林條約により埃帝の治下に歸したるボスニア、ヘルツェゴビナ及びノヴィ・パザール之に屬す。今カーペンシアン山脈の東角より黒海に向て一緯線を畫すれば此區劃内に又羅馬尼の一部なるワラキヤの地及びブルガリヤを含むを見るべし。之に反して埃太利帝國の三分の一は此區劃外に逸出せり。故に之を要するにノリツク、アルプス及びカレパシアン山脈の南方に在る埃太利帝國の大半は地理上セルビヤ、ボスニア、ヘルツェゴビナと相連合して此等山脈の北部と北西及び北東に位する殘餘の地と分離

すべきなり。現今埃太利帝國の面積は二十四萬九千四百四十二方哩にして内五萬一千六百九十五方哩は第七の地域に在り、三萬三百七方哩は第九の地域に在り。又セルビヤは一萬八千七百五十方哩、ボスニアは一萬六千四百七方哩、ヘルツェゴビナは四千三百八方哩、ノヴィ・パザールは三千五百二十二方哩、ブルガリヤは二萬四千三百六十方哩、ワラキヤは二萬七千五百方哩なりとす。而して其の政治區劃も亦た民種區劃と一致せず。埃太利の西及び北西部には日耳曼人八百五十萬あり。北北東及び南西部にはスラツプ人千三百萬あり。東部には羅馬尼人及びマダガル人三百五十萬あり。中部及び南部には匈牙利人千二百萬あり。セルビヤ、ボスニヤ、ヘルツェゴビナ及びノヴィ・パザールは皆南方スラツプ人にして其の數各、大略二百万あり。ブルガリヤの三分の二も亦たスラツプ人にして他は土耳其人なり其の數合せて二百萬許とす。而して羅馬尼は其の東南界に於て土耳其人の住する外總て皆羅馬尼人を以て之を充すものなり。

第九の地理區劃は殆ど皆歐羅巴露西亞二百〇九萬五千五百四方哩の充たす所にして唯た其の西境に於ける一帯の地一萬五千方哩若くは二萬方哩のみ第七の區



割内に属す。之に反して羅馬尼四萬八千方哩ブルガリヤ侯國(二萬四千三百六十方哩)及び普魯西領の一部(一萬五千方哩)は此域内に入れり。政治及び民種區劃は其の差異更に甚しく歐羅巴露西亞の人口九千萬人中七千萬人はスラヴ民族に屬し此民族の住地は國の中央よりして殆ど四圍に達し唯た其の西端に於てチュートン人二百萬猶太人三百萬、リシニア人二百五十萬、チューツ人百萬人あり。北方に於て芬蘭人二百萬、東方に同じく芬蘭人百五十萬、韃靼人二百萬、カルマツク人十萬人あり。南方に高加索人二百萬、韃靼人一百萬、羅馬尼人七十萬人あるのみ。羅馬尼は殆ど全く羅馬尼人より成り人口五百五十萬あり。而してブルガリヤは既に前に述べたるか如し。

更に眼を轉して北亞米利加を通觀すれば其の地理、政治及び民種區劃の關係大に歐洲に於けるものと相異なる所あるを知るべし。而して合衆國は地理上大國を組織するに極めて適當せる土地を悉く包有し、其の面積アラスカを除きて殆ど三百萬方哩あり、廣く第二第三第五の自然地域に跨り會て國內にアパラシヤン及ロツキ一の二山脈ありて自然上三個の地域に分劃せらるゝを知らざるものゝ如く

僅かに氣候の差異を認むるに似たり。而して其の人口は六千三百萬にして歐洲諸國の人民よりも更に世界的の精神に富むか如し。既に第二章に説きたる如く此國の人種は其の根基英吉利人に存すと雖も、多少日耳曼人及びケルト人と混合融化し加ふるに羅馬人の血統も幾分か之に混合し殊に南方諸國に於ては其の混合の度頗る大なるを見る。而してオハイオ河の南、ミシシッピ河の東に位する地には七八百萬の黒人の四分の三ありて該地方人口の三分の一を占むれども決して白人と混化せず。蓋し切言すれば白人と融化するを拒みて飽くまで白人たるの權利を保存せんとするなり。之に反して北緯三十七度以北の地には八九百萬の獨乙人及びケルト人の移住するありて他國の如くアングロアメリカン人種と自由に混合融化することなしと雖も、黒人及び蒙古人と融化するを拒避するが如く打破すべからざる惡感情あるには非ざるなり。合衆國には其の他印甸人及び支那人(其數五十萬を超へず)の住するあれども唯た印甸人(二十五萬人)は國內特別の地を擇みて居住し特別の一種族を組織し、支那人の過半は加里福尼の二州内に住居すといふの外は殆ど言ふに足るもの無きなり。



## 第三章 民族の有する政治上の性質

本章の研究は頗ぶる難題に屬し或は錯雜を招くことあり。或民族は其の發達の途に於て時として前後撞着の性癖を示すことあり。此事實は此等の性癖の以て民族固有の性質と爲すに足らざるを示すものなり。故に予輩は唯た民族生存の各時期を通して一貫せる性質のみを以て該民族固有の性質と見做さるべからず。斯くの如くする時は本章研究の際庶幾くは思想の錯雜を避くることを得ん。現今歐洲及び北米の民族は皆其の源を希臘、スラップ、チュートン及びケルトの各民族に發したるものなり。而して茲に此等諸民族の政治的心性を論述するに際し長々しく其の政治上の性癖を述べて讀者を倦ましむることなく、唯た此等各民族によりて計畫せられ保持せられたる特殊の政治組織を取りて其の發達の各時期に於ける内部の政治生活を寫出せしめ以て各民族に特異なる政治思想を認識せんことを務むべし。斯くの如くする時は研究上確乎たる立脚地を得て想像を以て事實を誤るの恐少きに庶幾かるべし。

第一希臘及びスラップ民族 從來希臘民族の政治的生活を現出したる政治組織

は共同團躰(町村の如き)に在りしか如く現時も猶は然りとす。此一事は希臘及びスラップ民族の相同しき所にして予の茲に同一標下に二民族を講究するは全く之か爲めなり。蓋し希臘及びスラップ民族の政治的知能は一に此政治機關中の最小なる共同團躰に向て費盡せらる。彼等の考ふる所に依れば政治の全權は擧げて之を此團躰に歸せざるべからず。即ち主權は此團躰に存せざるべからずして之より優りたる機關は唯た各團躰の同盟として認識せらるゝのみ。而して此同盟機關は唯た其委託内に於て極めて狭小なる權力を有するに過ぎず。各個人の權利の如きまた此團躰に對し取て其存在を認められざるなり。斯かる政治組織を爲すの民族は始め其心性上に萌芽を有する時は詩歌、音樂、哲學、宗教、美術、技藝等に於て非常の發達を爲すことあり。然れども其の政治的知能は最も劣等なるものにして之より生ずる所の欠點は通常三種とす。即ち個人權利の狹隘不安全なると團躰間の關係を調定するに困難なると外國の攻撃に對して脆弱なると是なり。此等の欠點の爲め希臘及びスラップ民族の政治組織は皆外國の政權に依りて成就せらるゝの結果と爲れり。即ち希臘民族の政府が始め羅馬人によりて組



成せられ、次に土耳其人の管下に歸し、現今は乃ちチェーントン人の支配を受くるは決して偶然にあらず。又スラップ民族のオスマンリ(Osmali)の獨裁政府とルーマンツン(Rumanoff)及びハンズブルグ(Hapsburg)のチェーントン王家を戴くは皆其性質上然らざるを得ず。是れ其の濶大なる政治知能に乏しく唯た最低位の政治機關を建設するにのみ其政治力を費したる自然の結果なりとす。此等民族は將來政治上に於て一層高等の度にまで教育せられ發達し得へきか、或は然らずして永久政治外の事業に力を盡すへき運命を有するかは惟ふにこれ猶ほ一の疑問なるべし。近代の政治主義の思想は未だ曾て此等民族の多數を覺醒したるをわらず。而して其の中較、進歩したる少數有識者は多數民族の知能か全く非政治的なるを悟らずして常に政治の改良を企て群民が其力を假して之を助成するもの鮮なきを慨嘆するなり。予は一話柄を記應せり。今を去ること八年前モスコイ大學の有名なる教授にして露西亞に於けるスラップ民族中最良法律家の一人なる某氏が予に語りて六月内に露國の革命を完成せしめんと言ひたることありき。然れども時日の經過は其言の當らざりしを證明せり。蓋し此人の誤謬は露國人

民の全部が其政府の不法と暴虐とを疾むこと猶ほ自己と同一なるべしと信したるに本づくものなり。嗚呼我亞米利加の少年にして年齒十五六に達し少しく事理を解するものは誰か波蘭の運命を聞き之れに向て一掬の涙を灑かざるものあらんや。誰か露國の政府を改良せんことを企つるを欲せざらんや。思ふに彼は先づ露國皇帝を廢し、其の常備軍を解散し其教會を廢止して改革の端を開くならん。然れども其の結果は如何、予を以て之を觀れば爾後二十五年を経る中に露國の文明は其迹を一掃し、且つ歐洲の文明も爲めに其迹を絶たんとするに至らんのみ。且つ夫れ假りに露國の現政府をして力の許す限り正直にして恩惠を施さしむるともスラップ民族の政治思想にして永く過去現在の如くならしめば其の政治組織は依然として舊來の專制主義を脱する能はざるべし。又希臘民族の奉戴せる丁抹王家をして寛大誠實の心を以て其の臣民を教化し其の政治思想を發達せしむるに盡力すとすも希臘民族にして將來猶ほ其の過去の政治上の賤昧を脱却する能はざる時はチェーントン人の權威は決して其の迹を收むることなきへきなり。埃太利及び多腦河畔の諸保護國に住するスラップ人も亦た然り。



要するに彼等民族の高等政治機關は外國の知能及び權力によりて組織せらるゝこと舊來及び現時と同じく將來もまた敢て變ずることなかるべし。何となれば彼等民族の政治的不能力は程度の問題にあらずして種類の問題なればなり。即ち彼等は先天の心性に於て政治的能力を欠くものなり。夫れ天賦の知能は個人に從て異なるか如く民族間に於ても互に差異ありて政治知能も他の諸知能と同じく均一に賦與せらるゝものにあらず。歴史の證する所によれば一民族は宗彙を以て天下を指導し、他民族は技藝學術及び哲理を以て世界に鳴り、更に他の民族は政治及び法律を以て宇宙に雄飛するならんか。

第二ケルト民族の思想は動もすれば希臘及スラヴ民族に比し一層非政治的なるか如し。此民族は前二族に比し亞細亞より遠く隔りて其の勢力を蒙ること少きに却りて政治思想の少きは頗ぶる奇異なりと謂ふべし。蓋し亞細亞人の思想風習は事々皆な非政治的にしてアリヤン人種支族の歐洲に移住せるものは其の西方に進むに從て亞細亞的性質の欠點を補ふを得る便宜頗る多きは當然なるにケルト人は此例に循はず。彼等は一大宗教を創設し有識にして威力ある階級を

發達せしめたりと雖も政治界に於ては一物をも建設したることなし。唯た區々小團を爲し一勇主の下に人爲的結合を成したるは僅かに此民族特有の性質として視るべきのみ。是れ此民族の住せる何れの地方にも又何れの時代にも見るを得べき現象なり。而して斯くの如き政治的性質の結果は爲めに無数の小軍國を興起せしめ、此等各軍國內には個人の權利の認識せらるゝことなく、各國間には内亂常に絶へず、加ふるに外敵の攻撃には抵抗する能はざりき。彼等は高等の政治組織を建設したることなく亦た決して建設する能はざるなり。其の歴史を通觀するに遠謀なき暴勇及び個人崇拜の事例は一にして足らずと雖も決して政治原理に關し其智識を示したるを見ず。其の政治を執る確然の目的あるなく、政府は常に一人の府となり、而かも一人の利益の爲めに政府の權力を濫用するの政治的惡徳なるを知らざるか如し。故に暴虐と腐敗とはケルト民族の政治に於ける古今の通弊たり。斯くの如きは其政治知能に缺如せるよりして起るものなれば、極に惡徳と言はんよりは寧ろ其の欠點と稱すべきか。畢竟するにケルト民族は外國の知能を藉りて其の政治組織を成すの止むを得ざるものにして遂に服従者



たるを免れざるなり。彼等ケルト民族は羅馬人若くは日耳曼人に比し一層勇猛なるを以て若し彼等にして政治組織の能力を有せんか其の勢力は到る處敵なく以太利佛蘭西英吉利も今日其膝下に屈伏せるなるへし。然るに彼等は如何なる天才を有するにもせよ政治的天材を欠くこと明瞭なれば國家組織の點に於て他の政治上天賦の才能を有する民族に服従するは當然必須のとなりと謂ふべし。蓋し何等の事情と雖も民族の心性に根底したる特質を打破するを得ざるなり。第三 之に反し羅馬即ち拉丁民族は其の歴史の始よりして大に政治立法的知能を表示し政府の組織及び權利の合法的形式は特に此民族が解釋すべき問題なりき。然れども立法及び政治的知能は決して單一なるものに非ずして極めて複雑なるものなれば或特殊の民族は其の一に於て他に比し一步を進み他民族も同じく他の點に於て然るか故に彼のチュートン人の如き同じく亦た高尚なる立法及政治的天才を保有すと雖も其天才の分子は羅馬民族と眞に異なることは各民族の建設せる政治組織に就て之を窺ふを得へし。是に於て羅馬民族とチュートン民族との間に更に區別の必要なるを見る。抑も立法及び政治上に於て如何なる大問題が羅馬民族に依りて啓發せられ他の如何なる問題かチュートン民族に依りて解釋せられたるか此第一問に就ては教授ルードルフフォンイェーリング氏 (Rudolph von Ihering) が其の名譽ある著書『羅馬法神髓』の緒言に於て記したる所を以て最も善良なる答とす。氏は曰く「三たび羅馬人は天下の秩序を支配し三たび民族の統一を成就したり。其最初は羅馬の人民か其の力の盛なる時に當りて國家の統一を成し得たり。其の二は既に衰頹の運に傾ける時寺院の統一を成し得たり。其の三は中世紀に於て民法の歡迎せられたるか爲め當然の結果として法律の統一を成し得たり。初度は武器の力に依り次の二回は思想の方に依りて之を成就したり。而して之を概言するに羅馬人の天職は民族の異同を破りて宇宙的帝國の主義を擧建するに在りき」と。蓋し宇宙的帝國は實に羅馬人の政治知能に特殊なる制度にして其の建設は蓋し政治的能力及び權力を要する一大事業なり。今此主義を理論上より解釋すれば外敵の攻擧に抗して國家を防禦せざる可らず。否此主義の十分實行せらるゝ時は外敵なるもの無きなり。何となれば此主義は全人類を其政治組織の中に包含するを目的とすればなり。又此主義は

第一編 政治學 第一卷 民族 第三章 民族の有する政治上の性質 三九



國家内に存在する各地方機關の必要なる所以を解釋すべし。然れども此主義の充分實行せられたる曉には地方には帝國政府の代理機關の外別に他の地方機關なるものを容れざるなり。又一方より之を觀るに羅馬人の天職の成功を告ぐるの日は即ち其の欠點の露出し來る日にして此等の欠點は宇宙的帝政主義の必然の結果なれば決して免かるべきにわらず。即ち宇宙主義は第一に個人の自由權を非常に傷害せざるを得ず。何となれば統一は其の最奥の法則にして各個人に明許したる行爲の外は一切之を爲すを禁止すればなり。第二政治は平民的なる能はず此主義は政治の統一と確固とを要するか爲め頭人民の知能を遲鈍ならしめ遂に之を破壊するの結果を來たさざるを得ず。蓋し人民に無言の服従を求むるの急なるより改進の事業を好まず人民の教育及び發達を阻碍し抑止するに至るべければなり。第三帝國は總て地方自治を抑止す。何となれば其の法律と命令とは如何なる地方に於ても又た如何なる人民に於ても同一ならんことを求むればなり。第四民族上の差異を悉く破壊すべし。これ其の本來の大主義にして其の天職なればなり。因て思ふに若し羅馬帝國の首府にして君士垣丁堡に

遷ることなくして永く羅馬に留存し北方日耳曼人襲來の時能く之を防禦し得たらんには羅馬人の有せる強大富贍の政治的知能は能く前記の欠點を補足して主權と自由とを調和し統一と差別とを折衷して完全の政治組織を成し得たるべきか。否乎は實際此の如き事の成功し得べきを信する能はざるなり。蓋し歴史にして民族天賦の使命を證明すること争ふべからずとせば羅馬民族の天職は此に在らずして彼に在り而して此は是れ當にチュートン人を待て其成功を見るべき事業なりとす。

第四 予輩は今や終りに秀逸なる政治的民族と稱すべきチュートン人の政治的心性を研究すべき時に至れり。一言にして此等民族の特殊なる事蹟を評すれば彼等は民族的國家の建設者なりといふを得べし。此大事業はカロリンのヤン帝國及び羅馬教會に由りて羅馬思想の教習を受くることなくして彼等猶ほ能く之を成功し得たるべきや之を證明するは到底爲し得べきにわらず。實にチュートン人は其の初期に於ては國家の必須なる機關に對しても猶ほ熱心に抵抗し其の民族的國家建設の天職を知るに至りたるはチャールヌ大帝が統轄したる歐羅巴



帝國の生存既に半世紀に及ひたるの後に在りき。然れども教育なるものは唯た既に種子及び萌芽中に存在せるものを助長養成するに過ぎざれば若しチュートン人の政治的知能中に於て民族主義の根底ありしに非ずんば如何に羅馬主義の教育を加ふるも其の宇宙主義は何を以てか能く民族思想を喚起し得へけんや。則ち大陸のチュートン民族は歐羅巴帝國に於て同族及び羅馬人と一致結合せざる前既に民族的國家を成すの傾向を示したるなり。其の政治組織の範圍が其の言語及び習慣の範圍と相伴へるか如き即ち是なり。蓋しチュートン民族が歐羅巴帝國の下に在りて取て之に服従せざりし所以は帝國の非民族的性質を帯べるを知りたればなり。而して紀元八百三十四年帝國の分裂したる後此等民族は漸く政治上に於ける自家の天職を識認して民族を基としたる獨立國家の建設に従事するに至れり。現今歐洲列國は殆ど皆其の發生をチュートン民族に歸し、ピシゴッス人の西班牙に於ける、スエヰ人の葡萄牙に於ける、ロンバード人の以太利に於ける、フランク人の佛蘭西及び白耳義に於ける、アングロサクソン人及ノルマン人の英吉利に於ける、スカンデナヴィヤ及チュートン人の丁抹瑞典那威に於ける、又

日耳曼人の獨乙和蘭瑞西及び埃太利に於ける皆現代國家を創建するに就ての主動力たらざるなく、希臘羅馬尼及び多瑙河畔の諸保護國に於てもチュートン家の王室を奉戴し、露西亞の如きに至るも猶ほ同じきを見るのみならず米國も亦たチュートン人の國家といふべし。夫れ然り故に歴史及び事實の明鏡に照してチュートン民族が其の政治的知能によりて建設したる最著の結果は民族的國家なるを疑ふべからず。而してチュートン民族が此國家を組成するに於て特に強大の勢力を有するの證は其の他種に屬する民族を率ゐて國家を組成し、且つ彼の高等の政治的才能を賦與せられたる羅馬人を基礎として能く民族的國家を組成したるを見て甚だ明かなりと謂ふべし。

抑も民族的國家は政治史、政治學及び實際政治より得たる最近代の産物なり。而して他の制度に比し政治組織に就て起る各種の問題を解釋するに於て最も正確を得るに庶幾し。即ち第一世界各国をして宇宙帝國の下に歸し各民族の特性を滅絶するの憂なからしむ。これ政治の進歩に於て欠くべからざるのことにして凡て人類は親和競争及び反對によりて以て相互に政治上にも將來個人的にも進



歩するものなり。然るに宇宙帝國は宇内を統一して其の平和を維持するを勉むるか故に彼の三要件を壓抑し其の久しきを経るに従ひ腐敗及び專制に陥らしむるものなり。之に反して民族的國家なるものは國際法の規定に依り各邦國間の關係を調定し依りて以て宇宙帝國に伴ふ利益の大部を占め同時に宇宙帝國の弊害なからしむ。第二民族的國家は主權と自由との關係を解釋し宇内に發生せし最強の政治機關たると共に最も自由なるものなり。蓋し民族的國家は被治者に參政權を允許するものなり。民族的國家に在りては其の民衆皆同一の言語を有し諸善の原理及び諸惡の性質に就き同一の觀念を有す。此共同の觀念に基き政府以て法律を制定すべく以て行政を爲すべく以て司法を行ふべし而して其の結果は最も眞正なる自由を生ずるなり。第三民族的國家は中央政府と地方政府との間に於ける關係を規定し兩者をして各々自治制度の上に安じて其の職を勉めしむ。左れば完全なる國家は其の各部間互に嫉妬の念を挾むことなく統一にして必要欠くべからざるものなれば統一を成し統一にして必要ならざる場合にはまた差別の存立を認め以て一層深遠眞摯なる調和を成す。夫れ民族的國家が從

來世に發生したる政治機關各種の問題に就きて最も完全の近世的解釋を與ふること斯くの如し。而して此民族的國家なるものはチュートン民族の政治的知能によりて創作せられたるものなれば今チュートン民族を稱して最も秀逸なる政治的民族にして且つ世界の進歩の爲めに邦國の成立及び其行政に關して先導者たるの權利を有するものといふ豈至當の言にあらすや。

#### 第四章 自然、人種及政治地理并に民族固有性格に關する上來の觀念よりして實際の政策を論ず

第一 民族の統一は近代立憲國の發達に於て最強の勢力なり。故に此等諸國の第一に取るべき政策は適當の自然區域を得て其の民衆をして民種上同一ならしむるに在り。換言すれば現今の政治組織に於て採るべき政策は一方に於て自然の命ずる所に従ひ一方に於て民種統一の勢力を助長して善美の發達を遂げしむるに在り。若し二個或は其以上の邦國にして共に同一の自然區域内に在る時は此等諸國を合一せしめ以て廣大なる政治組織を成すか或は此等諸國中最も有力



にして最も適當なる一國の配下に他の諸國を糾合せしむるは正確の政策ならん。而して二者孰れの政策か果して能く執行せらるべきやは各般の事情によりて決定すべきものとす。若し數國の民衆にして其の民種上の性狀は各相異なりと雖も殆ど均等の政治的才能を有する時は聯邦制合衆國を組成するを以て最も自然にして且つ容易なりとす。又之に反し是等諸國中の一が政治的才能及政治組織の勢力に於て他の民衆と甚しき徑底ある時は優者をして他の諸國を附加併呑せしむるを以て政化の進歩上最良の效果あるものとす。而して此等諸國にして其民種上の性格同一なるときは聯邦制を取るも將た併呑策を取るも其統一を成すに於て少差なきを常とす。一邦國にして同一の自然區域内に併立せる諸國と合同せんとを主張し而して其最終の手段として威力に訴へて之を實行するとも其の行爲の悖理ならざるは實際の政策上疑を容るべきにあらず。特に各異邦民衆の民種的組織同一なるか若くは殆ど同一なる時に最も然りと爲す。今日公平なる政治家及び公法家にして誰か日耳曼帝國建設の際に於て普魯西亞の執れる若くは伊太利の統一を成すに當り撒地尼亞の行へる政策を悖理として非議するも

のあらんや。又何人と雖も現在の歐洲列國か更に歩武を進めて一層自然區域に接近せんには歐洲政化の進歩及び一般の平和を維持するに於て頗る利する所あるべきを認知せざるもの無かるべし。其の結果或は歐土よりして土耳其人を驅逐すべし。多惱河畔各地に於ける露國の隱謀を遏止すべし。希臘人に眞實の國家を組成するの勇氣及び勢力を賦與すべし。瑞西丁抹和蘭ルキセンブルグ白耳義葡萄牙等の諸小國をして相互に連結する所あらしめ以て其の民衆をして一層廣く宇内の政化に關與せしめ彼等か現時の状態に於て享くるより尙は著大の利益を享受せしむべし。而して斯くの如きも猶は各國の境域に於て薄弱の點あるは免るべきに非すと雖も國家の數は大に減少して各國か他國を侵攻せんとする傾向の大に減すべきは言ふを俟たざるなり。

之に反して一國にして數多の自然區域に跨るあらんか政略上之を分割して數獨立國と爲し以て自然區域と政治區域とを一致せしめば一層世界の文化を進捗せしむるを得んとの念を抱くべき理由あり。殊に此等自然區域内の住民にして民種上其の性質の相異りたる時を然りと爲す。然れども其の民種上の性質同一な



る時は蒸氣力及び電氣力を驅使するの今日に在りて地理上の原因は決して分割の口實と爲すを得ざるなり。

更に一邦國の住民にして數多の民種より成立する時は止むを得ず政策上民種の混一を成就する爲め努力せざるへからず。凡そ同一の國語を使用せしめ均一の制度法令を設定するの政策は決して悖理のものど爲すを得ず。事情によりては此目的を達する爲め威力を使用するに至るも常に正當なるのみならず寧ろ獎勵すべし。常に獎勵すへきのみならず道義上國家必然の義務なりとす。今其の一例を示さん茲に一國ありて其の境界に自然の堡障なくして開放せる時は其の國疆に住せる民衆の愛國心に依頼して其の國境を捍衛せざるへからず。而して若し此愛國心にして存在せざるときは國家は如何なる高價を拂ひても之を發生するに勵めざるへからず。今國境に住する民種にして民種上反敵ならんには國家は強固なる政策を執り此等民衆を國民化するに於て各種の正當なる手段を試みたる後斷然之を放逐し以て外國の政界及び隱謀に敵し得へき民衆に此地を委任するは蓋し國家の爲すへき正當の義務なり。然れども事情の許す限り此等民

衆に向て他の處置を施し若くは民衆をして其所有の財産を棄擲せしむる代りに適當なる賠償を爲すべし。更に眼を轉して殖民國の例を觀るに其生命は一に繋りて其中の最も強盛なる民族即ち主族に在り。此主族こそ全國發育の核子といふべき者なれ。左れば此主族は其の國內に於て異種民族の争闘排撃するを默許する能はざるは勿論なり。故に毫も逡巡することなくして民種上統一の政策を執行するは學理上毫も開然すべき所なきなり。固より此際力の及ぶ限り感化及び教育の如き平和手段によりて之を行ふべきは論なきも若し此等手段にして皆無益に屬せんか乃ち威力を用ゐて之を強行するも正理に背くことなし。國家活動の原力を保護して分裂の力に勝たしめんか爲め又愛國心に富み國內を治平し外敵を防ぐの力を有する多數の民衆に必要な住地を得せしめんか爲め異種の民族を國內より驅除するは實に正當の事なり。此等放逐せられたる人民に對し國內の緊要ならざる部分に於て他の處置を施し若くは少なくとも其の棄擲したる財産に向て正當の賠償を爲すへきは既に述べたるか如し。斯くの如き場合に於て情實を顧慮し若くは被放逐者が權利不可移棄を主張するを憚りて躊躇す



るは國家安全の道にわらず。國家の存立を危くし若くは其職掌を行ふ能はさらしむる異種民族の斯かる主張を爲すも之を一時の托言と見做して斷然排斥すべきは當然の事のみ。即ち吾人は實地施政に際し小道義の爲めに大道義を忘るゝ能はざるなり。

國家は外國移民の有害なる潮勢に敵し自己の國性を保護するは常に健全なる公政策なるのみならず又實に其義務なりとす。固より各國皆世界に對し世界の文化を助くへき一定の義務を有す。此義務を果さんが爲り自國の存立と正當なる利益とを妨害せざる限りに於て可成的自由を開放し以て商業交通及民衆の移出及移入の用に供すへきなり。然れども此限界を超えて之を爲すの義務は世界に對して各國の負ふ所にわらず。今一國に向ひ他の優者の爲に自國を犠牲に供せよといふは非なり蓋し國家は自國を以て最優者と見做す者なればなり。國家は最高の實體にして世界未だ國家が其成立を擧げて之を捧呈すへき機關あるとなし。而して世界一統は一の思想に過ぎず未だ萬國を羈束すへき劃符を發する能はず。而して國家の世界に對して負ふ所の義務に就ては國家が最高の解

釋者たり。國家の最高義務は其生存及強健なる發達進歩を遂ぐるに外ならず。外國移住民にして之に適應する以上は正當の政策上之を許可すへきのみならず猶ほ進て之を奨励すへきなり。然れども之に反し其國語國風及國制にして移民の爲に危険の域に沈淪するの憂あらんか是れ即ち國家は其機宜に應じて一部若くは全部其門戸を閉鎖すへき日の到來したる者にして國家は須く此等移住せる者を教育して民種上調和を得せしむへき秋なり。若し國家の元素を移入して毫も制限する所なく爲に其民族の生存を危くするか如きをあらば其危険も亦甚しといふべく最も戒心すへきとなり。而して此等無限の外人移入を辯解して至高なる人類の道義に基くといふか如きは自ら欺くの甚き者なり。天の民生を下し其發達を照鑒するや豈人類の道義の斯の如くなるを許さんや。今歴史を以て天の啓示に出づる者とせば予輩は斷して言はん國家は人生發育の最高機關にして其最高義務なる者は國內固有の民族性格を保育し之を強固にし及發達せしむるに在り」と。

第二 第三章に論究したる事實によりて又次の如く斷定するを得へし曰く「チュ



トントン民族は特に民族的國家を建設するに適當なる技倆を賦與せられ此職務を實行せんか爲めに此世に出てたるものなり』と。即ち歴史上近代世界の政化を進め之をして開明の途に上らしむるの使命を帯べるなり。是を以て數多の民族より成立する國家にしてチユートン民族が最初より土着の住民中の一ならんには政治上中央部に於ても亦た地方機關に於ても其權力の平衡を失しチユートン民族が他の民族に比し一籌を輸するか如きことは決してあるべからず。加之時に其情勢により或民族を制して敢て之に政治上の權力を得せしめず。獨りチユートン民族のみ政權を掌握して公平に穩當に之を運用すへし。實に此等の性質はチユートン民族が政治上卓越せる民族たる所以にして實に其長所なればなり。チユートン種族は其の個人的自由即ち所謂人文の自由を國民の全躰に與へざる可らず。然れども他民族をして政務に關與せしむる時は却て各人の權利を危険ならしめ特に腐敗と紊亂との状態を呈し社會の開化を妨害するを無きにしめあらず。斯くの如き状態を來たすべき事情の如何なるものなるやは注意深き亞米利加人の中必す能く之を知るもの多からん。抑チユートン民族は決して政權に

參與するを以て各人本來の權利と爲さす。畢竟人民に參政權あるは其政治上の責任を果す技倆あるに基くと爲せり。而して此技倆は果して如何なる處に又如何なる時に成立するものなるやを判決するにはチユートン民族こそ最も適當なる機關にして古來未だ曾て之れに超越したるものあるを見ず。故にチユートン民族が國民の主要成分を占め而して猶ほ其他種々の民族を有する國に在りては此等他民族に參政の特權を頒與するを猶豫して其政治上十分に同化したる後に於て始めて之を與ふるを以て常に正確なる政策なりとす。斯くいへばとて固より此等他民族を壓制するの便宜を得んか爲めに彼等の自己と同化するを妨害し若くは遅延せしむることあるべからず。斯くの如きは却て自から其天職を拒むものと謂はざるべからず。又之に反し未だ民種上適當なる性質を得ざるに先ち早くも他の理由よりして之に參政の特權を分與するも大に不可なり。更に其天職に關して之を考るにチユートン民族は世界中他の非政治的民族若くは未開の民族の住居せる地に現代の政治的開化を導くべき義務を負へるものといふべし。殖民政策の必要は則ち茲に在りて存す。然れども亞米利加人は此種の政策は何



れも皆他國の政務に干渉して不正義のことなりと思考するの傾あるを以て正當に殖民政策の真相を了解するを得ざるへし。蓋し之を要するに亞米利加人は世界表面の大部分は文明の國家を建設し能はざる人民によりて占住せらるゝに就き正當なる考察を下さざるか如し。此等大部の人民は實に文明の國家を建設するか如き事業を成就するに適當なる能力を有せざるを以て若し他の政治的民族にして之に假すに一臂の力を以てし國家建設の勞を執るに非されば未來永劫未開若くは半開の範圍を脱するを能はざるへし。事情にして斯くの如き以上は政治的民族たるものは宜しく非政治的民族の請求に應じ補助と指導とを以て之を扶掖すべき義務あるのみならず猶ほ進みて自己の正當なる判斷に照し其目的を達するに必要なる處置を行ひ以て此等民衆の中に政治機關を發生せしむるに力を盡すべきなり。野蠻の狀態に止まるは是れ人類の權利にあらず。文明の國家は須らく此等野蠻人に向て其の開明の地位に進まんを要求すへし。是れ正當に先進文明の國が野蠻蒙昧の人民に對するの義務と謂ふべし。若し野蠻人にして此要求に應じ自から其開化を成すを得ざる時は勢已むを得ず自己の權力の

下に彼等を屈服せしめ以て之をして開明の域に進ましむべきのみ。更に野蠻人にして之を拒み開明の途に上ることなからんには一步を進め容赦なく其地方より此等の住民を驅除し以て開明人の住居に供すへし。此際もとより野蠻人を遇するに忍耐と寛容とを以てし彼等をして其非を改め我政權の下に服従せしめんか爲め各種の勢力を使用し百計茲に盡きたる後に初めて驅逐策を執るべきは言ふを待たずして明かなり。而して斯くの如き政策を實行するの實際必要上已むを得ざるに出してしめんには決して政治上の道義に於て疚しき所なし。又之によりて人民の權利を傷害したるものといふへからず。思ふに世間此問題に關し薄弱なる感情の爲めに左右せらるゝもの少なからず。學理上其根據とする所は蓋し土地に關する權利の原始を誤説せるに基き又人種の能力に差異あることを辨別せざるに基くものなり。抑も國家なるもの存在して而して後ち土地及其他に關する權利發生するものにして國家なくして未だ權利なるもの存せざるなり。是を以て夫の政治機關を具備せざる人民は常に天然界を游旅し時に其内に營宿することありと雖も此事實は以て其權利なるものを生ずることなし。彼等は開明



人か國家を創設すべき使命を行ふに當り法律上道義上尊敬すべき公私の權利を有せず。嗚呼開明人の數百萬が住居するに足る天恵の土地を僅々數千の野蠻人に委し其獵場と爲すか如き又は之と賣買讓與の契約を爲して開明人始て之を占領するを得といふか如き實に些細の道義に拘泥する者と云ふべし。

最後にチユートン民族の使命に就き猶ほ一の斷定を下すを得へし。即ち國民全く野蠻なるに非ずして國家の機關も稍々進歩したりと雖も政治上未だ充分に開明の域に進まざる時はチユートン民族宜く之に干涉すへし是れ政治上當然の義務なり。抑も世界中各處に確然たる法律命令及び眞正の自由あらんには世界の開明の爲めに大に利益なると何人も認る所ならん。凡そ國永く此状態に達する能はざる時は世界の開明に對し其妨害少からず。されば半開國の爲にも又殘餘の諸國の利益の爲にも政治機關を創成するに妙を得たる一國若くは數國が正當に其主權を握り政治上不適當なる民生に代り國家を組織せんを實に望しき事なり。之を成すに當り開明國たるもの急卒に其權力を掌握す可らず。又一度其手に收めたる權力は之を濫用す可らず。必ず正當に之を使用せざる可らず。即ち

其民衆の開化を進むる外之を使用す可らず。而して之を爲すは不完全なる政府若くは其臣民より干涉を請ふに至るまで待つにも及ばず。自己の正當と思惟する場合に之を爲すへし。蓋し開明國自己は全く政治機關を有せざる若くは不完全の政治機關を有する民族の政務に干與して其世界開明の大義務を果すに何れの時か最も適當なる將た何れの機會か最も好きを決定するに最も恰適せるものなればなり。若しチユートン民族が冷眼以て世界の開明を視て敢て之に干涉せざる時は是れ實に政策の誤れるのみならず又其義務を忘却したる者なり。而して其政策の誤るに至りたる所以は其義務を忘却したるに由る。凡そ政治學を講究するに就ては先づ民族の義務と政策の調和すべき立脚地を發見するを要す。歴史及び民族學は則ち此立脚地を指示するものなり。予輩今之に由りて推考するにチユートン民族は今代に於ける政治的民族なれば全世界を指導して政治に堪能ならしむるの任務懸りて其双肩にありと謂はざる可らず。若し該民族にして其使命に忠實なる者ならしめんには須く自己の義務を以て實際の政策上必要なるものとして常に其軌を追はざる可らざるなり。



## 第二卷 國家

## 第一章 國家の理想及實想

國家といふ語は其意義頗ふる廣濶にして其定義毎に一方に偏し不完全なるを免れず。然れども國家の定義を決するは政治學第一の問題にして甚た必要のことなり。抑國家なるものは其機關の一定して秩序ある形式を具備するに至るまでは公法上の題目と爲らず。即ち國家にして憲法を有するに至り初めて公法上の題目となるものにして憲法なくしては國家成立すること能はずといふも可なり。是れ固より當然の事實なりと雖も必ずしも特殊の機關の具不具に關せず理想上に國家と思考するを得べきなり。即ち國家の主義若くは數多の國家に普通なる主義を取りて定義を設け得べし。今其定義を下すに二種の方法あり其一是純正哲學により他は歸納論理の法に基く者にして、一は國家に關する理想を示し他は國家に關する實想を與ふるものなり。而して此二者は相互に一致すべきものなれども亦た相異なる所少なきにあらず。この差異を生ずるの源は許多あり其一をいはい凡そ理想なるものは空想の爲めに文飾せらるゝを免れず。歸納なるも

の必ずしも全體に通して遺漏する所なしといふべからず。之か爲め理想は抽象に偏し實想は實際に過く是れ其差異を生ずる所以にして其他亦た一層深く二者の間に不調和を來たす所以のものあり。即ち理想上の國家は完全圓滿なる國家を意味し實想上の國家は現に發達して完全の域に到達せんとするの國家を意味するものなり。然れども茲に此等理想及び實想の間に存する此差異を調和して之を近接せしめんとするものあり何そや曰く經驗哲學なり。蓋し是れ理想の觀念を以て實想の理想を研究し依りて以て此二者を相近接せしめ理想をして實想の指南車たらしめ實想を以て理想に到達するの基礎と爲すものなり。予輩今國家の定義を下すに當り此二法を記慮する時は諸學者の紛々たる意見を調停するに幾分の便利あるべきなり。蓋し政治學を研究するに當り學者か始め紛々たる定義を以て其思想を攪亂せられ其の未だ本題に關する詳細の知識を得ざる中に一定の原則を抽出せんとするか如きは最も痛心の事と謂はざるを得ず。然れども予輩は本書一貫の理論を確定せんか爲め多少之に類するの業を試みざるべからず。但し可成的簡短に國家の定義を下すべければ讀者は其粗漏を咎めず試み



に假の定義として之を採用せんこと予證の至願なり。

理想上に於ける國家は全人類より成立する有機體なり、實想上に於ける國家は人類の一部分より成立する有機體なり。又理想上に於ける國家は全世界の土地を含有し實想上に於ける國家は地球表面の一部分を有す。而して理想上に於ける國家は全人類の性情を基とし實想上に於ける國家は或人類一部の格段なる性情を基とするものなり。左れば前者は大未來の黄金世界に於て存在すべき國家を示し後者は既に過去及び現在に於て存在し更に小未來に於ても亦成立すべき國家を指せり。是を以て公法及び公法に關する政治學に於て國家を論ずるに當りては須らく後者即ち實想上の國家に就て之を爲すべし。故に今茲に國家の定義を下せば國家とは人類の一部分より成れる有機體なり。而して此定義は猶許多の分拆及び説明を必要とす。

第一 人類の一部をして國家を形成するに至らしむる所以の原理は抑も如何なるものなるや。今何等の時と事情とを問はず總て之に適合すべき妥當の答案を下さんとするも決して爲し得べきにあらず。凡そ政治上世界を區分して數多の

國家を形成せしめたる所以のものは太古に在りては概ね血族の同一なること若くは信仰の同一なることに在り。中世に至りては君臣の關係に在り更に近世に於ては同一の地域に住居するに基くを見る。然りと雖も此等の原因を截然區別して其時代を精密に確定するを得ず。此等の原因は固より或一時期に特有なるものなれどもまた其特有の時期を超へ更に次の時期に及ぶものなればなり。左れども此答案は未だ満足のものにあらずして唯た或一部分に就てのみ解釋を興へたるに過ぎず、却りて更に一層困難なる他の問題を誘起すべし。即ち血族若くは信仰の連鎖は如何なる程度まで政治機關を發生するの基たるべき勢力を有するや君臣の關係をして政治機關を發生せしむるは何等の事情に由るや特殊の土地をして國家の基礎たらしむる條件は何なりや。是等の問題を講究するには吾人は勢再び地理學民族學及び開化史の本領内に進入せざるを得ず。近代國家の發生に關しては既に前卷に於て聊か陳述する所あり左れば今茲に再述せず。而して古代及び中世に起れる國家に關して余は茲に左の數言を陳述して止むべし曰く『古代及び中世の國家は其政治上の區域及び疆界甚だ不確不定なりしか爲め



常に國家の不穩及び鬭争を招致するに過ぎざりしと』云。

第二 今吾人か茲に國家と名くる機關の特殊なる性質は如何、此問に對しては次の如く分割して答ふへし。

(一) 國家は大包有的性質を有す、其組織内には總ての自然人、法人及び團體を包有す。即ち政治學及び公法學は國家の疆域内には一の國家に屬せざる人民の存在を認めざるなり。

(二) 國家は排斥的なり。政治學及び公法學は一國家中に他の國家の存在を認めず。國家は二個若くは其以上の政府を組織するを得へし。然れども其政府の行爲は各範圍を異にし、而して斯くの如くして組成せられたる各政府に住民即ち臣民の服従を要求するを得へし。然れども同一の土地内に於て同一の人民に向て二個の國家組織あるを容さず。故に國家は其國土内に他の國家あるを全く排斥するものなり。

(三) 國家は永久的なり。故に國家を今日創造し明日毀壞することは人力の取て能くし得べき所にあらず。人の性質は二種の相異なるものを有す、一は普遍的に

して一は特殊的なり。即ち一は國家的にして一は個人的なり。如何なるものも雖も此二性質の一を捨て他を取るを得ず。即ち此二性質は決して其一を除却するを得ず、兩々相須ちて存するものなり。左ればアリストートル氏以來如何なる大儒と雖も未だ曾て此理を目して誤れりと爲したるものあらず。無政府の状態は到底永久成立するを得へからざるなり。

(四) 國家は主權躰なり。是れ國家に取りて最も必要なる條件なり。若し此條件を欠かんか假令前述の諸條件を備ふるも未だ以て國家なりと爲すを得ず、國家に主權の必要なること夫れ斯くの如し。然らば主權とは何ぞや。余は以謂へらく主權とは各臣民及び臣民より成れる各種團體の上に於ける絶對的無制限にして普通なる國家本來の權力なりと。是れ敢て余一己の私見にあらず、古今の學者にして之を認めて眞理とせず敢て之を非認せんと爲したるもの頗ふる多しと雖も遂に其目的を達する能はざりし所なり。蓋し斯くの如き人々は此主權説を以て個人の自由及び個人の權利を毀損するものと爲したるか如し。然れども此主權説は論理上に於ても將た實際上に於ても決して非難し得べきものに非ざるなり。



此説たる當に個人の自由及び個人の權利に損害なきのみならず却りて之を確實にし之を擔保する唯一の保護者なり。今少しく熱心に之を研究せば此事實に關する疑惑を永解し其の眞理を有する所以を認むるを得へし。

(イ) 權力にして若し他の權力に制限せらるゝものならんには是れ主權にあらず、他の權力こそ即ち主權なれと謂はざるを得ず。之を要するに他より制限を受けざる權力若くは唯た自から制限するの外他より一切制限を受けざる權力にして始めて主權と稱するを得へし。人或は主權制限説を唱ふるものありと雖も其制限なるものは法律上の制限にあらずして唯た上帝の法則、自然の法則、道理の法則若くは國際の法則によりて制限せらるゝといふに過ぎざるなり。左れと試みに思へ若し茲に國家の命令が若し上帝の法則、自然の法則、道理の法則若くは國際の法則に違反したる時何人か之を解明判定するの權を有するや。其の之を爲すものは到底國家自己の外なきは明かなる事實なり。左れば此等の制限は眞の制限にあらずるなり。人或は言はん上帝の法則若くは國際の法則等を解釋するに於て一個人にして國家に勝る善良眞正の解釋を爲すものあらん、何ぞ獨り國家を以

て其解釋者と爲すべけんやと。然れども是れ眞正の解釋者にあらず、國家は又道理止其の解釋者たるを許す能はざるなり。故に斯くの如き事態は遂に有り得べしとも思はれざるなり。人或は曰はん、一國の内に別に國家の新組織起り爲めに舊國家は眞實の主權を失ふに至らん。即ち一人若くは一團體の人か實力ある主權者を新たに擁立し舊主權者の命令を以て上帝の法則若くは國際の法則を誤解したるものと爲し之に反抗するものあらん。此場合に於て國家は諸法則の解釋者たるの權なきものにあらずやと。予は答へて言はん、是れ唯た主權の眞の所在を誤りたるのみ而して國家の實質と外形と常に相伴はざるへからざるの理は之によりて益々明かなるへしと。一千七百八十九年佛國の國民議會(National Assembly)が國王の命令に反抗したる時に當り先づ主權の國民に存すること即ち國民議會に於て組織を成せる國民に存することを宣言して始めて理論及び事實の上に立脚地を得たるは即ち此理に外ならず。

夫れ普通の觀念は總て眞理を解釋する爲めに人類に與へられたる最も純粹の光明なり。凡そ一の理論をして法律と爲りて命令の權を得せしむる最も安全の指



導者は此普通の觀念に外ならず。而して此普通の觀念は即ち國家の觀念なり。近代の民族的國家に於ては予羣之を呼て國民の觀念といふ。所謂上帝の法則といひ自然の法則といひ道理の法則といひ國際の法則といひ國家か此觀念を以て上帝の法則と宣言し國際の法則と言明したる後ち始めて法律上又臣民に對して國際の法則と爲り上帝の法則と爲るものなり。而して此宣言此命令こそ人類の發見するを得べき此等諸法則の原理の最も眞正なる解釋と見做すべきものなり。左れば今此國家の觀念を非として之を世界人類の觀念に訴へて眞正の解釋を得んと言ふが如きは妄想も亦た甚しといはざるべからず。何となれば世界は未だ斯かる解釋を爲すを得へき一定の組織を有せず又國家と其人民との間に干渉して國家の解釋を無効なりと宣告するの機關を有せされはなり。世の公法學者或は曰く各國の間に習慣若くは條約を以て一般に採用せられたる世界普通の法則あり稱して國際法といふ、是れ一國の觀念より一層濶大なる觀念に基せる法則なりと。夫れ或は然らん左れども此等の習慣若くは條約は一國先づ之を其國の法律と認定するに非ざるよりは其臣民を約束するの法律と爲る能はざるなり。例

へば我國の憲法が其司法機關を以て其人民に對する國際法の終審の解釋者と爲すか如きは是れなり。世界文化の今日の狀態より之を觀るに其の眞理に近接するは所謂世界人類の觀念よりも寧ろ一國の觀念を基礎として其目的を達すへきに似たり。所謂人類全躰の觀念に訴ふるも或は解釋を得ることあらん然れども其解釋たるや紛雜濫晦にして種々撞着の點あるを免れざるや必せり。大未來の黃金世界は之を知らず、現今及び小未來に於ては民族的國家のみ其人民の生活を支配する法則の最後の解釋者なりと謂はざるを得ず。疑もなく國家と國家との實際は各國の觀念を調和融合するの効あらん。然れども主權的解釋者と爲るものは各國一己の觀念にして其の解釋に法律の形を與ふるものは各國固有の權力なり。人或は曰はん主權なるもの果して斯くの如く確固不動にして世界人類の如何ともすへからざるものなりとせば國家も亦た之を有するを得ざるに非ずやと。然れども論者の言は直ちに是れ國家其ものを無視するものにして殆ど駁論の値だもなきなり。國家は能く其臣民の意思に反して其意思を強行するの權力を有せざるへからず、否らされは之を稱して國家といふを得ず、即ち是れ無政府の一社



會に過ぎざるなり。然り而して此臣民に服従を強ひ其の従はざるものを處罰するの權力は即ち是れ主權のみ若くは主權に本くものなり。論者の言の非理是に至りて甚だ明かなりと謂ふべし。

(五) 國家が有する無限の主權は個人の自由を害するものにあらす却りて其根本と爲り之を保護するものなり。今試みに國家が其全部若くは一部個人の自由の要素及び區域を定むるの權力を有せずと假定せよ。其結果は即ち人民各自から自由の要素及び範圍に關し全部若くは一部分之を定むるの必要を生すべし。而して各人區々の決定は必ずや遂に相衝突し鬭争を來たし其勢力能く自己を保持するに堪ゆる人々のみ自由を取得し他の者は悉く強者の前に屈服せざるを得ざるに至るべし。固より主權的國家と雖も或人に自由を與へ他には之を與へず若くは或人に對し他人よりも強大なる自由を與ふるとあり。然りと雖も斯かる偏頗の比較的になく可成的國民一般に公平なる自由を與ふるものは近代の民族的國家を以て最と爲す。故に現時の民族的國家は嘗て世界に成立したるもの中未だ會て在らざる最も完全の主權的國家なりといふべし。即ち其法律は一の

階級一の人民をも漏すことなく何れの事件も其判決を受けざるものなし。又個人が自由に活動し得る範圍を精密に確定し如何なる人と雖も此範圍を超へて他人の權利及び自由を蹂躪し社會の安寧を破壊するを許さずして常に此の如き破壊者を責罰するに躊躇せざるなり。此等の事實は國家にして完全に且つ鞏固なる主權を有するに從ひ各個人の自由も安全と爲り且つ眞實と爲るを證するに足れり。若し今開化史を繙き眼を其各世紀に注ぎて之を観察すれば前述の意見の正確なるや亦た疑を容れざるなり。第十五世紀乃至第十七世紀間に於ける王國は主權を有すること従前の封建制度の時に超へたりしを以て貴族をして國家の法律に服従せしむると同時に普通人民に自由を與へたりしなり。實に是れ國家の法律の下に貴族を服従せしめ依て以て普通人民の自由を得せしめたるものとす。然るに遡りて王國制度より順次序を追ふて國家の主權未だ發達せざりし制度に至るに從ひ個人の自由は層一層に不確實不鞏固と爲り遂には個人野蠻の狀態を見るに至るべし。

余は前段の議論の始めに於て國家が個人に對して有する無限の權力を全部若く



は一部剝奪したる場合を假定したり。然れども何人か將た何者か能く之を剝奪するを得べきや。抑も斯くの如く權力を剝奪せられ得べきものは國家に非ずして剝奪するの働を爲すもの即ち國家なり。實に國家にして主權なくんは即ち其臣民に對し無限の權力を有することなくんは其の國家たるを想像すること能はざるなり。主權は實に國家に取りて最大必要の條件なり。固より國家は個人に對し其無限の權力を誤用せんと欲せば爲し能はざるに非すと雖も是れ決して爾かく推測するを得ざるなり。蓋し國家は人類の諸機關中最も少なく惡を行ふものにして予輩は國家は惡を行ふ能はずといふ原則を飽くまで保持せんと欲するものなればなり。

惟ふに通常公法學者が國家主權の原則を承認せんとするに當り其の困難を感ずるは蓋し國家と政府とを截然區別せざるか故なるべし。今政府に無限の權力を承認する時は個人の自由を危くするを見て直ちに之を推し廣め國家に主權を與ふる時は又同一の危險を生ずべしと速断するは是れ歐洲公法學者特に獨乙公法學者に於て見る所の通弊なり。蓋し此等の學者は政府より外に國家の機關と稱

すべきものに際會したることなきを以て其の推理的智能を有するにも拘はらず皆客觀的世界の状態を基として其思想を構成するを以て此通弊に陥るものなり然るに亞米利加に在りては此題目に關し頗る利益を覺ふる所あり。余輩米人より之を觀れば政府なるものは決して國家の主權的機關にあらず。政府の後には憲法あり憲法の後には根本の主權的國家あり以て政府に對し又自由の爲め憲法を調整せり。亞米利加に在りては斯くの如く客觀的實地界に在りて既に諸國家との間に嚴然たる區別の存するあるを以て今姑く歐洲の事情を度外に措き少しく獨立に我思想を回らせば此必要なる區別を明瞭精細に理解するを得べし。合衆國の公法が他の歐洲諸國の公法に比し一層幽玄なる發達を爲したる所は實に茲に在りて存せり。現代歐洲公法學者の中夫のラバンド、フアン、ホルスト及びイェリチク (Jellinek) 氏等の如きは皆此事實を認知したり。故に其國家に關する實想は他の學者よりも一層明確となれり。佛國大革命以來歐洲の國家は此情態に向ひて大に進歩せり。即ち佛國は數回民選議會を以て國家の機關と爲し又一千八百四十八年及び千八百六十七年に於て之と甚た相類似せる會議をフ



クフオルト及び伯林に開きたるをあり。其他にも同性質の運動を爲したるもの  
 ありとも要用尠なければ今之を述べ。然れども斯くの如き國家の機關は主權  
 の獨立に抵抗し王をして國家の意思に服従せしむるの傾向ありて其世襲權は依  
 然として變せざるも王權をして從來の王權たらしむるとなく寧ろ一個の官職と  
 見做すものなり。故に君主政府は民選議會の權を否認し爲めに學者をして客觀  
 的世界の迷霧の中に彷徨し其思想を錯亂せしむるに至れり。左れば此等の學者  
 は精密に國家の所在を知らずして主權の必要なる歸着點を承認するに躊躇せり  
 然れども獨り民主政體の民族的國家のみ能く政治學をして眞實の學術的政治組  
 織を組成せしむるに於て根據とすべき客觀的基礎を與ふるものにして他の國家  
 は皆學術的思想の接近し能はざる暗秘を以て覆はるゝものと謂ふべきなり。

### 第二章 國家の起原

國家の起原は政治學者嘗て大に之を論議し今尙は議論の一定せざる問題なり。  
 今之に關する公法學者及び私法學者の意見頗ぶる異同ありと雖も余は之を類別  
 して三説と爲す。其第一を神學説とし、第二を社會説とし、第三を歴史説と爲す。

神學説は國家の神の創造に出たることを主張し、社會説は國家は人類の約束に依  
 りて成立せりと説き、歴史説は國家は歴史の産物なりと主張するものなり。余は  
 第三説を以て眞正なる見解なりと信す。而して之を精密に考ふる時は第三説は  
 或意味に於て第一説及び第二説を含蓄するものにして三説は或點に於て之と調  
 和することを得べし。抑も國家は歴史の産物なりとの説は國家は甚だ不完全な  
 る起原より漸次發達して遂に完全なる宇宙的機關を生成せんとする人類社會の  
 不斷的漸進的發達より生ずることを主張するものなり。更に一步を進め  
 て心理學的に之れを解釋すれば國家とは人類の宇宙的性質が法律的制度に於て  
 漸次發現したるものなり。再び之を言へば國家は人性中の個人的性質が宇宙的  
 性質に漸次服従したるものなり。而して吾人か國家の觀念、性質及び其目的を不  
 完全ながらも覺知するに至りたるは幾世紀の久しきを經たる後にして、吾人が國  
 家の本性を了知したる久しき以前に於て國家は既に實際上存在したるものとす。  
 勿論其原始に於て國家の權力は吾人か今日政治的と稱せざる所の形式に於て久  
 しく運用せられたるは明かなり。若し夫れ神學的論者にして國家神造説を以て



道物主が國家の萌芽を人性中に播植したりとの意義なりとせば歴史説の論者は此説に反對する必要なかるへし。何となれば是れ歴史上に於て論究すべき問題に非ざればなり。政治歴史家にして偏狹なる意見を有せざるに於ては常に此説に反對せざるのみならず、國家は宗教の力に依りて其當初困難なる發達を遂げたるものにして何れの國家も皆其當初は宗教的國家なりしことを首肯するならん。而して當初の國家は宗教の力に依りて組織せられたりとの説は真正なる政治哲學上の論據より之を解明了知するを得べし、請ふ試に之を説かん。抑國家の發達に於て第一に最も緊要なるものは敬神即ち尊敬と服従是なり。蓋し人民多數の性質が此敬神の主義によりて鎮治せらるゝに非ずんば法治なるものは決して行はるべきものに非ざればなり。思ふに野蠻的權力なる憎悪及び挑戰の二念に對して該主義が其頭を擡げんとする時は是れ即ち文明か野蠻と恐怖すべき競争を始むる時なり。而して文明か愈野蠻的權力に勝ちて其競争の終を告ぐるは蓋し數千年の後なりとす。全亞細亞の宗教的權力は即ち此競争の爲めに全力を傾盡したり。余は既に前段に於て亞細亞は一も眞實の國家を産出したることなき所

以及び之に反して亞細亞は總ての大宗教を産出したる所以を指示したり。然りと雖も余輩を以て亞細亞は國家の歴史的發展に對し何等の功用を爲さざりしといふ説を主張するものと誤認するなかれ。亞細亞の宗教は國家の發達に必要な欠くべからざる豫備的宗教主義を以て人類の大部分を教育薰陶し大に國家の發生に効あればなり。亞細亞は神政及び專制政治の本家なりとは近時著述家の往々唱道する所なり。是れ疑もなく事實なり然れども斯く言へばとて決して亞細亞を輕蔑したるものに非ず。何となれば神政及び專制政治は國家の歴史的發展上必ず經過せざるべからざるの階段にして、該政体の事業は他の政体の事業の如く共に政治的文明を産出するに必要なものなればなり。加之該政体は過去に於て必要なりしのみならず今日に於ても亦た必要なるものなり。試に見よ何れの時代何れの場所に於ても或人民か野蠻の状態を蟬脱して文明の緒に就かんとするに當りては毎に神政と專制政治とを必要とするにあらすや。所謂野蠻的自由人民を法律に服従せしむるは何れの處何れの國に於ても國家發生の上に於ける第一要義なり。而して世界の歴史の教示する所によれば此事業を成すものは神



政及び專制政治の外他に之あるを見ざるなり。歐洲の歴史を精讀せしものは必ず了知せしならん彼の歐洲諸國の政治的機關は其當初に在りては政教一致即ち亞細亞的專制政治に依て立てるものなりしことを。佛國のルーソー氏は該主義を最も能く説明して曰く「強者は彼の實力を權利と變じ服従を義務と化するに非されは常に主人として永存し得べきものに非ず」と。實に此原理は亞細亞に於けると均しく歐洲に在りても亞米利加に在りても真理として看るべきものなり。實に宗教は人類文明の第一歩に此變化を遂行し得る唯一の勢力なり。往時カロルマンシアン王家をして歐羅巴を政治的に組織し、チユートン民族をして政治的文明の途に上らしめたるものは基督教、基督教會及び基督教の僧侶なりと謂はざるを得ず。吾人は古昔日耳曼人の自由を甚た貴重するも其の所謂自由なるものの中には僅少の國家組織力を見るのみ。彼優等なる日耳曼人種たるサクソン民族は史家タシタス氏の彼等に就て記述したる時代より渠がカロリンシアン帝國に合夥せしまで毫も政治上の進歩を爲さざりしとの事實は國家發達の當初に於て自由といふものゝ如何に價値なき者なるを充分に説明するに足れり。ルリツタ

の一族をして露西亞國を組成せしめ今日露國皇帝の背後に在りて露西亞人中多數の扶助と服従とを皇帝に捧げしむるものは基督教の力なり。又セルゲイツクの族をして所謂大英國を創建するを得せしめたるものは右と同一の宗教なり。ダンスタン (Dunstan) ランフランク (Lanfranc) 及びウルシ (Wolsey) の三僧は英吉利君主政體の柱石たり。教會は人民の多數と英吉利國王との間に於ける重要な結合力なり。若し夫れ北米共和國の眞正なる人民の特性たる迅速容易に法律に服従する習慣を精密に探究する時は新英蘭亞米利加最初の殖民地普時の宗教的薰陶に原くことを發見すべきなり。

果して然りとせば苟くも神造説を正當に解釋せば其の決して歴史説と矛盾するものにあらざるを知るべく、且つ歴史説は神造説を包含するものにして即ち神造を以て國家進化論の起點と爲すものなることを知るべきなり。之に反して社會契約説は縱令ひ歴史説と一致すべきものなりと雖も之を一致せしむるには社會説の解釋に許多の酌量變更を必要とす。第一歴史説は社會契約説を認めて國家進化の起點と爲す能はざるなり。社會契約説は業既に充分發達せる國家生活の



存在少くとも國家思想の存在を豫定するものなり。又社會契約説は國家の觀念及び其他の性質は總て已に國家を組成せんとする各個人が心中に之を自覺し又各個人が法律に服従する習性を既に一般に有するを假定するものなり。然れども此等の假定は實は空想に過ぎず。何となれば以上の條件は人類の政治的進歩の初期に於て決して存在せざるものにして唯た人民が數世の時期を經過して歴史上の發達を爲したる後始めて存在するものなればなり。是を以て契約説は國家の起原を説明するを得ざるものにして國家が數段の進歩を爲したる場合に於てのみ之を適用するを得べきものなり。即ち契約説は發達したる國家が其の形跡を變更し若くは業に既に政治上の教育ある人民が新開地に國家を種植する場合に於て應用すべきものにして國家の原始創造の場合には決して應用すべきものにあらず。即ち政治歴史家は社會の契約を以て人民の革命全くは殖民に由りて國家の發達する一勢力として之を承認すべきのみ。

契約説は以上の如く解釋して始めて歴史説と一致和合するを得へしと雖も他の解釋を下す時は決して一致する能はざるなり。國家未だ成立せざるに當りて國

家を創造せんとする各個人が其の會議の決議に依り主權の大問題を解釋し得るか如き高尚なる政治教育を既に有すること果して社會説の如くならしめば歴史説は無意味にして毫も取るに足らざるの説と爲るへし。而して歴史説は社會説と一致するに由なきなり。夫れ主權の大問題は古來政治史か之を解釋せんと欲して進行しつゝある所の目標なり。世界中に於て最も進歩せる國家と雖も今尙之か解釋に汲々たるものにして地球上に生活する人類の天職か完成せらるゝ迄は今後と雖も猶ほ斯くの如くなるへし。然るに契約説の如く原始時代に在りて斯く完全の解釋ありしとせば即ち是れ全く歴史上の法則を否認して宗教上の極樂説を政治歴史内に投入するものなり。而して極樂説にいふ極樂世界なるものは上帝の直接に創造せるものなりと思考するの外他に道なければ勢ひ神造説を認めざるを得ず。然れどもルーソー派は固より神造説と相容るゝ能はず。若し之に従はんと欲せば自家の學説の根據を打破してオーガスタン (Augustine) エルデブランド (Hildebrand) 及びアクワイナス (Aquinas) の徒弟等と伍を同じふせざるべからず。



最後に歴史説は更に多少の説明を要すと雖も他説の如く變更若くは修正を加ふるに及ばざるなり。抑も歴史説は人類の天性を以て國家の基礎及び起點とするものにして人類の天性を普通性と特別性とに區別し、前者即ち普通性を以て主觀的國家と爲すものなり。故に歴史説は人性の創造者を以て主觀的國家即ち政治的觀念の創造者なりとの説を是認するものなり。左れども政治學者は制度法律を以て組織せられたる客觀的國家を論述するものにして此客觀的國家は歴史の産物なり。人或は曰く神は此客觀的國家を製作するに就て斷へず其の力を用ひつゝありと。若し此説をして眞ならしむるも神は決して直接に關係せずして只人心人意の上に其の勢力を及ぼすのみなるへし。然らば即ち主觀的國家を變じて制度法律を以て組織したる客觀的國家と爲す所の大事業は政治學者の眼より觀れば實に國家の創造と呼ぶべきものにして幾多の年所を経て此大事業を成すものは全く人類の力なりと謂はざるを得ず。而して此大事業の第一着歩に遡りて其の状態を知るは人類の爲し能はざる所なり。吾人は人類をして始めて國家の觀念を起し遂に客觀的國家の創造を、或審計畫せしめたるものは如何なる勢力

にして其の狀況は如何なるものなりしやを知る能はず。然れども人類社會原始の情態より考察すれば總ての人々が一時に斯かる觀念と、感奮とを起したるものにあらざることば吾人の固く信して疑はざる所なり。野蠻的自由及び自助の時代は唯た備々たる少數者をして廣大なる發達を遂けしめ、優等者は遙かに劣等者の上に位するものにして所謂文明の曙光は此時に始めて其の光輝を放つものなり。然り而して此等少數の優者は此時に於て政治機關の核子と爲るものなり。然りと雖も其の當時に在りては此等優等者は政治家にあらずして寧ろ僧侶なりき。彼等優者は其の地位を以て全く神力に依て得たるものと信じ、此義を無智の人衆に教へ且つ之を教ふるの方法を發明せり。即ち彼等は一個の宗教を創立し其の権力と威力との背後に立ちて人民を支配し、其の宗教上の制裁を以て人民を國家の法律に服従せしめたり。是に於て宗教と法律、教會と國家は全く混合融解せられたり。要するに宗教、法律、教會及び國家なるものは人類種族か野蠻の暗黒中より脱出して文明の途上に登らんとする時代に於ては共同一致の勢力を組成せるものなり。然れども國家は當時獨立の地位を保ちたるものに非ずして却て



教會中に包含せられたるものにして僅かに教會其の者より享受する所の道德上の扶助に依りて存在したるものとす。人民は斯かる状態の下に在りて薰陶教育せられ國家なる思想は次第に人衆中に播布せられたり。國家の思想既に播布せられたる曉に至れば僧侶にあらざるもの不知不識其の頭首を擡げ來り、自から僧侶と爲らんことを求むるか或は國家の現状を以て神意に合せすとの思念を懐くに至るへし。是に於て彼等は僧侶の階級に侵入するか若くは僧侶の専有する政治上の權力を争ふことを始むへし。此際若し僧侶にして之に抵抗する時は彼等は現行制度を以て赫裁良き一個の詐僞なりと主張し僧侶を強迫して其の權力を分割せしむる爲めに其の黨族の一人を會長に推し以て其の團躰を組成するに至るへし。然れども僧侶派と新主義者か公然開戦するは共に不得策なり。若し新主義者か其の覺知したる所を悉く人衆に發表せんか之か爲め公衆の信仰は直ちに震動を受け法律秩序の根基并ひに文明と進歩との根基は忽焉として破壊せらるへければなり。故に此等の二黨は勢ひ交譲和解せざるへからざるものにして僧徒は其の從來掌握せる權力を分割して之を此等軍人に讓與せずんばあるへか

らず。加之僧徒は宗教上の權力を利用して軍人政治に補助を與ふべきものなり。是に於てか專制政治なるものを生ず。專制政治は一聞人をして戰慄せしむるか如き醜惡なる名稱なるにも拘はらず其の發生するに至れるは國家か一大進歩を爲したるの徵證なり。而して所謂專制政治なるものは單に外面上より觀察すれば殘忍暴虐の感なきにあらざると雖も其の裏面より觀察すれば神政政治よりは一層少き專擅的のものにして一個人活動の範圍は前代に於けるより此專制時代に至りて一層廣大に至るものとす。更に之を説明すれば專制政治は彼の人類の靈魂を苦むる所の宗教上の壓制と壓服とを輕減するものなり。約言すれば新制度は舊制度より一層寛仁なるものに非すとすも其の一層人類的の制度たるは毫も疑を容るべきに非ず。新制度即ち專制政治は神政制度によりて豫しめ教育發達せられたる夫の法律に對する尊敬と服従とをして餘り怯弱に流れ卑屈に陥らしむるを防止するの傾向あるものにして切言すれば人類の勇氣を鼓舞するものと謂ふべし。且つ新制度は人類の理性をして一層廣大なる活動を爲すの路を與ふるものなり。新時代は前時代に於て獲得したる政治上の忠義心を維持する



と同時に又他の一方に於ては國家の思想をして尙一層廣大なる區域に於て運用するを得せしむるなり。又新時代は次代に發生すべき恐怖すべき闘争の爲めに勢力を豫備するものにして此闘争こそ人をして醒覺感奮せしむるの力を有し多數者に國家の觀念を波及自覺せしむる者たるは吾人の斷言するを憚らざる所なり。既に於て此君主の機關と僧族的機關との間に存する主義上の闘争は愈々以て鎮壓す可らざるものと爲る。而して多數公衆の眼に於て君主は從來の宗教上の扶助を喪失するに至る。是に於て君主の幕下に在る官僚は漸く君主を蔑視し兼て不平を懷きたる僧徒の力を藉り以て其の官職上の勢力を較々獨立せる權力に轉化せんことを學ぶに至れり。是れ即ち人類社會中に存在する總ての指導力間に暴發せる社會全體の戰亂なり。此等の勢力互に相争ふ間は戰亂は常に鎮壓す可らざるのみならず何時結了すべきを知る可らず。彼等は到底平和を持ち來たすものにあらずして假令最も良き結果を生ずるも休戦に過ぎざるなり。故に最強最新の司配力の發現し來たるもの無くんはある可らず。終に人民中の多數は此恐怖すべき反對主義の教化力によりて國家の觀念を起し國家を客觀的に現實

せしめんとする事業に參與せんを感ずるに至る。一は愛國心と忠義心により又一は人類利害の感情と正義の念とによりて鼓舞せられ彼等は帝王を以て彼等の權力中現に存在する最良の中心として帝王の周圍に集聚し帝王に與ふるに傲慢なる僧徒及び官吏の兩者を壓服すべき強力を以てせり。是に於て彼等人民は客觀的國家の統一を成就し絶對的主權を立て之をして客觀的實存を得せしめたり。彼等は主權の配下に總ての個人及び個人より成立する總ての國體を屈服せしめたり。是に於てか單に外見上よりすれば人民は王をして國家たらしめたりと雖も實際上に在りては人民は王をして國家の最高なる臣僕たらしめたり。故に國家は即ち主權の組織中に立つ人民其の者なり。是れ實に國家の發達上著大なる進歩にして即ち近世政治時代の發端なり。此教育力の下に在て國家の觀念は迅速に人民の多數者に擴張波及せられ而かも愈々宗教の臭味を脱して全く世俗的及び人民的のものと化成するに至れり。而して主權的組織の中に於ける人民は國家なりとの説は諸學派及び政治學文學の一大根本の主義となれり。之を要するに私法學者公法學者及び道德哲學者は首として此觀念の發達に參與し



て力あるものにして兵士と僧徒とは其の次に位するものなり。主權者たる人民は今や其の注意を一轉して彼等自身の機關の完成に餘念なきものなり。人民は遂に其の手を延ばして帝王の權力を窺ひ帝王の有する外觀的主權を剝奪し帝王を全く純粹なる官職と化成したり。若し夫れ帝王にして此地位を以て満足するに於ては即ち其の存在を許容せらるべきも若し満足せざる時は直ちに撤去廢滅を免れず。遂に國家は自己を覺知し自己に關しては自から注意を取り得るに至れり。是に於てか擬制一時方略等姑息の政略は其の職分を實行し良好なる効果を奏して今や悉く掃蕩せられ巍然たる建築物は自家の根基に依て屹立するに至れり。斯くの如くして特別性の上に成れる主權組織人性の中普通性の現實と稱す可き國家は終に確立せられたり。換言すれば人類の理性の進歩發達せる歴史上の結果たる國家は成立を見るに至れり。

斯かる發達を成すに當り其の力を盡したる人種は天下の廣き甚た數多なり。文明の松明は一人の手より一人の手に移り已に燃へ盡したる松明を有するものは文明の代表者たるを止めて他の新しき松明を有する者に代表者の位置を移した

り。然り而して此廣大なる光明の照臨を待ちつゝある人種は今尙は甚た多數なり。世界中に存在する人種中に於て獨り拉丁民族とチユートン民族は較々純粹完全なる性質に於て國家を現存せしめたり。之を要するに人類が其の自身を覺知し而して其の普通の無形の性質を具體的に實在せしめ其の道理に適合せる普通法律に服従するに至るまでは政治上の傳導師は拉丁及びチユートン民族中より派遣せられずんばあるべからず。

上來縷々陳述し來りたる千萬言も之を要するに國家は歴史の一產物否唯一の產物なりとの數言に歸着するものなり。然り而して予輩の奉ずる此主義は或他の主義若くは學說に比すれば國家の起源發達及び最終の性質其の他個人と國家の關係に關して一層貴重なる思想を包含するものなり。人能く此主義を玩味了解する時は必ず奮興の心生じ獻身的精神起り恐怖の念止んで眞正なる自由を覺知愛護するに至るへし。若し夫れ國家をして愈々人類のたらしむるは即ち人類をして益々神聖的たらしむる所以なり。

### 第三章 國家の形體



國家の形骸なる問題は古より今に至るまで數多論客の頭腦を痛めたるものなり、從て政治學上の問題中にて此問題はど著述多きはあらざるなり。斯る多量の著述あるにも拘らず孰れも皆取るに足らざる薄弱の說にして、斯く不満足なる議論のみ吐露せられたる問題は恐くは亦他に之れなかるべし。思ふに歐洲及び亞米利加に於て此問題に注意したる學者輩か其の筆端を勞せしにも拘はらず、其の結果の斯く不満足なる所以のものは歐洲の公法學者が國家と政府との區別を明かに了解せざりしに歸因し、亞米利加の學者が歐洲學者の所說を全く模倣したるに原由するものなり。

何故に彼等か斯る誤謬に陥りたるかは之を説明するを得べし。夫れ歐羅巴に於ては國家と政府とは實際多少混淆錯雜せるを以て從て公法學者の思想中に斯る混雜を惹起したるなり。今ま斯く政治學上に困難を生すべき勢力を波及したる歐洲の實際上の事實は如何にして發生し來りたるやを研究するは敢て無益の業にあらざるへしと信するを以て茲に聊か之を論せんとす。余は信す此疑問に關する説明は國家の歴史上に於ける發達の結果中に於て發見すべきものなること

を。彼の佛蘭西を除けば歐羅巴各國一として其の革命に由り其の固有の歴史を明確に二個に分斷し革命後の現行制度を直接且つ有意的に革命の主義上に建設したるものあらざるなり。果して然りとせば吾人は斷言せんとす、歐洲諸國にては其の歴史中の一時代に産出せる國家の形體か次代若くは其の以後の時代に發達せる形骸の上に包被連續することを。斯の如き事實を精細に觀察するときには直に左の事實を發見すべきなり。國家にして一の形骸より他の形骸に變遷するに當りては主權の位地は一の集合體より他の集合體に遷移するものにして舊主權の主體即ち舊國家なるものは新制度に在りては單に政府若くは政府中の一部分と化成するものなり。此事實をして一層明白ならしめんか爲に紀元一千〇六十六年以後の英國の歴史中より實例を掲げんとす。抑も英國王は其の初め國家并に政府たりしなり。然るに其の次期に至りては貴族は即ち國家となり、而して帝王は單に政府と化せり。而して最後に至りて平民則ち國家となり、帝王と貴族との兩者は單に政府中の一部となりたり。然り而して國家か舊形骸より新形骸に推移するや其の變化は漸次にして暗々裡に行はるゝ者なるが故に舊制度と



新制度との間に精鋭なる境界線を書く能はざるなり。變化は如斯緩々たるが故に勢ひ舊國家は其の變化を自覺せざるか、若くは爾後久しきを経て初て之を知覺するか、若くは數多の困難なる經驗を嘗むる後にあらざれば其の變化を知覺せざるなり。是を以て舊國家は主權已に其の身を去りたるにも拘はらず尙主權なる語を以て自己を指示し其の借物たることを覺らすして紫衣を着けて形容を飾るを常とす。然るに他の一方に在りて新主權は其の組織を全ふし其の機關を形造るや甚だ遅々たるのみならず大抵其の身を政府の一部に置き政府外に立ちて政府を主宰する主權者の地位を取ると甚だ稀なり。乃ち久しき間は新主權は單に政府中の一部分たるか如き外觀を呈し眞に主權者なるや否やを疑はしむる程の微力なり。客觀的政治世界の事狀と關係とは斯の如きものなるに依り歐洲の公法學者か國家と政府との間に歴然たる境界を立てざりしは未だ以て奇異とするに足らざるなり。彼等は此區別を知らざりしが故に従て此區別に基すべき總ての問題を正當に解釋せずして混亂錯雜の境に陥りたるは是れ亦た怪むに足らざるなり。

之に反して亞米利加に在りては現存の事狀と關係とは公法學者に取りて遙に好都合なりき。我合衆國々家は其成立以後日尙淺く僅に一世紀を超ゆるに過ぎず。且つ全然革命的基礎の上に有意的に建立せられたるものなり。彼一千七百七十四年前に存したる國家の機關なるものは當時全く破壊せられ主權の推移に伴ひつゝ政府中の一部分として次に成立せる機關中に再び發現せざりし。吾人亞米利加人は政府の外に超然として政府を支配する所の國家を目撃するものなり。故に吾人亞米利加人は依て以て吾人の思料を一定し吾人の學問を教導すべき所の客觀的扶助を有するものとす。然るに我亞米利加の公法學者か何故に此問題に關して一層善美なる著述を出たさうしや。其の理由は思想を惹起すべき必要適當なる外部の好機會の缺乏せるに基ひするものなりと云ふを得ざるなり。余か既に前段に於て陳述せるか如く余の視る所に依ればこれ彼等か歐洲學者の所説を全く模寫することに汲々として別に獨立せる著作を出たさんことを試みざりしに基因するものなり。蓋し亞米利加は公法學上獨得の一派を興し而して政治學に關し自己の文學を有せずんはあるへからず。今の時に至るまで政治學



に關する我亞米利加之文學に於て最高位を占むる二個の偉人フランシス・リーベ  
ル(Francois Lieber)。セオドール・デー・ウールセー(Theodore D. Woolsey)あり。然れども何  
人も知る如く前者は歐洲制度の下に教育せられたる一個歐洲人にして其の國の  
壓制を厭ひ其の危難を此國に避けたる一個の脱走者なり。而して後者はリーベル  
を熱心に稱賛する者にして其の門弟なりと云ふも不可なし。因是觀之彼等二人  
は歐洲に於ける古説の感化を受け従ひて幾分か彼等の思想中に國家と政府とを  
混同錯雜したるは自然の勢なり。亞米利加最近の政治學者は歐洲諸國の大學に  
於て歐洲の公法學者の指南の下に於て、而かも歐洲の書籍に依りて大概薰陶せら  
れたるものなり。而して歐洲の學問を利用し常に利益を取得せんとするは我亞  
米利加之學者に在りて骨折は則ち骨折たるへしと雖も、若し彼等にして一層高尚  
に而かも一層獨立意見に達すへき踏石として歐洲の學問を利用し得るとせば、彼  
等に取りて其の利益は廣大なるへし。此高尚深遠なる獨立の意見こそ我亞米利  
加之學者をして彼等自身の制度に對し特別なる課目を設くる學理的の價値を有  
せしむるなれ。若し彼等にして之を實行する能はざらんか本章の題目に關し一

層完美にして而かも一層圓滿なる議論を得んとは吾人決して彼等に希望する能  
はざるなり。

故に余は此問題を論述せんとするに當りては多くの疑懼を懐くものなり。余は  
知る政治學者一般の贊賞を博したる如き論文は此問題に關して未だ一も著作せ  
られたるもの之れなきを。是迄の著作に對し余は精神上の満足を充たすに足ら  
ざることを覺ゆるものなり。余は信ず、嘗て現れたる種々の學説か明に思想の混  
雜を生したる原因は余か既に上段に於て指示したるものなることを、然れども今  
自ら進んで國家と政府との區別を精密明瞭に分解せんとするに際し、余は余が今  
警戒の語を與ふる所のものと同一なる困難中に自家の埋没せられたるを發見  
するものなり。蓋し此困難を生ずる所以は何れの邦に於ても政府の外に立ち政  
府を主宰する國家の機關が不完全なるに在りと謂はざる可らず。故に若し吾人  
にして國家機關を以て政府より別離したる至高の地位を有するものとなすとき  
は吾人は主觀的國家即ち理想上の國家と客觀的國家即ち實際上の國家とを多少  
混同するに至るなり。然れども余は此區別を標準として本問題を研究せんとす



るものなり。勿論充分なる結果を得る能はさるも若し少しにても此の問題に光明を與へ、政府の外に善良なる國家組織を爲すは實際的政治上に於ける一大進歩なるを明白ならしむるを得は之を以て満足せんとする者なり。抑も此問題に關する大家はアリストートル其の人なり。政治學を學びたる者は皆氏の著名なる國家の區別を了知せん。即ち氏は形跡上より國家を區別して君主政治貴族政治及び民主政治の三個となせり。然りと雖も希臘の諸國家は全く其の政府の組織中に埋没せられ國家と政府とは全く混同し其の間に區別なかりし。是を以て國家の形跡なる問題は今日よりも甚だ簡單なりき。即ち希臘人は單一なる疑問を有したりしも吾人は二重の疑問を有する者なり。是を以て吾人は先づ首として國家の形跡を決定し而して後政府の形跡即ち政跡を決定せんはある可からず。彼の國家と其政府との二者か同一の形跡を有するは恐くは自然の傾向なるへしと雖も實際に於ては國家と政府とが斯の如くならざるをあるへし。而して又此等の兩者か形跡上全く同一跡を成すは常に希望すべきとにあらざるなり。例へば若し貴族にして眞實なる價值を有し人工的性質のものに非らずとすれば

貴族的政府を有する民主國家が現時に於て最も有益なる政治制度にあらざるを證破するは甚だ困難なり。斯くの如く貴族政治と民主國家とを聯結するを以て共和政跡の眞主義にあらざるとすれば余は該主義の何たるを解する能はさるものなり。余を以て之を見ればアリストートルの論は希臘人の政治問題并に政府と國家との兩者か一跡となれる總ての制度に對しては眞正なる解釋を與ふるものなり。且つ氏の論は國家の形跡に關する區別としては眞正にして完全なるにも拘はらず國家と政府とか同一跡に非らずして多少分離せる機關の下に存する政府を區別する能はさるなり。故に余はアリストートルの説を國家の形跡に關する分類として承認し而して後章に於て政府の形跡に關する議論をなさんと欲す。

斯くの如く國家の形跡と政府の形跡とを區別して論ずるときはアリストートルの説は氏自身か企圖したる所のものと稍異りたる説明を加へざる可からず。アリストートルは疑もなく此分類法を發明したる當時に在りて其心中に於て國家よりは寧ろ政府なるものを一層多く意味したるものなる可し。氏は一人の支



配として君主政治を論じ少数の支配として貴族政治を論じ多数の支配として民主政治を論じたり。余は氏の説に修正を加へ氏の説は政府と區別したる國家にのみ適用すべきものなりとの嚴密なる制限を附し君主政治を以て主權一人に在るものと義解し貴族政治を以て主權少数者に在るものと解釋し民主政治を以て主權多数者に在るものと説明せんとす。フロン、モール (Von Mohl) はアリストートルの説を批評して單純に數學的の者にして有機的主義を包含せざる者なりと云へり。若し此批評にして正當なるものなりとせば以上に掲けたる予が修正説も共に非難を免かれずと云はざるを得ず。されども余は思考すモールの批評は實に不正たる而已ならず粗笨にして而かも不注意極まれるものなるを。フロン、モールが彼の有名なる論文の第一版を公にしたるより四十五年前に於てシュライエルマール (Schleiermacher) はアリストートルの分類法は精神的にして且つ有機的の性質を有することを辯明したり。此分類法の基礎たる主權者の人數は國家の意識か如何に人民の間に播布せられたるやを指示し而して其の意識か發達したる強弱の度を表彰するが爲に使用したるものなり。且つ此分類法が其の分

類の原理とする所は國家の意識か強大に發達せられたる所の人民中の一部は決して國家機關の範圍外に拋棄せらるゝものに非ず故に此意識を有して政治機關に參與するものゝ人數は眞に國家の有機的性質を決定するものなりとの理に基くなり。

余を以て之れを見ればフロン、モールの分類法こそ却て混亂せる奇怪のものたるに似たり。氏は國家の形体を區別して族長國家、神政國家、專制國家、古典國家、封建國家及び立憲國家の五種類となせり。按ずるに族長國家と神政國家は通例君主政治なり。總ての國家は法律上に於ては專制的なり。封建國家は貴族政体なり。又立憲國家なる一句は甚だ誤解され易きものなり。一方より觀察すれば總ての國家は立憲法治的たり、他の一方より觀察を下たせば所謂立憲國なるもの絶てあるなし。立憲國 (Rechtsstaat) なる語は國家の區別を表彰するよりも寧ろ政府の區別を表彰するに適當なり。夫れ國家は憲法に依りて製作せらるゝには非ずして國家自身か憲法を制定し、國家は此憲法に依りて政府を組織す。而して政府は憲法に規定したる法式を遵奉してのみ活動すべきものなり。思ふに斯る政府こそモ



ールの所謂 "Rechtstaat" なる語の眞意なるや甚だ明白なり。而して氏の所謂古典國家なるものに至りては其の語句を推考するも何たる意義を指示するものなりやを解する能はざるなり。所謂古典なる語は政治學上の語にあらざるなり。寧ろ文學若くは修辭學上の學語に屬すべきものなり。フロンモールは古典國家なるものは君主政體貴族政體若くは民主政體の何れたるを得べきことを自ら承認せり。果して然りとせば氏は其の根本に溯り國家の形骸を區別せんとするに當り何故に此語を使用したるものなるや。氏にして若し國家を分類して古代的國家、古典的國家、中世的國家及び近世的國家の四種となしたりしならんには稍其の論理の貫徹を見たりしなるべし。されども何人と雖も一目の下に此の類別は學術的に非らざることを看破するを得べきなり。何人と雖も斯る分類は年代記的のものにして決して政治學的のものに非ざることを覺知するは素より易々たるのみ。一言以て之れを評すればフロンモールの分類は或一定せる一個の標準を有せずして數個の標準に依りたるも其の標準は何れも政治的に非らざるなり。又氏の分類は國家と政府とを混合するものと言ふべし。氏をして斯る誤謬に陷

らしめたる原由は國家は實質上並に形骸上に於て異なるものなれども考究を要すべきは形骸上の差違にあらすして實質上の差違其のものなりと思考したるに在るか如し。而して斯く思考したる所以のものは或國家は殊に宗教上に於ける人民生活の發達上に其の力を用ひ又或國家は美術的生活に特に其の力を致し又或國家は法律上及び實際的生活に勞力し而して他の國家は特に軍事に盡力する等のとを觀察したるに依る。以上の區別は國家の將に爲し遂げんとする所の目的上の區別なり。されど國家の本性は何れの時何れの處に在りても同一なるものにして他語以て之れを言へば國家の本性は取りも直さず主權なり。されば種々の國家の間に存する差違は單に形骸上の者にして此形骸上の差違こそ總て他の差違よりも最も明に或特定せる國家が活動上に於て有する最大目的を指示する者なれ。例へば君主專制的國家は國家の權力を強大ならしむべき傾向を有し貴族制國家は私權的制度をして殊に發達せしめ民主的國家は寧ろ社會的目的を唱説するが如し。彼フロンモールが國家の實質上の差違なりと見做したる所のものは單に目的上の差違即ち佛蘭語又は獨逸語に於て *Politique* (政策) と稱す



る所のものに關する差違たるに過ぎざるなり。

思ふに他の凡百の著書に比し特に此問題に關する明白なる議論を吾人に授く可き望あるものは彼の著名なるブルンチュリーの『近世國家學』(Lehre vom modernen Staat)と題する書なり。蓋しブルンチュリーは瑞西國に於て數多の星霜と思想を費したり。瑞西は國家と政府との間に存する區別に就て實際上著しく進歩を爲せる國なり。因是觀之氏の周圍を圍繞せる事狀は歐洲公法學者中の多數者よりは一層好都合たりしなり。併ながら吾人の屬望は全然満たされざりき。ブルンチュリーは國家は君主政治國、貴族政治國、及び民主政治國の三者に通常區別すべきものなりと爲せるも、尙ほ此他に神政々治國(Theokratie)と稱する者を第四に附加せんをを試みたり。ブルンチュリーの釋義に曰く「神政國家とは天神若くは人間以上の精靈若くは思想を以て其の最高支配者と思考する國家を云ふ」と。余を以て之を視るに這は甚た空想的に失するものなり。何となれば天神若くは人間以上の精靈若くは思想を解釋表明し而して此等の解釋に法律力を附與する所の一個人若くは集合體は即ち國家なればなり。語を變ふれば是れ實に斯る一個人若くは集合體

468409

が有する權力の源泉を指示するに過ぎざるなり。抑も政治學は斯の如き權力の源泉に溯りて其の信僞を審判するを目的とせざるものなり。政治學上に於ては或る人民を支配する最高の人力を以て國家となし其の權力の源の何たるを敢て問はざるなり。故に吾人は吾人の攻究に係る政治學の中より此新奇なる創説を排斥し去らすんはある可からず。斯る創説は政治的神仙談の範圍内に退去せしめざるへからず。

ブルンチュリーが國家に複雜形体ありとの説を非難するは甚た其の當を得たるものなり。然りと雖も余は氏か斯る非難を加ふる所の其の理由に至りては完全ならずと思惟す。ブルンチュリーは複雜形体の一原素は常に權力の中心を占め他の諸原素は單に之を制限するに過ぎずとして複雜形体の存在を非認せり。是を以て見れば彼は復た明に國家と政府とを混同せるものなり。何となれば國家は主權者なるが故に制限を受けず。又た國家は權力の中心たるのみならずして總ての權力の源泉なればなり。國家の分類を爲すに當り複雜形体なるものを排斥する真正なる理由は國家は本來單一なるものにして又單一たらずんはある可



からずと云ふに在り。所謂主權を以て國家の實質とするときは然らざる可からず。而して客觀的に國家が單一に組織せられざるものに向ては吾人は唯其國家は未だ其の機關を完備せざるものなりと云はざるを得ず。換言すれば斯かる國家は未だ發達進歩の途中に在るものなりと言ふべきのみ。若し夫れ吾人にして所謂複雜國體なるものを精密に審査するに於ては吾人は其原素中の一も國家に非らず又原素中の孰れの結合も未だ國家に非ざるを發明するならん。又は諸原素中の或原素は即ち國家にして而して他の原素は則ち政府の一部たるを覺るべきなり。今其の實例として英吉利の制度を取らん。英國に於ては政府としての國會は王若くは女王、貴族及び庶民の三者より成立するものなり。單に立法上に在りては此等の三原素は平等なる權力を掌握す。而して此等の三原素は孰れも法律上に於ては立法の發案を爲すを得るものにして且つ孰れも絶對的に他の原素の行爲を拒絶するを得るものなり。然るに之に反して國家としての國會は唯だ單獨なる一躰即ち庶民院より成立するものなり。此庶民院が國家たるの資格を以て活動する時に當りては帝王も貴族院も皆之れに服従せざる可からず。

1041

何となれば彼等兩者は國家の各別なる機關に非らずして單に政府の一部たるに過ぎざるものなればなり。而して彼ブルンチューリ氏も此見解を全く取り逃かせるにあらざるなり。彼は斷言せり國家は其の組織上に在りては單一ならざる可らずと。然りと雖も氏が被治者と政府との關係を採用してアリストートルの説題に近時の説明と修正とを加ふべき鍵論と爲し、臣民と主權者との關係を採用せざりし一事は其視覚を昏まし氏の此題目に關する議論をして混雜ならしめたり。然りと雖も氏は之れと同時に國家に複雜躰ありとの見解を排斥したる點に於て正當なる結果を得たるものと云ふ可し。

ブルンチューリが國家と政府とを混同したる證據にして一層明瞭なるものあり。他なし氏が其の分類を小分して更らに多數の區別を爲したるの事實是なり。其の小分類に曰く希臘及び舊獨逸の王制國、舊羅馬の王制國及び羅馬帝國、フランス王制國曰く封建的王政國、無制限的王政國、立憲的王政國曰く羅馬貴族政治國、血統貴族政治國、金力的貴族政治國、學識的貴族政治國曰く古代的民主政治國、近世若くは代議的民主政治國、共和政治國等是なり。孰も是等の分類を見るに先づ第一



に或場合に於ては政治的にあらざる主義を以て彼我互に交叉せる區分をなしたるものゝ如し。例へば希臘羅馬舊羅馬及びフランクなる語は人種學上の範圍に屬するものにして、古代及び近世なる語は年表學の範圍に入るべきものなり而して封建なる語は政治上よりは寧ろ經濟上に屬するものなり。第二に總ての國家は縦ひ王政貴族政若くは又民主政なるにもせよ兎に角無制限的のものなり。ブルンチュリーブルンチュリーの所謂る封建的王政國とは貴族政治國の政府に過ぎず、又立憲的王政國なるものは其の権力と権力の運用方法の點に於て國家より制限せられたる王の政府たるに止まるものなり。又帝政國なるものは學理上に在りては王政的政府を有する王政國たるに過ぎず、而して實際上に於ては廣大なる領地と人口とを支配する王政國の政府たるに過ぎざること往々にして之あるなり。政治學上に於て吾人は明確なる政治主義に基きて國家を分類せざるへからず。從て吾人は常に政府と國家とを區別するを要す。蓋し思想上の混亂并に其の惡結果を避け得べき途は國家と政府との區別を明にするの外途なきなり。

ブルンチュリーは復合國家(Compound State)と稱する所の第五の國體を設け、自ら之

が解釋を與へて聯合國家と聯合を組織する各邦との間に主權の分配せらるゝものを稱して復合國家と云へり。氏は又此復合國家を更に小分して(一)殖民地若くは屬領地を有する國家(二人)に依り合同したる國家(三)同盟國家(四)聯邦國家の四種類とせり。然れども是れ亦た國家と政府とを混同したるより來りたる誤謬なり。第一殖民地のものたる決して國家に非ざるなり。殖民地は多少の自治權を有する地方政府たるに止まるものなり。此殖民地にして生長の後國家を形造るべき原素を包含し、革命若くは平和的分離に依り、母國より離れて一國家を成すことあるべしと雖も、未だ之をなさざる以前に在りては國家にあらざるを以て母國は單純なる國家なり。若し又分離して獨立せる以後に於ては二個の國家となるを以て所謂複合國家なるものあるなし。若し夫れ本國即ち母國にして其の國家機關を擴張し主動的參政者として殖民地を包括するも國家組織は依然として尙は單純なる者にして母國が其の組織を大にしたるに過ぎざるなり。之が爲め斯かる國家に屬する人民の一層多數は主權中に加せらるゝことあらん。然れども之れが爲め國家の形體に生ずる所の變化は君主專制より貴族政治と化し貴



族政治より一轉して民主政治となるに過ぎず。蓋し主權は母國と殖民地との間に配分せらるべきものにあらす。何となれば主權其者は單一にして又單一ならざる可らざるものなればなり。要するに主權は全然母國中に存せざるべからず。然らざれば結合して一躰と爲りたる殖民地及び母國中に在らざる可からず。之と同一なる批評を屬領地に對してなすを得べし。屬國が本國と各別の組織を爲すは單に政府として存在し國家として存在するにあらず。若し屬地にして一國家と成るに於ては最早屬國に非らず屬國たるの資格既に消散し去りたるものなり。若し國際公法と國際條約とに依り規定せられたる關係以外に別に之と其前國君との間に或關係の殘存するあらば學術的の分析は此國君を或限定せられたる目的を成功せんか爲に特に設置したる政府の一部分と見做すべし。又人に依り合同したる二個の國家は複合國家とならず。此等二個の國家は連合政府すら形造らず。二個若しくは二個以上の國家の有形的連合は一國家の政府の行政長か他の一國家の政府若しくは他の數國家の數政府の行政長を兼るに過ぎず。此人や全然別異なる二個若しくは二個以上の資格を以て活動する者とす。例へば

列國會議ありたる場合に此人は其代表する國家の數と同數の投票權を有するなり。左れば二個又は二個以上の國家か同一行政長を戴くか若しくは同一制度を設立する事實は此等の諸國家を複合國家となさざるなり。勿論斯る事實は諸國家を融解し大國家を組成せしむるの趨勢あるべきも其は自ら別問題なり。又同盟國は複合國家にあらず。同盟を組成する諸國家は各別單獨なる國家として存するものなり。同盟國の機關は同盟各國の承諾を経るにあらざれば同盟各國を羈束すべき權力を有するものにあらず。他語以て之れを言へば同盟國機關は主權を有するものに非らず即ち國家に非らずして單に政府たるに過ぎず。同盟憲法は一個の條約なり即ち國際間の合意なり。只だ普通條約と二個の點に於て差異を有するのみ。第一同盟憲法は一種の政治機關を創設す即ち諮問會議を創設し該會議の決議を實行せんとする數國家の合意を含む。第二該憲法は繼續時期に關し概ね制限なきものなり換言すれば無期限なり。思ふに此等は各別なる國家を融合して一國家と爲すに最も適切なる事狀なり。同盟國たるの事實は自然力が斯る融合を行はんとしつゝある最良の證據なり。然りと雖も此融合の



實行せられたる曉に至りても所謂複合國家なるものは其結果として生すべきに非ず、換言すれば其結果は主権力の一部は新國家に存し而して一部は舊國家に存在するか如き國家には非ずして唯た一層廣大なる機關を有する單獨國家なりとす。此觀察は延びてブルンチュリーの所謂複合國家中の最後の者即ち聯邦國の考察に達せしむ。余は亦此場合に於ても聯邦國は複合國家にあらずとの論を確執するものにして且つ聯邦國家と云ふか如きものは決して無きとを斷言せんとなす。蓋し所謂聯邦國家とは同一主権の下に屬する二重の政府を指稱するに過ぎず。今若し吾人にして所謂聯邦國を學理の標準に照らすに於ては吾人は覺るならん所謂聯邦國とは一領地の上に廣かり而かも曩きに種々の獨立國家に配分せられたる人民を包括する所の一國家なるを。政治上の一致を生せんか爲に協力する自然的、人種的、經濟的及社會的の調和か既に此等の國を通して存在したりしとを。又此結合は此等諸國家中の或者の政府又は國家其者に依りて障害を蒙りしことあるを。之れか結果として暴力を以て數國を聯合し、新國家は革命的の基礎に成りたるを。換言すれば當時の法律に據りて創造せられたるものにあ

らざりしことを。斯くして革命的基礎の上に立つ新國家は憲法を制定し此憲法に於て全國家の政務を行はんか爲に一政府を構成し舊諸國家の有せる主権を破壊し此等諸國家に附與するに自己が取りたる殘餘の政權を以てしたるを。且つ此等の殘餘政權は或る制限の下にあるものなりと雖も新國家か之に關し他の處分を施すことを適當と見認むる迄は舊國家に之を放任するものたり。蓋し主権か由て以て組織せられたる以前の形式にして全く撤去せられざる時、換言すれば舊國家か新國家の政府の一部と化成するに止まりて、他に異狀あらざる時に在りては新制度中に於ける舊國家の地位は主権が君主より貴族に移り、貴族より民衆に遷移する場合に於けると全く同一の結果を生したるものと謂はざる可らず。斯くの如く聯合統一を見たるの曉に至りては舊邦を目して國家と稱するは穩當を缺くものなり。此時に至りては洵に國家なる稱號は實の之に伴ふなき單純なる名譽的稱號に過ぎず。思想上の混雜及惰性は長日月の間舊物を支持するものなり。新事物の舊事物より發生するの日に當り吾人が正當に其新性質を表章する所の新名義を發見するまでには幾多の時日を經過するを常とす。勿論平和的



に且つ現行法律の形式に従ひ聯合若くは二重の政府を有する單獨の一國家を形成するか爲に數國家を結合するを得べし。又事實上の事柄として單獨の國家か聯合又は二重政府を有する政體に變じ得べきなり。然りと雖も此兩方法中孰の者も實行せらるゝこと稀なり。此等二方法か實行せられざること殊に第一の方法の實行せられざるは政治學に取りて寧ろ幸福の至りなり。若し第一の方法にして實行せらるゝことありとせば新國家と同盟聯邦との外形を分別するは甚だ困難なればなり。思ふに第二の方法にして實際に行はるゝあるも其困難は多く感せらるゝを無かるべし。然れども業に既に固結したる一政府を建設したる國家は二重の政府を要する所の時代を通過し去りたるものなり。故に後日再び二重政府を建立するは寧ろ社會上の事狀に於ける退歩の證據たる可きものなり。以上余の論辯する要旨は國家を形體上より區別して君主政治貴族政治及民主政治の三者とするは最も正當にして此外に正當なる區別なしと云ふに在り。此等を結合するも之れか爲めに或他の國體を新造し得可きに非らず又數個國の共同一致せるか爲めに或他の國體を造り得可きものに非らずと云ふに在り。而して

或他の國家を作り得べしとの見解の由て發生し來る所以は此題目を論議するに當り國家と政府とを混同するに原因するものなりと云ふに在りとす。

茲に又此問題の下に於て討究せらる可きもの尙は一あり。吾人の所謂近世國家なる者は民主的主權に基ふる所の國家なり、換言すれば近世國家とは取りも直さず民主國家と云ふの義なり。蓋し皮相の見を以てすれば近世國家中の總ての者は悉く斯かる者とは思考せられざるに似たり。然れども實際に就き精密なる審査を爲すに於ては此説の確實にして動かす可らざるを知らん。たゞ世人が之を察知せざる所以の者は近世國家が其新形體を形造りたる以來日猶淺きのみならず、未だ其組織を完整せざるに由らずんばならず。加之政府として現に殘存する所の舊國家は尙ほ主權なる衣服を着裝する者にして、其衣服たる恐らくは汚穢襤褸となり果てたるべしと雖も、然かも眼力以て認め得べき程の者なればなり。思ふに今茲に民主國家の存立を促し且つ其存立に先つ所の社會の狀態を改究するは甚だ有益なるべし、此社會の狀態は簡單なる一句即ち國民的調和 (national harmony) なる語句を以て言ひ顯はすを得べし。蓋し一國家の人民の多數者か政治と



自由との事に關し正邪曲直の事に就き意見の合致を得るにあらざるよりは所謂民主國家なるもの、有り得へきに非らず。民主國家の成るは第一に多數人民が相互に他を知了するを意味するものなり即ち換言すれば彼等は共通の言語及共通なる心理上の標準と習癖とを有するを意味するものなり。次に他國家の人民に反對して多少共通の利害を有することを包含するものなり。最後に多數人の心性發達して國家の實質手段及目的に於て國家を覺得せざる可らざることを包含する者なり。換言すれば民主國家なるものは國民的國家たらざるべからず其の人民にして眞に國民的人民となれるの國家は必然民主的國家となるなり。之れを要するに社會上に於ける此事狀と國民の此形骸との間に於ては自然にして而かも分離すへからざる或關係の存在するあり。國家と國民なる言語を交互に相流用するに至らしめたる所の關係は則ち是に在りて存するものとす。然りと雖とも吾人は國家と國民なる言語は元來別異の學科に屬するものなれば之れに對して充分なる説明を加ふるに非らざるよりは交互相流用すへきにあらざることを忘るべからず。

#### 第四章 國家の目的

此問題に就ても亦た學者の議論喧しけれども所説區々にして概ね不完全なるを免れず。從來發表せられたる議論中に於て最も精密に最も進歩せるものはフツ・ホルツェンドルフ (Von Holtzendorff) の著はせる『政治原論』(Prinzipien der Politik) 中に見るべきなり。然りと雖も氏の意見を精細に分拆的に觀察する時は氏は國家と政府とを明かに區別せず又氏は國家最終目的より視れば單に方法手段たるに止まるべき直接目的に着眼せるも其最終目的を觀破する能はざりしを發見すべし。此缺點あるにも拘らず氏の著書の廣大なる價值は最終目的に到達すべき進歩の段階を表示し且つ第一及第二段階の進歩を完了せずして一躍第三段に到達せんと試むるものに警戒を加へたるの點に存す。本問題に關し歴史上種々の時代に在りて流行したる種々の學說に就て充分の審査と評論とを加へたる後に於てフツ・ホルツェンドルフは『國家の實際的目的』(Die realen Staatszwecke) と題する章に於て自家の主義を表彰したり。乃ち曰く『國家は相倚賴し相調和する所の原素より成立する三個の目的を有す第一の目的は權力 (die nationale Machtwerk) なり。夫れ國家は



其存在を全ふすべき充分なる権力と、他の國家に對して正當なる利益を保有すべき充分なる権力と、其臣民の個人若くは個人の集合體に對して一般に命令する地位を有すべき充分なる権力とを以て其組織を完ふせざる可からず。第二の目的は個人の自由なり。蓋し國家は個人に自由活動の境土を與へずんばある可からず。吾に四方より來る所の妨害に對して其自由を保護する而已ならず、國家自身の侵害に對し個人の自由を神聖不可侵の者となさざる可からず。第三の目的は一般の安寧幸福なり。國家は其臣民の私立集合體及結社中の一若くは一以上の者に對して國家の権力を獲取し行使することを禁制しつゝ、獨立の権力として此等の私立集合體及結社の上に立たざる可からず。國家は種々の集合體間の競争をして公安を破るの酷たしきに至らしめざることを力めざる可からず。加之國家は集合體の抑壓に對して其集合體中の社員の權利を保護せざる可からず。若し夫れ總ての社會にして公けなる目的を有するものなりとせば之をして其當初の公けなる目的を保持せしめざる可からず。而して必要なる場合に於ては之をして成功せしむるが爲に此等種々の集合體を補助せざる可からず。最後に國家は其臣

民の教育を指導せざる可からず。以上はフロン、ホルツェンドルフの説なり。余を以て之れを看れば是れ錯雜不完全の説と謂はざるを得ず。試みに其の然かる所以を説かん。例へば或集合體が其自身の利益の爲に國家の権力を取用せんとするの所爲に對し、獨立の権力の地位を保持すべき國家の義務若くは又諸集合體の競争間に立ちて公安を維持すべき國家の義務を第一の目的なる権力の下に屬せしめずして第三の目的なる一般の安寧中に排列したるは抑も如何なる理由ぞや。又集合體の抑壓に對して其集合體の社員の權利を保護すべき國家義務を第二の目的なる個人の自由に屬せずして第三の目的なる一般の安寧中に配置したるは如何なる理由ぞや。更に進んで氏の意見の不完全なる所以を説かんに蓋し氏の意見たる國家の世界的目的に關しては敢て一言の勞を取らざるなり。吾人か國際公法と名づくる所の習慣及び條約に關し氏の政治學は之れを論せざるなり。ヘリゲル(Heigel)は道德を以て國家の目的とせり。即ち氏は國家の最終目的を認めたるも近接目的を觀過したるものなり。フロン、ホルツェンドルフは之と正反對にして近接目的を認めたるも最終



目的を觀過せり。加之ホルツェンドルフ及其他の公法學者は孰れも政府以外に國家が其目的を達するが爲に用ひたる方法を説示せるものなし。故に本問題は斬新獨立の研究と説明とを要するなり。之を爲すには國家の直接目的と最終目的の兩者を適當なる關係に於て論究すると共に此等の目的を達するに於て使用せらるべき勢力を説くに當り國家と政府とを明白に區別せざるべからず。此等の事を遂ぐるに非されは此至要なる問題に關し一層善良なる解釋を與ふるは決して望むべからざるなり。

然らば國家の目的とは何ぞや。精細なる研究の結果は之を三點に區別するの自然なるを認めん。國家の目的には三段あり第一第二第三即ち是なり。而して第一の目的より最終の目的に向つて進行するに際し前段の目的一個若くは數個なるにもせよは次の目的を取得する手段なり。先づ吾人をして最終目的に就て觀察を下さしめよ。抑も此目的たるや國家の普通人類的目的なり。吾人は此目的を稱して人道の完成と云ふ、世界の文明と云ふ、人類理性の完全なる發達と云ふ。此理性か一般に個人性の支配に達することといふ。又人類を神たらしむるとと

は云ふなり。蓋し此目的たる全く精神的のものなり。而して人類はこの精神上の存在を有し能く總ての肉體上の弱點誤謬及び罪過に打勝つ者なり。乃ちヘーゲルが其學說に於て道徳(Dittschkeits)は國家の目的なりと云ふは是れなり。世間數多の公法學者はヘーゲルの説を以て個人の目的と國家の目的とを混同するものなりといふと雖もこの批評は道徳なる語に或狹隘なる意義を附せる粗笨の見解たるを免れず。蓋しヘーゲルの説を真正に批評せば氏は第一段第二段の目的を論議せずして直ちに飛んで第三段を唱道するも人類は氏に追及するに足るべき健足を有するものに非すと云ふべきなり。

然りと雖も國家のものたる最初より世界的國家として組織せられ得べきものに非ず。蓋し人類は今日に於て未だ斯く廣且つ大なる機關に依りて活動し得ざるなり。其之を爲し得るには數百年若くは數千年の星霜を経過せざるべからず。吾人類を以て國家を組織する前に於て人類の一部を以て政治的組織を爲さざるべからず。余は既に政治上に於て人類を分割する自然の情況と勢力を指示せり。而して余は又此等の事情と勢力とは民族的國家を建立するものなることを辯明



せり。民族的國家は今日の文明に於て權利に關する人類の意識を解明するには最も完全なるものなり。民族的國家は世界的國家の發顯し得る以前に於て各處に發達せざるべからず。余は敢て斷言せん。國家の第二目的はナショナルテ（國性）の完成にありナショナルテの特別なる主義を發達せしむるにあること。而してブルンチエリカ國家の目的は民人天性の發達なり民人生活の完成なりと言ふは即ち是れに外ならずと信す。

國家は如何にして其目的を達し得るや。此疑問に答へんとするには吾人は勢ひ國家の直接目的を研究せざるべからず。然らば直接目的とは何ぞや、曰く政府と自由是れなり。凡そ國家は其初に當り先づ政府と自由との創設と完成とに勉めざるべからず。此兩者にして成功したるときは更に進んで此等の者を利用し其民族の文明を進め而して後世界の文明を進め得るものなり。國家は先づ第一に平和と法律の統治を創設せざるべからず。即ち國家は首として政府を建立し而して其政府に賦與するに外患内擾に對して國家を保護すべき充分なる權力を以てせざるべからず。これ即ち國家が野蠻の暗黒中より躍出する最初の段階なり。

此段階にして充分建立せらるゝに至るまでは總て他の事業を抛棄すべきものなり。若し此段階を建立する爲めに政府をして國家の全權力を運用せしむるの必要ありとせば之れが權力を政府に賦與し若くは之を準許するに當り決して躊躇すべからざるなり。然れども斯る事は一時の便宜にして永久に涉るべきものならず。何となればこれ民族天才の發達を確保するものに非ざればなり。この權力にして眞に必要な時期を経過し尙ほ且つ維持せらるゝあらんか、民族の天才は之が爲に壓奪せらるゝに至らん。故に法律に服従し秩序に注意するの薰陶を國民に與へたるべきは直ちに其方針を變更し進んで個人に自由を與ふるの制を設けざるべからず。國家は其憲法を以て個人自治權の範圍を規定せざるべからず。又國家は命を政府に降して政府自身自治權を侵害することを避けしめ且つ他の四面より來る所の侵害に對し自治權を保護せしめざるべからず。最初に於ては此自治權の範圍は必然狹隘なるべく、且つ臣民の各個人は其範圍内に於て唯だ單獨に活動するを許可せらるべし。然れども文明の進歩するに従ひ自治の範圍を漸次擴張し又一個人の單獨なる活動を以てなし得ざる目的を奏せんか爲



に個人の聯合と結社の設立を認許すべき也。勿論國家は嚴明に此等の諸結社に認許したる自由活動の範圍を定め而して彼等か其の特權と權力をを誤用するを禁止し以て彼等の公けなる目的を完成するに就て彼等を指導するに足るべき支配力を政府に賦與せざる可からず。加之政府の補助無くして個人の集合體が實行し得はざる事業に對し補助を與へて之を爲さしめ政府自らをして之を爲さしめざるは亦善良なる政策なり。されども道は政府と自由との關係につき時々國家の調和を要するのみの事にして國家直接目的の第三を顧念するを要せざるものなり。斯の如く近代に於て國家は政府を自由とに依り活動するものにして殊に自由によつて文明の爲に最も良好にして最も要用なる結果を奏功するものなり。世間往々説を爲すものあり曰く政府若し進んで或事業例へば教育宗教等に對し其力を用ひざる時は國家は何事をもなさざるに同じと。然れども是れ決して正當なる議論と云ふべからず。若し夫れ國家にして良心の自由思想の自由言論の自由等を保證するあらんか宗教及教育上の目的の爲に個人の結社を認許するあらんか個人權利の運用上に於て斯る結社を保證するあらんか國家なる

者は宗教及教育上の爲に大に爲すあるものなり。加之或る社會の程度に於ては國家か此等の事項に干渉するを政府に許さざるは最も利益あるなり。抑も斯る誤認の因て生ずる所以を考ふるに國家なる者は政府に依頼して實行するよりは他に何事をも行はざるものなりと假定するより來れり。國家は自由なる者の創造者に非ずとの誤認より來れるなり。自由は自然權即ち天賦權にして國家は單に其自然權の上に或必要なる制限を附するものなりとの妄想より起れり。此自然權若くは非國家的又は國家以外の權利主義なるものは則ち十八世紀の革命を惹起せる者にして今日に至りても尙は能く世俗の思想を支配するに足るべき傳說的勢力を逞ふしつゝあるものなり。然れども今や公法學者及私法學者等は概ね之を以て學理に適はざる誤れる而かも有害なる説として業に既に拋擲せり。此天賦人權論たる嘗て國家が單獨なる一個人たりし時若くは又政府と區別し難き少數者か其自然の權利の創設に汲々として人民の倫理上の感情は全然等閑に看過せられし時に當りては實際其の活動を爲したるものなりき。思ふに國家は即ち人民たるの邦に在りては此學理たる單に國家は自由の基礎を製作する



には合理的に活動すべきものなりとの意味を有するに止まる者とす。而して如何なる者が合理なるやを裁決す可き最終の釋義者は即ち國家なり。夫れ地球上の人類間に於ける自由なるものは國家以外に存在せしと未だ曾て之れならず又た將來に於て有り得べきものに非ざるなり。彼の野蠻時代に於ける所謂自由なるものは暴虐と奴隸の苦難とを産出するものにして國家に依りて創造せられたる而かも法律に依りて支配せらるゝ自由とは全く無關係なり。人類は初めより自由を享有して來りたるものにあらずして文明に依りて自由を取得するものなり。政府が國家の創造物たる均しく自由も亦其創造物なり。而して國家の人民にして文明の途に登ること愈々高ければ國家は益々個人權利の領域を擴張し以て益々文明の精神上有形上の目的を成就するものとす。斯くの如くして終に法律と自由の二者が理論上並に實際上に於て相調和するか如く見ゆるの點に至るまで自由の領域を廣むるものとす。

果して然りとせば以上は即ち歴史上の順序に依れる國家の目的なりと云ふへし。先づ第一に來るものは個人最高の自由と相一致する最高の權力を政府に賦與す

る所の政府并に自由の組織是なり。第二に來る所の目的は種々の國家の民族的天才を發達し完成し遂に習慣法律制度上に客觀的成立を見るにあり。而して斯の如く完成せられたる發端よりして終に世界の文明は四方八面より測量せられ踏査せられ發表せられ實現せらるゝなり。蓋し此意見たる人類歴史上の現象と産物とに對し一計畫を有する者なり。即ち細言すれば私法及公法の爲に國際公法と諸民族間の法律の爲に戦争及平和の爲に國粹主義と四海兄弟主義との爲に人類をして苟も歴史上自然の順序に於て此等の目的を取り而して又自然の方法を以て此等目的を追求するに於ては人類は終に各其適當なるの時に於て全く其の目的を達するを得可し。然れども此順序は一部分たると全勢たるとを問はず共に變更せらるべきものに非ず。彼の政府を建立するの前に於て自由を實存せしめんとを試むる所の國家若くは民族的秩序を建立する以前に於て世界的秩序を造作せんと力むる所の國家は瓦解と擾亂とに遭遇するや必せり。乃ち斯かる國家は更に秩序的に其事業を開始し自然と歴史との兩者が規定する所の方法と調子とに據り諸事を決行せざるべからざるに至らん。



### 第三卷 英吉利亞米利加合衆國獨逸及佛蘭西憲法の成立

憲法と題する部に於て論せずして政治學と稱する部に於て本題を論究するは人をして少しく怪訝の念を起さしむるも測り難し。されども更に一考の勞を取らば直ちに其理由を了解すべし。抑も憲法は現行法律の手續に従ふて成立するものにわらずして歴史的及革命的勢力こそ實に其著大緊要なる要素なるを見る。此等の勢力は法理的の研究法に依りて解明せらるべきものにわらずして若し之れを試みんとするときは爲に誤謬に陥るのみならず適宜危険なる結果を生ずべし。余が今茲に論ぜんとする四個國憲法の成立に至りても實に此順序に背かざるのみならず其最も重大なる實例なり。余は切に希望す此事實が讀者の腦底に歴然別銘せられんことを。是を以て余は余の分類を爲すに當りても亦余の議論を爲すに當りても常に此事實を認識せんことを。

余は比較憲法を政究するに當り何故に英吉利亞米利加合衆國獨逸及佛蘭西の憲法を採擇したるかを説明するに至當と信ず。而して其理由たる甚だ數多にして明瞭なり。第一の理由は本書の紙數に限りあると是なり。予は余の著述を一冊に限らんと欲す設令之を多くするも二冊を以て終りを告げんと欲すればなり。第二の理由は余の議論は紀律整然たらんことを期するものにして徒に該博に渉るものにはあらざるなり。第三の理由は以上四國は世界中に於て最も緊要なる國家なればなり。而して最後の理由は此等諸國の憲法は今日まで發達したる憲法主義の總ての種類を實際に代表するものなればなり。若し夫れ公法上の原則は諸國憲法の條規を比較研究するの結果より來るべきものとする時は是等の比較を爲すに當り不完全なる制度 unnecessary 國家模型となすに足らざる憲法を取除き完全なる者につき結論をなすの確實なるに如かさるなり。

#### 第一章 英國憲法の成立

英國憲法は最も著しき歴史的憲法なりと見做されたるものなり。されども何れの憲法も皆悉く歴史的のものならざるなし。又英國憲法は不文憲法と稱せらる。されども英國憲法の大部は成文にして茲に論せんとする四憲法は全然成文なるものなし。又説をなす者あり曰く「英國憲法の他邦の憲法と差異あるは英國憲法



は他憲法の如く革命に依りて發生したるものに非ざるの點にあり。されども予を以て見れば英國憲法は其實大に革命の生産物なり。果して然らば其構造の點に於て他の憲法と比較し何れの點に於て英國憲法は其の特性を有するものなるや。余を以て之を見れば英國憲法は三箇の點に於て特質を有するものなり。先づ第一に英國憲法は他の憲法よりも不成文の點多し換言すれば他邦の憲法に比すれば文字を以て書き彰はされたる部分一層尠少なり。第二英國憲法は其成文となり文字を以て書せられたる部分も單一なる文章中に包含せらるゝものには非ずして種々別異なる條例中に散在せり。第三に英國憲法の構造に於ける革命は恐くは他憲法の場合に於けるか如く激烈ならずし。一言を以て之れを云へば英國憲法と其他の三憲法との間に存する構造上の差異は一般に想像せられたるか如く酷たしきものにあらざるなり。加之英國憲法は他の憲法に比較するときは甚だ古代に屬すとの説ありされども余の見解に依れば是れ亦一箇の認説なりとす。余は大英國今日の憲法が一千八百三十二年前に在りては未だ存在せざりしとを主張せんと欲す。勿論該憲法の

要素は殆んど總て其の以前に在りて存在發達したるものなり。然れども此等の諸要素諸機關が今現に相互に對立する所の關係は一千八百三十二年前までの干係と全然相異なるものあり。而して政府機關相互の關係及政府諸機關と國家との關係は他の事物よりは一層多く憲法の性質を定むるものなり。加之余は主張す、一千八百三十二年に英國憲法中に發生したる變化は一箇の革命的手段たりしとを換言すれば其變化は其當時に於ける現行法律に従ひ且其當時に於ける勢力に依りて行はれたるものに之あらざるなり。此説たる稍々尋常ならざるの觀あるを以て予は説明と實證とに依りて予が説の確實なることを立證するの義務ありと信ず。

余は思考す、ノルマン系の諸王が英吉利の統一を全ふしたる以來大英國組織上に三箇の大革命ありしことを。此等三大革命の起りたる精密なる年月を確定するは甚だ困難なり。然れども若し余にして其年月を是非とも定めざるべからざるものと思せば第一の革命は一千二百十五年第二の革命は一千四百八十五年第三の革命は一千八百三十二年に發生したると謂はんとす。思ふに第一の革命は英國



國家が君主的組織より貴族的組織に一轉したるの時期を表示するものなり。抑も貴族はセント・エドマunds (St. Edmunds) に於て及ラニミード (Runnymede) の集會に於て自家の組織を成して自由憲法を構造し王に迫りて此憲法を承認せしめたり。換言すれば貴族は主權を獲取し國家となりたり。勿論其以前に於ては王は主權を掌握し國家并に政府たりしなり。此等貴族は王室を廢せざりしと雖も王權を滅殺して王が有したる主權的國家の地位より制限的政府の地位に下らしめたり。王自から此變化を知りたるは其の憤怒の餘り貴族全躰より憲法保護の爲め選出されたる貴族會議に對して爲せる宣言に徴して之れを知るを得べし、曰く「彼等貴族は朕か頭上に二十四の王を戴かしむるものなり」と。然るに説をなす者あり「王は王として此憲法に同意を表したるものなれば誠に適法の形式を以て成立したるものなり」と。されども該説は甚だ極端に法律に拘泥したるものと謂はざるを得ず。王か主權者たりし時に於て存在し若くは又存在し得べき適當なる同意形式は王自身の自由意志より出てたるものならざるべからず、主權者として王が受くる制限は他より受くる制限にあらざりて王自身が自ら附したる制限にして即

ち王が隨意に何時にても拋擲すること得べきものなるのみ。世に歴史家を以て任するもの數多ありと雖も未だ一人として大憲章 (Magna Carta) と稱せられたる憲法は斯る方法に於て確保せられ、又は斯る手續に依りて發生したることを主張する者なし。蓋し王は該憲法を承認すべきことを強迫せられ、又之を永久保持すべきことを強迫せられたるものなり。而して王は此強迫を以て王權の侵害なりとして之と争ひ、半世紀の年月を経て初めて斷念せり。果して然りとせば此時に於て英吉利國家の上に一箇の革命ありしものにして其革命たるや實質及形跡の兩點に涉るものなりとす。而して爾後二世紀半の星霜は新基礎の上に國家及政府の諸制度を完成調和する爲めに費盡せられたり。

十五世紀の半ばに至り國家の實權は貴族より人民の手中に遷れり。今や彼等人民は自ら組織をなして主權を獲取すべき時期となれり。名義上に於て彼等人民は庶民院なるものを組織したるなり併しなから實際上に在ては彼等人民は當時其組織を全ふしたる者にあらざりしなり。然り當時の庶民院は單に貴族院より溢出せる會議の一種たるに止まり、當時人民政治上の意識は未だ全然獨立なる機



國を創造すべき點までは進歩をなさざりし。抑も當時現存の制度は人民に此發達をなすべき種子を供したるものならずばならず。彼等人民は貴族の人民の敵たるを深く覺知せり而して王も亦貴族の敵なりき。即ち王及人民は同一の敵を有するか故に相互に依頼するとはなれり。次に來りたる時代即ち政治史中にチユドル家 (Tudors) の專制政治と稱せらるゝ組織に於ては人民は實際上の主權者たり國家たりしなり。只外形上に於て王は即ち國家たるに過ぎざりき。故にチユドル家の治世の英國は上に君主專制政府を戴きたる民主政治社會なりしなり。此意義に於ける君主專制政治は慥かに貴族政治的國家より一段を進歩せるものなり併ながら新たに取得したる立脚地は甚だ不確定のものなりき。何となれば平民的政略が行政上に於て行はれ得へきや否や又人民の私權利が大に確保せられ得るや否やは一に王の意見と性情とに屬したればなり。一千八百十四年後の一世紀間に發生せる所の變化は一見したる所るにては政治的革命たるの外狀よりは寧ろ政府を強奪するか如き外形を一層多く有するに似たり。然れども吾人にして若し事物の外形の背後に廻りて洞視する時は則ち政府の基礎は已

に變更せられたることを直ちに發見すべきなり。星院 (Star Chamber) 刑部廳 (High Commission Court) はチユドル家に依りて創設せられ使用せられたるものなりしが此等は實際平民制度なりしに相違なきなり。此等の兩院は貴族の暴逆及び外國より來る所の宗教家の亂暴に對して人民を保護したるものなりき。王者にして平民政略を繼續し而かも又平民の諸權利を尊崇保護せるの間は國家と政府との間に存する關係は尙ほ曖昧の間にありしものなり。王者たる政府にしてステュワート家の神權を提出して明々地に王は即ち國家なりとの要求を爲すに至るや否や此の關係の實際の性質は忽ち明白となれり。今や自覺的に眞實の國家と化せせる人民は彼等と王者との關係を切斷破壊して王者を以て國家權力の所有者と爲すを拒むに至れり。此時に當り重要な問題は新鮮善良なる國家組織を創設せんと云ふに在りき而して國會は此組織の基となるべき唯一の現在制度なりき。然りと雖とも當時の國會は單に政府中に於ける貴族の代表者たるに過ぎざりき。人民は之れを改革して人民の代表者となさんことを試みたり。然れども是れ



朝一夕に實行せられ得べきものにはあらず。而して人民と國王間の闘争より來りたる直接の結果は則ち貴族の權力の一部の恢復なりき。余は一千六百四十年より一千六百八十八年間の運動に依り國家形骸上の革命を成就したるものとは思考せざるなり。一千六百八十八年の改革は重きに政府に關係するものなり。其改革は國王の國家たることを拒否したるまでにして何人若くは又何物か果して國家にして、且つ國家は何處に存在せるやとの疑問に關しては一も決定せざりしなり。

此一大問題の充分なる解釋を得たるは殆んど一世紀半の時日を経過したるの後なりき。則ち一千八百三十二年の革命に依りて決定せられたるものにして此革命は英國の政治史中に於て最も著大なるものなり。世人は概ねこの革命を改革と稱すれども予は革命なる語の意義に照らして十分に革命と稱すべきものなることを疑はず。即ち形骸上に在りても結果上にありても亦其の革命か行はれたる手段の上に在りても實に革命と稱すべきものなりしなり。蓋し一千八百三十年に西歐羅巴諸國に於て起りたる人民の騷擾は此革命に直接の刺激を與へたり。

國會内に於ける進歩黨の領袖は鋭敏伶俐に此刺激を利用せんことを企圖したり。即ち土地の代はり人をして選舉權所有者たらしめ、又人口に應じて議員を配當するの法案を議會に提出して以て此革命の運動を試みたり。此の議案に對する貴族院の反對は革命の暴發をして却て急速ならしめたり。驚くべき人民の結社は政府に反對を宣言し貴族院を破壊すべしと脅迫したり。貴族の身体は痛く攻撃されたり。國王は革命を以て諸大臣に脅かされたり。國王は其意に反して議會解散を命ずべきことを強迫せられたり。又終に總理大臣は貴族院を強制するを得るものたることを承諾すべきことを強迫せられたり。此運動たる内亂の甚しきに至らざりしも暴力を以て脅迫したるのみならず實際に之を行ひたるもの多し。此革命より發生せる政治上の一大結果は國家たる所の人民か庶民院に於て其組織を成就したるに在り。故に今や庶民院は英吉利制度の上において二重の地位を占有するとなれり。細言すれば庶民院は立法部中の一部にして又國家主權機關となれり。第一の資格に於ては庶民院は貴族院より多くの權力を有せず第二の資格に於て庶民院は國王及び貴族並に庶民の上に主宰するものなり。



庶民院が此地位を得たるは全く現行法律の正當なる手續に従ひて行はれ革命に依りて行はれたるものにあらすと主張する者ありされども是れ虛式と事實とを混同するの謬見なり。抑も一般の思想に於て若し法律の形体にして已に其立法の精神若くは希望に副はざるのみならず之に反する目的を成し遂ぐるか爲めに用ひらるゝの隠れ場所となるに於ては即ち空文のみ虛式のみ故に假令ひ法律上より論ずるときは尙舊法律を包含するものと稱すべきも政治學上より論ずるときは新主義を包含するものと云はざるを得ず。國會を解散すべきや否は元來國王の自由意志に依りて判斷せられたるなり然るに國王若し自ら出で、議會を解散せずんば平民的暴力に訴ふるを大臣より脅嚇せられ而して之に服従したるときは大臣は取りも直さず王權を略奪したるものなり。又之と等しき方法を以て貴族院議員の増員を國王に迫りて承諾せしめたるときは大臣は從來王者の特權たりし者を強奪したるなり。今ま國王は名義上に於て此等の事項を行ふものなるか故に事實上に於ても亦た國王は此等の事項を行ふを得る者なりと言ふは實に虛式に拘泥するの議論たるを免かれず。此等の事項を實際に行ふ者は庶民

院に於て多數を制する黨派の首領たる諸大臣なり。之を要するに一千八百三十三年の出來事に依りて國王は主權の特權と稱せられ若くは又國家の特權と稱せられたる所のものを庶民院に交附すべく強迫せられ貴族院は單に政府機關たる當今の地位に退歩せしめられたるものなり。果して然りとせば余は主張す一千八百三十二年の出來事に依りて行はれたる制度は何れの點より見るも眞の革命なることを及び英吉利國家と英吉利政府との組織に關する現在の形式は一千八百三十二年以前に遡りて起りたる者にあらざるを、換言すれば通常一千六百八十八年の革命と稱せらるゝ所のものは終に千八百三十二年に至りて完成したるものなることを。由是觀之現今の英國憲法は千八百三十二年人民が下院に由りて斯くの如くに之を制定し爾後下院は憲法修正權を有する永久の憲法的議會也。此資格に於ける下院の行爲は貴族及び王に依りて協賛せられざるべからず然れども貴族及王の一にして之に反對し若くは二者中の一が其名義上の權力を實際上の權力に變せんと企つるとき換言すれば王又は貴族にして政府として活動する代はりに國家として活動せんことを試むるに於ては主權者即ち國家の機關と



しての庶民院が之を壓倒するの手段と先例とは既に充分に設定せられたる也。左れば王若くは貴族の反對は適せ下院をして常に人民と親和合致せしむるの結果を生ずるに過ぎず。下院は人民の有する主權を運用する機關なればなり。以上述ぶる所に據りて之を觀れば英國憲法は合衆國獨乙若くは佛蘭西の憲法よりは一層多く歴史的のものなりと云ふは唯左の意味に於てのみ。曰く英國憲法は其の發達上に於て稍々少量なる暴力を以て進歩し、古るき形骸及古るき名義は已に純粹なる虛式と化成したるの曉に至りてすら尙之を保有し、他の三國の制度に於ては一層公然と發表せられ且一層大膽に公言せられたる同一の精神と主義とを此等虛式の下に隠蔽せりと云ふこれなり。

蓋し政府の形骸は其時の法律に適合せる方法に依りて之を變更するを得べしと雖も國家の形骸は決して然かする能はざるなり。國家の形骸上に於ける變化は政治社會上に於ける主權所在點の自然的變化より生ずるものにして一層高等なる權力の發現に於て之を見るを得べし。一言以て之れを言へば國家の形骸上の變化は唯た革命に依りて之を成就するを得べきのみ。

## 第二章 合衆國憲法編成史

亞米利加合衆國家の憲法も亦た單に間接に於て而已ならず直接に革命の產出物なり。今之を論ずるに當り法理上の點より觀察するときは吾人は一千七百八十七年以前に溯りて考究するを要せざるものなり。されども已に前章の始めに於て論じたるが如く予は法律上の基點より考察するものに非ざるなり。予は歴史上并に政治學上の論據より亞米利加合衆國の發達を討查せんとするものなり。吾人が此討查を精確に爲さんとするには正に其起原より始むるを必要とし決して其の發達の時期中の或る點を恣に選擇して之を基點となす能はざるなり。吾人は現行憲法の構造に至るまでの政治歴史を三時期に分割するを得べきなり。即ち第一期は殖民時期第二期は革命時期第三期は聯邦時期とす。

一 殖民時代に於て大西洋の此側面に存在したる者は十三箇の地方政府に過ぎずし。當時の國家は即ち母國なり。法理的の見解を以てすれば、母國は其權利と權力とを以て全く活動し、其自由意志に依り此等の地方政府を變更改正し若くは廢止建設するの權を有したり。此等地方政府は英吉利國家の創造物にして法律上に



於ては絶對的に英吉利國の主權に附屬せり。當時の現行法律の形式は毫も此論決に背馳する所なし。之れに反して自然的及社會的の事情と勢力の二者は大西洋の此側面に於て一國家を創造せんか爲に常に活動しつゝありし。而して此等の諸勢力が固結したる強力となるや否や英國の主權を目して非國民的及外國的のものとして之を排斥せんことを試みたり。余は此等の事情と勢力の中に第一位を占むるものを以て海上大凡三千哩の地理上の遠隔なりとす。當時交通の便少かりしを以て此遠隔は殆んど今日の四倍に等しき勢力を有せり。地域の接近は政治的構造の求心力として最も有力なるものの一なるか如く地理上の離隔は政治的遠心力として最も有力なるものの一なりとす。此等十三箇の殖民地は其制度の泉源たりし所の母國と斯くの如く離隔せるものなりしに反して彼等相互は則ち天然的結合を爲せる一地面に横はれるものなりき。自然的事狀は此の土地に主權即ち一國家を創立するに斯の如く好都合なりしなり。第二に人種上及社會上の事情も亦皆同一の方向目的即ち國家の構造に助力しつゝありしなり。則ち尠くとも其人民中の四分の三は英吉利人若くは又英吉利人の子孫にして彼

等の用ゆる所の言語は即ち英語なりき、而して其宗教は基督教にして且新教なりしなり。加之彼等の習慣は即ち普通法にして職業は農業及び商業たり。即ち人種上の結合を爲すべき有力の事情は充分に存在せしなり。次に又た母國と異なる所の人種上の分離は地理上の分離の如く著大なるものにあらざりき。此土地の種々の部分には和蘭人あり、獨乙人あり、瑞典人あり、佛蘭西人あり、而してニールク及ヒベンシルバニヤに於ける此等英吉利的ならざる原素か非英吉利的の感情に容易に感染すへきは固より疑ひを容れざるなり。加之黒人は當時の人民の六分一を占め其の大部はベンシルバニヤ州の南部の地に住居したり。然れども黒人は血屬の混合に依りても又文明の混合に依りても、優等人種の人種上の發達上に直接の勢力を致さざる所の眞の附屬人種たりき。母國との離隔は寧ろ私法と習慣との差異中に於て一層多く之を見るを得たり。要するに私權の範圍内に於ける一般的平等と土地の平等所有とは新世界に於て生したる現象にして母國と全然實質上の區別をなすものたり。

殖民地は全く其母國と地理上の離隔をなし又母國と人種上に於て一部分の離隔



をなしたると全時に殖民地は完全なる地理上の同一實質上に於ける人種の同一  
 及其住民の間に在りては殆ど全く利害を同一にしたる事實等前後相合して終に  
 此十三箇殖民地の人民の意識を覺醒し遂に彼等は主權則ち國家を成すの自然的  
 條件を得たりとの事實を覺知するに至れり。之と共に斯く覺醒せられたる國家  
 の觀念を實際の制度に發現せしめんとするの感慨は潮の如く湧き來れり。其第  
 一着歩として大陸議會 (Continental Congress) なるもの組織せられたり。即ち亞米  
 利加合衆國の最初の組織なりしなり。此大陸議會組織せられてより最早米國に  
 は嘗に十三箇の殖民地即ち十三箇の土地の外に或者が存在したりと云はざるを  
 得ず、主權則國家なるもの之ありしなり。而して其國家たる單に理想的にあらず  
 又紙上に於て而已之ありしに非らず、眞に事實上に於て又組織上に於ての國家なり  
 しなり。因是觀之一千七百七十六年の布告以前に於て革命は既に成就せられた  
 る一個の事實にして米國の獨立は已に完成せり。彼の七月四日の獨立宣言の如  
 き既成の事實を廣く世界に告知したる一個の廣告たるに過ぎず。世の演義的公  
 法學者か云ふか如く該宣言に由て國民と國家とは突然湧起したるものにあらず。

抑も國民及國家は孰れも突如として存在し、發顯し産出し來るものにあらざるな  
 り。此宣言の要點は大概左の如きものなりき。一國の人民は此宣言に據りて、既  
 に歴史の進歩發達に於て一箇獨立の成年者たる民族と爲り又た民族的國家と爲  
 りしこと及び彼等は今後外國の主權に對して此自然資格を防衛せんと決心した  
 りとの事實を證明したり。蓋し佛國の政治家等は印紙税法事件を去る十箇年以  
 前に在りて業に已に此發達と結果とを洞察し豫言する所ありしなり。大陸議會  
 に於て組織せられたる亞米利加國家なるものは世界に對して主權的存在を布告  
 し。而して又進んで此機關に依りて自國を支配し加之各殖民地内に住居する人  
 民に出來得る丈け最も廣大なる自治權を有する地方政府を組織するの權利を附  
 與せり。

亞米利加國が發布したる最初の成文憲法は彼の聯邦條規 (Articles of Confederation)  
 と名けられたる一千七百七十七年十一月の憲法なりとす。此憲法の一大欠點は  
 國家の永續的組織を規定せざるを是れなり。該憲法は只だ中央政府を創造した  
 るのみにして而かも其政府は最も微弱なる性質なりしなり。是を以て亞米利加



國家の革命的組織及其革命的中央政府たる大陸議會が一千七百八十一年三月該憲法に依りて創造せられたる中央政府に其の地位を譲りたるときは所謂亞米利加國家は客觀的に存在せざるに至れり、即ち亞米利加國家は單に人民の意識内に於ける觀念として主觀的狀態に退歩したり。當時存在せる制度を政治學上より客觀的に觀察するときは一箇の中央政府と十三箇の地方政府あるのみなりき。又公法上より客觀的に之を觀察するときは十三箇の國家と十三箇の政府と一箇の中央政府あるのみなりき。此事たる理論上に於て已に全く維持すべからざる狀況なるが故に事實上に於ても又維持すべからざるの勢となれり、何となれば斯かる組織は之を實地に活動せしめんとするときは全く運用すべからざるものなればなり。勿論矛盾の弊は常に此一點のみならず種々の點に於て顯出し來れり。而して此等の欠點を修正せんと試むるに當てや其毫も欠點を修正するの實行方法を有せざることを發見せり。該組織に於ては中央政府と地方政府との間に政權の分配に關する爭論あるのみなりき。而して之を決定せんとするには獨り主權者即國家の宣告に依りて之を決するの外途なきなり。されども該憲法に於て

は國家は組織せられざりき、換言すれば該憲法は法律上に於て主權的命令を發する能はざりき。當時の政治家は當初この欠點を發見する能はざりしと雖も稍々先見ある二人の政治家は遂に困難の根底を發見せり。換言すれば主權即ち國家は現在制度の上に於て法律的組織を全く具有せざりし事を發見したり。此二人の政治家を誰とかなす曰く、ボイドイン (Bowdoin) 及びハミルトン (Hamilton) 是なり。二人の發見は人をして失望落膽せしむる所の發見なりき、何となれば其は革命若くは國家の滅亡を意味したるものなればなり。二人は國民をして革命を爲さしむべきことに決心せり。勿論彼等は之を爲すに當り平和的に爲さんことを勉めたり。● 横直なるボイドインは明白事實に其歩を進めたり。氏はマサチューセツツ州の議會より聯邦議會に派遣せられたる代議士をして憲法の改正を始むべき所の代議會を全國より招集するの決議を發議せしめんと勸議せり。政治上の言語を以て言ひ顯せば、ボイドインの思想は多數投票を以て全縣を檢束すへき權力を有し、且つ十三箇の共和國內に住居する全人民を代表する普通議會に於て亞米利加國家を再び組織せんとするものなり。然りと雖もマサチューセツ



ツより派遣せられたる代議士は縱令法律上に於てマサチューセツツ議會の訓令に従ふべき義務を有せりと雖も該訓令に違背して服従せざりき、何となれば彼等は實に訓令の革命的性質を有するに驚駭したればなり。思ふに亞米利加國家再組織を成就せんとするには斯る直接手段よりは寧ろ或他の手段を使用せざるべからず。又聯邦議會以外の機關を以て其具に供するを適當なりとす。一層機敏にして政略に富みたるハミルトンは自然の機會を獲取するにはボードインよりも尙善く適當せる人なりき。一千七百八十五年の春に至りヴァルデニヤとメリ洋ランドの住民の間に起れる商業上の葛藤は此等兩共和國の間に横はれる河川の航海の事に關して此二州間に或る調停をなすべき必要を來したり。此二州を代表する所の委員は已に選舉せられ而して其の年三月にアレキサンドリヤに於て協議會を開きたり。此委員はヴァルデニヤ及メリーランド間に於ける通商上の關係を整理するも共和國總躰にして同一なる規則を採用するに至らざるよりは全く無益なる事を覺知したりき。是に於て委員等は其由を彼等相互の共和政府の立法部に報導したり。是に於てカヴァルデニヤ立法部は一千七百八十六年

九月にアンナポリス (Annapolis) に於て各國全躰の商法會議を開くの議を提出したり。ハミルトンは此の機會を利用せんことを欲せり。ハミルトンの企圖たる直ちに此商法會議を一轉して憲法會議と變化せんとするにありき。氏はニューヨルクの立法部をしてヴァルデニヤの招集に應ぜしめ而して自ら委員の任命を受けたり。

ハミルトンのアンナポリスに到着するや此會議に代表者を派遣したるは單に五箇州に止りしをを發見せり。斯の如き小集合躰の執行したる非常手段の成功なきは固よりなり。是に於てハミルトンは其企圖を變更したり。氏は該會議をして憲法協議會の召集を各共和國に懇諭するの說を採用せしめたり。ハミルトンは其意を發表するに當り斯る言語を以て言ひ彰はさるべき、何となれば氏は法律の範圍外に出づる所の所爲を主張しつゝありしをを知りたればなり。換言すれば法律上より看れば一個の不法なる所爲を爲すべしと主張しつゝありしをを知りたればなり。當時の憲法に従へば憲法改正の發言權を有する者は獨り聯邦議會にして且つ此改正は諸州立法部の一致賛成を得て始めて法律の効力を生ずる



ものたり。左ればハミルトンは合衆國家の現在の地位を篤と調査し、聯邦政府の組織を國內の事情に適合せしむるの法律案を案出する爲めに一の協議會を開き其決議を聯邦議會に報告し、其原案にして聯邦議會の可決を経たる後更に諸州の立法部の承認を得て効力を生せしむべしとの提議を爲せり。蓋しハミルトンは其の眞目的を蔽はんが爲に斯る語法を使用したるや否や吾人之を詳知せずと雖も吾人は其の當さに然るべきを忖度するなり。爾後ハミルトンの説に關して多くの議論沸騰し來り、聯邦議會に於て、諸州立法部に於て、新聞雜誌に於て、人民間に於て之を是非するもの頻りなりき。是に於てハミルトンは更に一手段を施さんとなし、其手段たるニューヨーク立法部より其の聯邦議會に選出せる代議士に訓令を下して聯邦全体の協議會を招集するを諸州に勸告するの勅諭を聯邦議會に提出せしめ且之を維持せしめんとするに在り。ハミルトンはニューヨーク州の立法部に於て其目的を奏したり。又聯邦議會に在りてはマサチューセツ州の補助を仰きて成功せり。是に於てロードアイランドを除くの外總ての州より派遣せる代議士より組成せられたる協議會は一千七百八十七年の五月に

フィラデルヒヤ (Philadelphia) に開會せられたり。

この協議會は革命の産兒たる總ての大英傑を殆んど網羅して組織せられたり。亞米利加人民の自然の指導者は亞米利加國家なる全躰問題を熟慮するの目的を以て招集せられたり。彼等は好奇者流を遠ざけんが爲に多數者の亂暴なる批評を避けんが爲に戸を閉して秘密會議とせり。其議事は多數決の規則を採用し、亞米利加國家の組織を一變し、此國家の爲に全く新奇なる中央政府を組成するの目的を以て進行せり。而して予は茲に彼等の事業の中國家の再組織に關する問題に就て論せんとす。彼等は單に憲法を改造せんとするものに非らずして亞米利加國家を改造せんとするものなり、茲に所謂憲法改造のことたる憲法上の問題に屬するものにして余が次卷に於て論せんとするものなり。即ち彼等は憲法の根本的改造をなさんとするものなり。然り而して此事たる當時聯邦議會に於ても又た諸州の立法部に於ても又一般公衆にも了解せられざる所なりき。協議會は單に聯邦政府の機關を改良して其權力を増加せんとするの目的の爲に集會したるものなりとは一般に想像せられたる所なりき。思ふに當時協議會が亞米利加國家



を改造するに當り執行し得べき所の合法的方法は止だ一ありし而已。換言すれば協議會の委員等は豫備案として其草案を聯邦議會に送り其採納する所となりて更に其推奨に依り共和各州の立法部より之が承認を得ざるべからず。斯くの如くして合法的に建設せられたる新主權に對し該協議會は其欲する所の政府を採用せられんとを合法的に又憲法的に訴へ得べきものなりとす。然るに協議會は斯る方法に出でざりき。今彼等の行爲を明白に直言すれば彼等か實際上に於て行ひたりし所の者は現に合法的に組成せられ居る總ての權力の上に立ちて組織的權力を取得せんとするものなりしなり。政府と自由とに關する新組織を得んと試みしなり。之に就て發言權を要求せんとするものなりしなり。若しシーザル若くはナポレオンにして此等の行爲をなしたりとせんか此等の行爲は所謂クーデター (Coup d'état) なりと非難せられたりしならん。然れども發言權を有する人民の側より看察すれば吾人は此等の行爲を目して革命と稱するを憚らざるものなり。然るに該協議會は余か今使用したる所の言語よりは一層穩和なる言語に於て其の專斷の舉動を粧飾すると共に余か今指示したる所のものよりは一層合法的の

手段を執るものなりと公言したりしなり。其手段の精密なる形式は左に陳述するか如きものなりとす。則ち委員諸氏は其提供せる憲法中に九州人民の協議會に於て爲したる批准は聯邦諸州の憲法を確定するの効力あるものなりとの規定を設けたるなり。斯の如くして委員等は其文書全體に忠告的の言語を以て言ひ顯はされたる命令を加へて聯邦議會に送達したり。其忠告的の命令に曰く「聯邦議會は此原案に對して修正を加ふること無く直ちに之を通過して共和諸州の立法部に送達すへし。而して諸州立法部も亦修正を施さずして直ちに之れを通過し各州人民の協議會に送附すへし。斯くして九州の協議會が之に對して承認を爲したる時は聯邦議會は新政府をして代て活動せしめ自己の職を退くへし」と。勿論人民中の多數の者は此手段の眞性質を看破するの能力を有するものにはあざりき。加之該協議會委員の多數者も彼等か今現に如何なる事項を爲しつゝありしものなるやを充分に了解せざりしに似たり。蓋し協議會委員の多數者は公法學者として充分の教育を受けたるものに非らざりしかば、彼等自身の行爲に關する學術的意義を概括する能はざりしなり。



事の外形上より看察すれば此手段の形式たる一個の點を除くの外現行法を侵害するよりは寧ろ其足らざる所を補充したるものなりき。即ち形式上に於ては聯邦議會及共和諸州の立法部の承諾に加ふるに人民の協議會の承諾を附加したるものと思考するを得べきものなり。然りと雖も其實は聯邦議會及諸州立法部は之が爲めに總て活動の自由を奪はれたるものなり。斯の如くして協議會は此等集合體(聯邦議會と諸州立法部)をして協議會の要求に従はざるに於ては集合體自身の存在の泉源を乾涸するの位地に立たしめたり。此の一點こそ頗る緊要なる者にして而かも又手段全體の性質を表示するものなれ。乃ち九箇の共和州に於ける人民協議會の承諾は新憲法を確定するに充分の効力ありと見做すべしと布告したるものなり。蓋し此布告の眞意は新憲法は單に承諾者にのみ有効なりとの條項の爲めに隱蔽せられ、十三州全體の爲に活動すへき權力を九州に附與したるの真相は其當時に於て明白に看破せられざりき。然りと雖も少しく精密なる分析を爲すときは此事たる容易に看取するを得べきなり。吾人の知る如く當時の聯邦憲法は左の如く規定せり、曰く「聯邦議會の合意と各共和州の承諾とに依る

の外聯邦憲法の條項を變更するを得ず」と。然るに新憲法にして九州人民の協議會に依て確定せられ得べき者なりとせば、假令其憲法たる單に此九州の爲にのみ有効なるにもせよ、其の結果として舊憲法は十三州全體に取りては九州の所爲に依りて破壊せられたるものと謂はざるべからず。故に斯る所爲たる精神上に在りても又文字上に在りても共に現行法を破壊するものなり。又全體の手續をして法律の範圍外に出でしむるものなり、換言すれば違法たらしむるものなり。故に吾人は新憲法確定の爲に合法的説明を發見せんと試むるを止め、政治學と社會及國家の自然的歴史的狀況に基きて之が説明を爲さざるべからず。政治學上の主義によれば或自然的政治上の結合をなせる政治的人民中の疑ふべからざる多數者は主權的組織力を有するものなり、而して之を組織すると全じく之を破壊することに於ても亦人民全體の爲に活動するを得るものなり。更に之を切言すれば政治學上に在りては破壊なる者の唯一の目的は全部の構造を一層良好に改造せんとするにあり。故に學理的に説明すれば協議會の提出せる説は其實九箇の共和州は十三箇の共和州の上に新憲法を設立するに充分なる効力あることを暗



々裡に布告せる者なり。而して此主義たる單に理論上のみに止まらざりき。聯邦憲法は廢止せられたり、而して新憲法は單に十一箇の共和州に依りて承諾を表せられたるの曉に至りて直ちに活動運用せられたりしなり。名義上よりいへば新制度は承諾を表せざる二箇の共和州に取りては尙未だ設定せられざりしものなり。然れども舊制度は彼等の承諾を経ずして破壊せられたりしなり。而して現に吾人か觀察せるか如く此の手續に關する十一州の行爲を正當なりと認むる所の原理は又積極的即ち組織的の處置を正當と認むる而已ならず併せて之か處置を促すものなり。事實の上より論じて彼の十一州が兵力を用ゆる事なく耐忍して他二州の同意を俟ちしは單に政略たるに外ならず。

以上現行憲法創造の歴史を通觀し來りて茲に余は主張す、此憲法制定の手續は左の理論に依るの外之を説明すべからず、曰く彼の一千七百八十七年の協議會は組織的權力を擅取し、全制度の上に於ける主權者たる亞米利加國の代表機關なりと自稱し、以て政府と自由との組織を立て之が發言權を要求し、多數採決の法を設定したるものなりと。而して此の主義より出で來る所の緊要なる論決は亞米利加

國家の創始は法理的方法に依りて解釋するを得べきものにあらざると云ふことと是れなり。學理上よりいへば吾人は亞米利加國家の産出を政治歴史と政治學との範圍内に置き、此等學問の原理に依りて解釋せざる可からざるものとす。

### 第三章 獨乙帝國憲法編成史

吾人今ま獨乙帝國の創造を了解せんと欲せば、勢ひカロリンヂヤン時代の組織に遡源せざる可らず。吾人か現今獨乙帝國と稱する者は彼のシャールマン帝の歐羅巴大帝國の時に於て其政治組織を創始せり。當時シャールマン帝は直接主權者なりしが、其の選擇に出でたる侯伯及高僧を以て帝國を支配したり。紀元八百四十三年に於ける帝國の分割はライン河以東及アルプス以北に横はれる該帝國の部分を其子ルイ、ゼ、ゼルマンに賦與し、此部分を稱するにラストフランケン(Ostfranken)なる名目を以てせり。八百七十年に至りラストフランケン西部の境界はマルスン條約に依りて西方に廣められたりしかば、遂にローレン及フリシヤ(Frisia)をも包括することとなれり。是に於てか獨乙獨立國家の土地の根據は實際に完成



せられたり。而して此土地が歐羅巴大帝國の一部を形造りたるの時に於てシャルマン帝が此國に賦與したる政治制度は此帝國分割の爲に甚だ廣大なる變更を受けたりしなり。此時に至りてや此土地を支配する者は最早帝(Emperor)に非ずして單に王(King)たるに止まりしのみ。思ふに此兩者の差違の觀念を言明するには皇帝は主權者にして王は唯た官吏たりしと云はゞ明瞭ならん。換言すれば皇帝は即ち主權者にして王は單に政府たりし者なり。更に換言すれば皇帝は天神の代理者たりし者なるに引換へて王は唯た人民の指導者たる而已なりしなり。シャルマン帝權の發達史を考究する學者は彼の羅馬との關係及其教權的基礎との關係に於て此等の區別を認定し理解するを得ん。畢竟するに大帝國の瓦解より來りたる所の結果は中央權力の減少と地方獨立の増加なりしなり。前きにシャルマン帝より選擇せられたる侯伯及高僧輩は今や王の爲に左右せられざるのみならず其權利は王と全しく神聖不可侵のものなりとの要求をなすに至れり。是れ實に封建的の制度を設けんと思想か自ら發現し來りたる者なり。此時に當り王は如何に之を處分すへきやを知らざりしのみならず其三人の

男子に王國を分與したるに依り却て此の封建の勢力を助長せしめたり。續いて紀元九百十一年に至りカロリンゲン王家の滅亡の時に及びて該王國は事實上封建的の者と化成したる而已に止らす前きのシャルマン帝の世襲官吏の子孫等が主權の掌握者と成りて而かも彼等の共同一致に依りて國家の至高機關の存在あるを見るに至れり。今や彼等は彼等の王を選擧し而して此王者に與ふるに其權力を以てせり。而して彼等は相互に其の王より離れて獨立するの保障を立てたり。是に於てか國家は貴族政治となれり。國家は共同一致せる諸侯に依りて代表せらるゝに至れり。即ち王は實に中央政府たるに止り各諸侯は其支配する各地方に於ける地方政府なりしなり。フット大王は一時此發達を妨止するに於て能く功を奏したり。彼は羅馬法王及び其部下の僧侶と結托して皇帝の主權を恢復し以て其位に昇り遂に諸侯を再び官吏の地位に降下せしめたり。然るに十二世紀の下半期の間に於て皇帝と羅馬法皇との間に發生せる大爭擾は斯くの如くして再建したる帝國主權の宗教的根底を震動し一方に於ては又封建的政治組織を有せる貴族的國家の發達の爲に一途を開きたり。



ホーヘンスタウフェン家の諸帝は此進行に對して大に争ひたりしか功を奏せざりき。フレデリック二世は遂に此事實を承認したるのみならず之に法律上の効力を附與したり。即ち一千二百二十年、一千二百三十二年の皇帝の文書に於てフレデリック二世は諸侯自身の領地を支配すへき諸侯の獨立權を承認するに依りて獨乙國の封建制度を許可したり。獨乙王權は今や實に中央政府としてのみ殘存したり。今や帝權は單に虛名を有するに止まりたり。而して此説の眞理たるは一千三百三十八年の憲法に於て明白となれり。即ち諸侯と王との間に諸侯に依りて獨乙王に選舉せられたる人は羅馬法王の承認と加冠を受けずして直ちに皇帝たるへきことを約束したるなり。

是より降りてチャールズ第五世選舉の時に至り事物の此有様は憲法の總ての詳細の點に於て確定せらるゝとはなれり。抑も貴族政治の國に在りては遠心力常に最も有力なる者なり。乃ち貴族を組成する所の人々は最も技倆ある而かも又自信深き身分なり。彼等は政府の保護を要せずして自ら衛り得へき能力を有するをを知れり。故に彼等にして王政若くは民主政に對抗して餘儀なく共同一

致するにあらざるよりは彼等は愈々益々政治上に於て分離に趨く者なり。是れ即ち獨乙國家が一千三百三十八年の憲法より一千四百九十三年マキシミアン第二世即位の時に至るまでの間に於ける發達の有様なりとす。マキシミアン帝は甚だ緊要なる三箇の手段に依りて獨立の政治を施す所の諸侯に對して檢束を加へんことを圖りたり。其第一は所謂一千四百九十五年の永遠の平和と稱せらるゝもの是なり。これ諸侯の間に於ける所謂自助制(Feudal)を禁止し、彼等の間に起りたる争議を決するは帝國法廷の司法管轄權たる旨を確定せるものなり。第二の方法は帝國裁判所を創立したるにあり。該法廷は一人の主任裁判官と十六人の輔佐より成立する者にして、其中主任裁判官と外一名の輔佐は帝に依りて選擇せられ、其他十五名の輔佐は諸侯に依りて選出せられたるものとす。此機關に委任するに諸侯間に起れる争議を裁決すへき司法權を以てせり。帝は是れによりて貴族的國家に於て普通習慣と成りたる所の所謂自助制に訴ふるを排除せんと企圖したり。次て一千五百十八年に至り第三の手段として行政廳兼司法廳たりし所の朝廷會議を改造したり。其の斯る改良を加へたる所以のものは



諸侯の上に一層嚴重なる檢束を加へんと企圖せるに外ならず。

マキシミアンの相續者チャールス五世は皇帝の主權を恢復せんことを企てたり。其結果として殘虐なる二回の戦争を惹起したりしがチャールス帝遂に敗北したるが爲め獨乙帝國は益々地方分權に傾きたり。而して此時代の結末たる彼のウエストフリアの平和條約は獨乙をして殆んど完全なる聯國制の國たらしめたり。蓋し此平和條約は各自其地方に在りては皇帝を離れ獨立して支配すべき諸侯の世襲權と帝國の政治に關しては皇帝と共に參與すべき諸侯の權利とを認定せる而已に止まらず、別に其領地以内に於て宗教を一定するの權力と外國と宣戰媾和を爲すの國際上の權力を各諸侯に對して許容したるものなり。故に十五世紀の後半に至りては吾人は最早精確に獨乙國家なる者を言明する能はず。當時帝國議會(Reichstag)は殘存したりと雖も只だ使節の集會たるに止まれり。主權は共同一致せる諸侯より個人的諸侯の掌中に遷移したり。而して一千八百〇六年に至りナポレオンに依りて實行せられたる獨乙帝國の破壊は遂にこの事業を終了したる者なり。一千八百〇六年以後に至りては最早獨乙國家なる者存せ

ずして單に多數の獨乙諸邦の存せしに止まるなり。此等の諸邦は詳言すれば埃太利普魯西スウェーデン、ポメラニア及ホルスタインの四箇國を除くの外總ての國家はナポレオンの保護の下に於てライン同盟に加入せられたり。而かもナポレオンの失敗は遂に此關係に了りを告げ、一千八百十五年に於ける維也納會議はアルプス山の以北なる前帝國領地内に於て三十八箇國の同盟を認定せり。斯の如くにして帝國の同盟組織は事實上に在りても法律上に在りても共に完成し彼の帝國官吏の相續者は遂に主權者と化成したり。是に於てか貴族政治の發達は全然帝國に於ける君主政を壓服したり。

若し夫れ獨乙にして單一なる國家として再び統一せらるゝものなりとせば民主主義に依らざるべからず、而して其國家は民族的平民的の國家ならざる可からず。こは一千八百十五年以後三十年の間に於ける理想家及愛國家の幻想たりしも千八百四十八年に至り初めて之を實行せんと試みたり。而して其結果たる此思想と感情とを一般人民に普及せしめたりしも事實界に於て功を奏する能はざりき。一千八百四十八年乃至一千八百四十九年の實際の演劇に依り人民は左の事を學



びたり。曰く人民一己の力にては獨逸國家の改造は到底爲し得可らず、現存する諸國家中の一國家は其指導を爲さざるべからず、此企圖を實行する組織的權力を供給せざる可らずと。此役目を果たさしむるか爲に孰れの國家を選択すべきや、人民は先づ普魯西に注目したり。然れども普王は其責任を負擔するを承引せざりしなり。然れども普魯西は此の大事業を執行するの任に堪ゆる唯一の國家なり。輿地利は非獨乙的に過ぎ、其他の諸國は餘り微弱にして其任に堪ゆるものならず。こゝに於て空しく袖手して時期の至るを渴望するを十五年。其間彼の臆病にして不決斷なるフレデリック、ウイリアム第四世(Frederic William IV)は崩じて強剛果斷なるウイリアム第一世次て普魯西王の位を踐みたり。然り而して此徹頭徹尾專制的性質なる新君主が獨乙人民に近接し其先導者となりて諸侯の同盟を民族的平民國家と化成するものなりとは想像の能く及ぶ所にあらず。然るに計らざりき彼は之を實行したる者なりしなり。當時理想家の希望の最下點に達したる時に於て普魯西内閣より一箇の宣言忽焉として顯はれ來れり。其は目下の事狀に依りて要せらるゝ所の最も緊要にして而かも大切なる改革は同盟

政府に紹介するに民族的平民の代表者を以てするにありとの旨を宣言せるものなりき。實に是れ紀元一千八百六十三年九月十五日なり。此瞬間よりして同盟中に於ける獨乙の政治的文化の眞實なる擔任者たる普魯西は所謂民族的國家を組織すへき中心となれり。半獨乙的なる輿地利が指導する舊帝國解散の世紀は今事實とならんとし、獨乙民族は其自身政治的團結たらんとするなり。一千八百六十六年四月の九日に於て同盟議會(Confederate Diet)に於ける普魯西の代議士は普魯西政府の發議を本議會に提出したり。其議題は普通選舉と直接選舉に依りて選出する議員より成立する所の國民協議會を招集すべく、各聯邦政府の一致したる現行同盟憲法改正案を此の協議會に提出すべしと云ふに在りしなり。是に於てか同盟議會は此議題を委員會に附托したり。聯邦諸君主は一般に此企圖に不親切なりき。何となればこれ取りも直さず此等君主の主權の破壊を前表したるものなればなり。故に本議題は委員會に於て徒に遷延されたり。普魯西政府は國民議會(National Convention)を開會すべき期日に就てすら同意を得る能はざりき。是に於てか此大變化は平和的革命の方法に依りて成功せられ得可らざるこ



と火を視るか如く昭々たり。同盟議會は塊地利の指揮の下に於て舊資格を保持せんことに決定せり。

是より先きスレスウキツグホルスタインは普奥の兩國相共に協力して獨乙同盟に關係なく占領したるものなりしが今や二國の間に存する理想と利害との撞着矛盾は此處分問題に干し愈々危急の場合に切迫し來れり。而して已に述べたるが如き事情の存するあるか爲に同盟議會は塊地利の請を容れて此争議を決定したるのみならず若し普魯西にして之に抗抵するに於ては直に之に對して同盟諸侯の軍勢を進めんとせり。これ實に一千八百六十六年六月十四日に於て興りたる所なり。是に於て普魯西の議員否全權大使は此決議は同盟憲法を破壊するものたることを宣言し、且普國は該憲法は已に破壊せられたるものにして其檢束力を失ひたるものと看做す可き旨を公言したり。彼は更に宣言して曰く「我が普王陛下は嘗て同盟其者か由て以て存立したる所の國民的基礎の同盟の消滅と共に破壊せられたるものと看做さざるのみならず普魯西は此等の基礎を堅く保持する者にして獨乙民族の共同一致を維持せんと欲するものなり」と。是に於てか獨乙

諸國家の間に存する制法上の羈絆は二個に分裂したり、而て各聯邦は各々其外交政略に據りて自家に好都合なる聯合に列したり。當時聯邦の諸君主は塊國と共に其歩を同ふするを得且つ之れを欲したるなるへし。然れども人民は獨乙統一の目的の故に希望を普魯西に屬し民族的平民國家の設立を望みたり。こゝを以て普國は至る處諸侯の權力を切斷し得べき地位に立てり。彼は非常なる英智と宏大なる元氣とを以てこの機會に乗じたり。次て六月十五日に至り普國政府はサクソニー、ハノーブル及びエレクトラルヘッセ等の諸政府に對して結局談判を申込み此等諸政府に促して軍隊募集と獨乙國會の招集に同意せんを要求したり。十六日に至り普國は獨乙一般に告示を出し、且其軍隊に命令を下たして彼等か侵入し得る所の諸國の人民間に此告示を配布せしめたり。其告示は下の如き著明なる語句を包含せり。「今や獨り同盟の基礎たる獨乙民族の活氣ある一致のみ残存せり、而して此一致に與ふるに新鮮且勇健なる進路を以てするは諸政府及人民の義務にあらずや」と。又之と同日に普魯西はハノーブル、サクソニー、エレクトラルヘッセ、ダルムスタット及びルキセンブルヒを除きメーン河以北の



聯邦政府に對して同盟説を包含する所の前きの告示と同意味の文書を申達したり。この文書はサクセマインゲン、ロイス宗家等を除くの外總ての同意を得たり。

實際戦争の試験に於ける普魯西の勝利は之をしてハノーブル、エルクトラル、ハツセナツツ、及びフランクフォルト等を併吞せしめたり。而して此機に乗してメーン河以北に於ける總ての獨乙聯邦は先きの八月十五日に於て普魯西、サクセ、ワイマル (Saxe-Weimar)、オルデンブルグ (Oldenburg)、ブランヌウキツク (Brunswick)、サクセ、アルテンブルグ (Saxe-Altenburg)、サクセ、ゴータ (Saxe-Coburg-Gotha)、アンハルト (Anhalt)、シュワルツブルグ、ゾンデルスハウゼン (Schwarzburg-Sonderhausen)、シュワルツブルグ、ルドルフスタット (Schwarzburg-Rudolstadt)、ワルデック (Waldeck)、ロイム新家 (Reuss)、シャウムブルグ、リッペン (Schauenburg-Lippe)、リッペン (Lippe)、バーベック (Barbeck)、ブレメン (Bremen) 及びハムブルグ (Hamburg) 等の間に結ぶる同盟に加入せり。今新に此同盟に加入せる此等諸國を列擧すればメクレンブルグ、シュウエリン (Mecklenburg-Schwerin)、メクレンブルグ、ストレリツク (Mecklenburg-Strelitz)、ロイス宗家、サク

セ、マインゲン (Sax-Meiningen)、サキソニー及ヘツセダルムスタット (Hesse-Darmstadt) 等なりとす。

此等の二十二國は今や改守同盟に加入して其軍事上の權力を糾合し悉く之を普國王の命令の下に委託せんことに同意したるなり。加之此諸國は既に同盟議會に於て普魯西が提出したる主義に基き各自の間に永久不斷の結合を計るべき憲法の構造を爲さんことを誓へり。此目的の爲に彼等は其の選擇せる代表者を伯林に派遣せんことに同意したり。而して此等の代表者は憲法の起草を始とし普通選舉と直接投票との主義に基き平民會議員の選舉を行ひ平民會を招集して起草したる憲法を其議事に附し之れか協賛を経て憲法を確定すること等の任務を帯びたり。此同盟は其締結の當日より向ふ一個年即ち一千八百六十七年八月十八日に至りて其終を告ぐべきものと定められたり。左れば若し新憲法にして其期日以前に確定せられず、又は新同盟にして再締結せられざるに於ては獨乙諸國は此期日以後に至れば全く相互無關係のものとなるなり。若し又之に反して該憲法にして其期日以前に確定せらるゝに於ては其憲法は直ちに同盟に代るへ



きものとなるなり。

是に於てか諸國の行政部は同盟條約に於て約束したる通り平民會議員を選擧するか爲に選舉權及び選舉手續に關する法律案を其立法部に提出し、以て條約の下に於ける彼等の義務を充たさんことを始めたり。普魯西立法部の下院に於て此法案の討議を爲すに當り諸國の政府(行政部)に依りて選出せられたる代表者の集合體と諸國の人民に依りて選舉せられたる代表者の集合體の間に於て約諾せられたる憲法は之れか批准を求むる爲に普國立法部に提出せざる可らず、從て又之れを他の諸國の立法部にも之を提出せざる可らずとの説出でたり。其理由は該憲法は普魯西國の權力を同盟の利益の爲めに犠牲に供するか爲めに普魯西憲法中の數多の條款を變更するやも圖り難く否疑もなく變更すべきものなり。斯る變更は其事に關し立法部并に王の合意に依るの外合法的に成功せられ得へきにあらすと云ふに在り。他語以て之を言へば普國立法部は平民的代表者の協議會の地位を變して可否を決定する原集合體の地位より單に商議忠告的集合體の地位に降すべしとの説を提出したるなり。世の註釋者は此點に干して議論するも

のなしと雖も余を以て之れを看れば此説たる併せて各政府代表者の集合體をも此と同等の地位に降たさんとするに外ならず。然り而して普國立法部は此主義と手續とを行はんことを主張したりしかば同盟諸政府(行政部)遂に之に歩を譲りたり。斯くて諸國の政府に依りて選出せられたる委員は一千八百六十六年十二月十五日伯林に會合し北部獨乙聯邦の爲に憲法を編成したり。又人民に依りて選舉せられたる代表者は同盟政府の權力に基き普魯西王に依りて一千八百十七年二月十四日伯林に集會すへき旨を達せられたり。是に於てか憲法の草案は彼等の前に提出せらる。彼等は四十一個の點に於て憲法草案に修正を加へて之を採用し、而して後該草案を起したる所の集合體に廻送したり。此平民會に於ける投票は五十三票に對する百三十票の多數なりき。彼等は國家の數に依らずして委員の頭數に依りて投票したり。彼等は本國人民の指揮を受けて投票を爲したる者にあらず。而して其の議決は豫しめ規定せる議事規則に依り單純多數を以て之を議決したり。是に於て政府の代表者は此修正を承諾し以て平民會より廻送したる所の憲法を承諾せんと決心したり。斯くの如くにして憲法は諸國の



政府行政部より各自の立法部に送達せられたりしが諸國の立法部は各々其規定せる憲法改正の手續により其批准を完成したり。此新憲法は一千八百六十七年六月一日より其効力を生ずべきものなり。

此の憲法は即ち北部獨乙聯邦の憲法なれども未だ以て獨乙帝國の憲法とは爲す可らざるなり。彼のメーン河南に於けるバイリヤ(Bavaria)サルテンベルク(Württemberg)バーデン(Baden)ヘッセ(Hesse)等の諸國は尙此連合の範圍外に立ちしなり。一千八百六十六年に埃地利と媾和の後此等の諸國は普國と改守同盟を形成したり。而して一千八百六十七年七月一日以後に至りて北部獨乙聯邦は此等の條約上の關係に於ては普國の有する權利義務の法律上の相續者たるものと思考せられたり。此等の關係は彼の一千八百六十七年七月八日の獨乙關稅會(Zollverein)に依りて一層強められ且つ一層親密にせられたり。是に於てか此等の諸國は北部獨乙聯邦と關稅上の連合を締結し關稅行政の爲め一種の政府を創立したり。獨乙國家全軀か一個の民族として完全なる一致を成就することを妨害せんとしたる佛國の所爲は此共同一致をして一層早く成功せしめたり。彼の獨佛戰爭に

於て獨軍か勝を制したるの瞬間バイリヤ國王は首として同盟に加入したり。普魯西の國王なる北獨乙聯邦の大統領は既に北部聯邦憲法第七十九條第二項に依りて南部獨乙諸國若くは此等諸國中の或國を同盟に加入せしむる爲に北部聯邦の立法部の前に其議題を提出するの權を委任せられたり。而して此加入は通常立法の手續を以て許可するを得べし。是に於て一千八百七十年十一月北部聯邦の大統領はヘッセ及バーテンの大公等と條約を締結し又ウルテンベルヒ及びバイリヤ國王等と條約を取り結びたり。此等の條約は獨乙聯邦と此等諸國と連合せりとの約款及び一千八百七十一年一月一日に於て獨乙帝國を建立すへしとの約束を包含したるものなり。此等の條約は此等諸國の君主に依りて其各自の立法部に提出せられ各其國の憲法に依りて規定せられたる方法に於て批准せられたり。而して北獨乙聯邦憲法は其第七十九條に於て既に特別の規定を爲し斯る約束は立法上の方法に於て批准するを得べきを聯邦議會(Federal Council)と國會(Diet)とに許したり。斯の如くにして獨乙聯邦即ち獨乙帝國の憲法は最初種々別異なる文書中に含蓄せられたれば隨て紛糾難駁なるを免れ



す。左れば一箇の文書に之を編纂統一する必要は甚だ明かとなれり。是に於て新聯邦諸國の代表者か聯邦議會(Bundesrat)及び國會(Reichstag)に集會したるを見て帝國大宰相は其形体に於ける憲法改正の議を提出したり。而して兩院は大多數を以て之を可決したり。勿論是れ形体上の改正なれば新たな規定は一として新憲法々典の中に加へられず以前より存立せる規定は一として變更を加へたるをなかりしなり。新憲法は一千八百七十一年四月十六日に發生したりとの日附を有すれども其實獨乙帝國の發生期日は一千八百七十一年一月一日とせざるべからざるなり。

以上は即ち現今の獨乙帝國憲法の構造略史なり。今や數歩を進めて政治學上の問題に移りて聊か攷究する所あらん。獨乙憲法か由て以て存立し依て以て正當にして合法なるを得る所の獨乙國家の根底機關たる主權は現に何處に存在するものにして又た何處に存在したるものなりしや。按ずるに北獨乙聯邦憲法を構造するに當りては三箇の別異なる機關の之に參與したるを見る。換言すれば聯邦諸國の行政部長即ち所謂十九箇の王制國家の君主及三箇の自由市の元老議院

と一箇の協議會として會合したる北獨乙諸國の人民の代表者と及諸國の立法部との三者是なり。所謂北獨乙聯邦なるものに南部諸國か加入したるか爲に擴張せられて獨乙帝國と成りたるの時に在りても此三箇の機關は復た參與したりき。即ち北部獨乙聯邦の各行政部長及南部獨乙諸國の諸行政部長北獨乙聯邦の聯邦議會と國會南部獨乙諸國の立法部の三種是なり。但し此等立法部は此場合に在りては何れも其國の憲法上憲法改正の爲め規定したる方法によりて批准せるものなりき。

此等機關中の孰れの者か主權者たる獨乙國家を代表せしや。孰れの者か眞に該憲法を設定して孰れの者か單に粧飾的附屬物なりしや。若し夫れ吾人にして此問題に關し單に純粹なる法理上の見解を取るものとせば——即ち吾人にして一千八百六十六年に於ける獨乙同盟の解散後に存在せる所の事狀を以て正格なる事狀なりとし從て獨乙帝國の完成の爲めに執行したる各手段は悉く合法的なりとの主義に據りて論ずる時は——吾人は至高獨立の諸國か首として有期國際條約を締結し此等諸國の主權を一箇の結合主權と化成する所の一國家を建設せん



ことを約束したるものなりとの論決を得へし。従て新憲法か由て以て存立する所の新主権は二十五箇國の主権と二十五箇國の政府の権力の一部が其任意を以て一箇の國家と一箇の政府として合夥せるが爲に成立したりとの論決に到來するものなりとす。斯かる見解に従へば新國家は有機的資格に於て其元國家を代表する所の集合夥即ち聯邦議會英語 フエデラル・カンサナル Federal council 獨乙語 アンシュスラフ Bundesrat に於て組織せられたるものなり。聯邦國會英語 フエデラル・カンサナル Convention 獨乙語 アンシュスラフ Parlament 獨乙語 キヒル Diet と諸國の立法部とは組織的權力を有するものにあらすして單に批准權力を有したるに止まるものとす。

余は此見解に二箇の大困難あるを發見する者なり。一は歴史上の困難にして他は學理上の困難なりとす。第一に此見解は北獨乙聯合及其聯合の擴張たる獨乙帝國が由て以て發生し來りたる所の事狀の革命的性質を看過する者なり。獨乙聯邦國會か普魯西を脅迫し而して普魯西は法律上解散する能はざる聯合より逸脱して各國政府に告ぐるに其決心を以てし、且つ獨乙人民に訴へたるか如き、余を以て之を視れば普魯西は法律上の論據を棄て、權力に訴へたる者なり、最早法

律上の問題にあらすして權力上の問題なりしなり。合法的方法と手段とは當時の混乱を鎮靜し當時の必要に應ずるに足らざるを覺知したる曉に於て普魯西は權力上の活動に出てたるなり。獨乙政治歴史の發達上に於て今や管に政府の形骸の變化のみならず、又國家形骸の變化をも來たすへき時こそ到來したりしなれ。此時に當りてや主權なる者は聯邦憲法か其存在を認むる所には既に事實として存在し居らざりしなり。乃ち事實と法律とは相互に矛盾したるなり。而して事實は法律に降らず法律も亦一步を事實に譲らざりしなり。是を以て政治的道義の論據に依れば普魯西の正當なるは確然なりき。然れども普魯西の所爲を法律の原理に照らすに於ては其叛逆の罪あると昭々たり。但た戰爭に訴へて成功を奏したりとの事實は叛逆を變して革命となし又法理に新基礎を與ふるを得たりしのみ。彼の獨乙帝國憲法編成史の純然たる法理的註釋者なるラバンドは之と異なる意見を有し獨乙公法に關する其大著述の第十頁に於ける流麗なる文章を以て左の如く陳述せり。「千八百六十六年の戰爭を以て政治歴史上并に徳義上に於て正當なりとするの理由は該戰爭たる普國一個の利益を進むるが爲に非



ずして獨乙全躰の利益を進めんが爲になしたるものなればなり。又普國の版圖を廣むるが爲めに企てたるものにあらずして千八百十五年の條約の爲めに陥りたる獨乙國の政治上の困難を救済せんが爲めなればなり。即ち戰爭の目的たる高尚なる點に在りて存すればなり」と。然れども若しラバンドの説にして眞正なる意見とせば吾人は該憲法か由て以て存立する所の獨乙國家の構造を以て連合一致の自然的中心の周圍に諸力の自然に集合せるものなりと論せざるを得ざるなり。而して其之を爲すや吸引力と排斥力との自然の原理に隨ひ而かも又大目的を貫徹するに當り出來得るだけ現存する若くは一時現在せる適法の形式と擬制どを使用したるものと謂はざるを得ざるなり。次に又吾人は形式と實質とを誤認せざるを要す。此廣大なる行爲に就て獨乙諸侯及諸邦の立法部は其歴史的组织に於て獨乙人民の代表者たるに止まれるものなり。而して聯邦國會は新たに發見せられたる一致躰に於て獨乙人民を代表したるものなり。故に獨乙人民は新制度に於ては終局主權者なりしなり。而して彼等人民は憲法をして急速と偏癖より來る所の誤謬と不完全を免れしめ全躰よりするも又各部よりする

も人民の慾望と希望とを充たさしめんが爲に憲法採用問題を三箇機關に依て調査したりしなり。然らば則ち此等機關の一を指して主權體と呼び他を批准的機關と呼ぶべからず。若し彼等の間に衝突起らんか人民の贊成ある者乃ち勝たん而して人民が自家の信實なる代表者にあらずとして排斥する者は乃ち敗れざる可らず。若し夫れ普魯西國內に住居する人民にして苟も彼等の王若くは彼等の立法部に依り若くは又聯邦國會に依りて帝國憲法の構造を防止せんと企圖したりじと之ありとせんか彼等は疑もなく然かするを得たるなるべし。何となれば彼等は獨乙人民中の大部を組成したる者なればなり。然れども其他の國の住民にして彼の單純なる多數決の規則の行はれざる集合躰に依り即ち聯邦議會及連合立法部に於て斯かる事を試みたりしとせんか、ハノーブル、ヘッセ、ナッソー及びフランクフルトの運命は則ち其結果如何なる可きやとの質問に答ふるに餘あらん。

余か法理的見解に關して發見する所の學術上の困難も亦之と同一の結果に至らしむるものなり。若し夫れ此等三箇の機關の孰れかの一を以て主權者とせば其



主權者たる機關は其の欲する所の事を行ひ、其の欲せざる所の事を防止することを得たるものならざるへからず。若し夫れ主權なる者の標準にして單に發議し又は妨害する所の權力のみに止まるものとせば此等の三箇の機關の各々は等しく主權者たりしなり。蓋し主權なる者の標準は寧ろ總ての抵抗防衛を壓服すべき權力なりとす。而して三機關中の一は充分なる實力を有し、其他の者を征服すへき充分なる決心を有する人民に依りて助力せられたる時に於てのみ斯る權力を有するを得たるものなり。これ取りも直さず該人民は主權者たり國家たりしものにして而かも他の機關を排斥したる事を表彰するものなるへし。故に余の見解たる二十二の純粹なる獨乙的國家に住居する獨乙人民は一千八百六十年に至り人種上の一致より一轉して政治上の一致に變化すへき民族の發達點に到達したりと云ふに在り。始め獨乙國は人民の意識中に於ける理想として主觀的に存立したるものにして、此理想を制度法律に於て客觀的ならしめんとする感情は即ち其結果を得るに於て適法なる習慣的形式を使用したる實力其者なりしなり。然れども眞の根本的權力は其實力に在るものにして此の形式に存在せ

しものにあらず。此等形式にして其實力の加入を許容するに充分なる伸縮力を顯はしたるは此等形式の永續存在の爲めに幸福なりき。是に於てか實力は形式を排斥して自から一層自然的なる形式を創立するの必要に迫られざりしなり。然りと雖もエリチツクの如き註釋者は此事實の故を以て數層の困難を覺ゆるに似たり。同氏及其著書を讀む者は彼の新權力を以て充滿せられたる時に於ける形式と單に舊權力のみを包含する同一形式とを區別するに當りて常に心中緊張力を保存するの必要に迫まらるゝものなり。氏及其讀者は殆んど知らず識らず法理的釋義法に陥り、且つ徒らに論理の正格なる牀裁を以て歡喜し、以て法理論なるものか戦争及び腕力の解釋を爲すに足らず、又新國家の發生時期に伴ひ來たる權力の進化を解釋する能はざる事を忘るゝものと云ふへし。

#### 第四章 佛蘭西憲法編成史

カロリンジアン憲法は佛蘭西憲法の發達を追究するに當りても亦其出立點なりとす。彼の紀元八百四十三年に於ける神聖帝國の瓦解は佛蘭西國に與ふるに領地と人種上の實質的基礎を以てせり。されど未だ政治的に組織せられざりき。王



侯爵、伯爵及び僧侶は依然として舊の如く遣れり。然れども彼等は單に官吏たり政府たり、未だ國家にあらざり、主權者にあらざりしなり。獨り皇帝は即ち國家なりき。何となれば眞の君主國家は神造的基礎の上に安置せられざるへからざるものなればなり、神法により創造せられたるものならざるべからざればなり。國家にして純粹に世俗的のものなるの時にありては外形上に於ての外は決して君主的國家たるを得ざるものなり。故に假令君主政府を有し得へきも國家其自身は貴族政治的の者たるか若くは民主政治的のものなりとす。吾人か知るか如く王者は宗教の基礎を缺けり。是を以て後のカロリンジアン王は皇帝の有したる權利、權力及特權を要求したるも侯爵、伯爵等は常に王と同一なる泉源より彼等の官職と權力とを發したる者なりとの主義を唱へて其の要求を峻拒し以て抵抗の功を奏したり。換言すれば彼等の官職と權力とは皇帝即ち國家より發生し來りたるものなるか故に彼等の領地權と特權とは王の領地權若くは特權と等しく神聖のものなりとの主義に據りて國王の要求を排斥したるものなり。

神聖帝國瓦解の時に及びて帝國の大官は君主たるの權利と權力とを要求したり

き。換言すれば彼等の領地に於ける自治の權利と權力とを主張したりしなり。斯の如くにして皇帝の主權の解除と共に封建的形跡を有せる政府を發生したるも國家の客觀的組織は全然皆無に歸して殘る所の者は貴族的國家を組成すへき原料のみなりき。折りしも國王の權力益々微弱にして彼のノルマン民族の襲撃を防ぐに足らざりしかば此貴族的國家に客觀的組織を與ふるの必要は益切迫せり。而してこの事は紀元九百八十七年に於てセンリー(Comins)に開會したる僧俗貴族の集會に於て完成せられたり。是に於てか彼等貴族は主權者として國家として彼等自身を組成し、カロリンジアン家の主張する要求を排して佛蘭西公、ユーク、カペーを選挙して王となせり。

抑も王政は獨乙に於てよりは佛蘭西に在りて一層好運命を保ちたりき。政治上地方分權に趣く所の貴族的國家の傾向は帝權の再建せられたる獨乙に於けるよりは民主政治の發達したる佛蘭西に於て有力且永遠なる防碍を受けたり。然りと雖も最初百年の間王は只た自家の權位を保護せるのみ。當時彼等の爲したる所は共和主義の侵害に對し其領地を保護せるに止る。十一世紀の十字軍は多